

平成28年第2回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成28年6月3日（金曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
企業立地監	志賀幸弘君	総務部次長	都築幹浩君
住民こども部次長	志賀光弘君	兼総務課長	
兼こども課長		健康福祉部次長	山下明美君
健康福祉部次長	兼健康課長	兼福祉課長	
兼健康課長	薮田芳秀君	環境経済部次長	鳥居栄一君
建設部次長兼		兼産業振興課長	
区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼	羽根淵闘志君
消防次長兼		学校教育課長	
消防署長	長坂好雄君	兼会計管理者	林敏幸君
庶務課長	吉本智明君	兼出納室長	
		予防防災課長	金澤惣一郎君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 牧野洋司

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

お諮りいたします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影をするために、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定いたしました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしくお願いをいたします。

ここで御報告いたします。壁谷消防長は体調不良のため、本日の会議を欠席する届け出がありました。よって、予防防災課長、庶務課長が出席するのでよろしく御報告をいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（浅井武光君） 本日、説明を求めた出席者は理事者22名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、4番 鈴木重一君、5番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡潔明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、9番、酒向弘康君の質問を許します。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告の順に質問をさせていただきます。

私は毎年6月議会では3.11の大震災を忘れてはならないと、そういった変わらない気持ちで質問をしてまいりました。過去の一般質問では、他市町との災害協定締結の

提案、また、シェイクアウト訓練、要援護者の登録率の向上などを提案し、それに対し実現や施策の充実を図っていただきました。そして、4月に熊本県を中心とした2度の大震災が発生しました。犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、被災された方々に対しお見舞いを申し上げます。

3.11の想定外という教訓がありました。今回、またしても想定外という大きな被害となってしまいました。まだ大きな被害に遭ってない私たちは近い将来、必ず起きる大震災に備え、この貴重な教訓を生かしていかなければなりません。教訓とは次に生かすための言葉だと思います。今回は想定外も想定した施策を進めるといった観点から質問をさせていただきます。

まず、想定外の教訓の1つ目であります。支援のあり方について伺いをいたします。被災された方たちが、いの一番に望むことは素早い支援であります。今回、本町の支援として、本町を含む西三河の7市1町から熊本県宇土市に対し、食料やブルーシートなどの支援をされましたが、この経緯と内容、この支援に対する現地の反応などについて伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、行いました支援につきましては、西三河9市1町の災害時相互応援協定の枠組みにより支援を行ったものでございます。愛知県と県内の中核市である豊橋市、岡崎市及び豊田市の4団体が、熊本県宇土市に保健師を派遣したことにより、現地からの支援要請があり、西三河地域の市町で物資提供に関する緊急協議を行い、現地の情報として不足している物資を支援するに至ったものでございます。

支援を行った市町は、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市、幸田町、この7市1町であります。なお、近隣の西尾市と高浜市にあつては、それぞれ独自にゆかりのある市に対し支援を行っておるということでございます。

支援物資につきましては、幸田町からはブルーシートを400枚、トイレトペーパー400ロール、アルファ米1,000食を提供しております。7市1町全体ではブルーシート1,520枚、トイレトペーパー6,200ロール、アルファ米5,000食でございます。

これらの物資は、トラックにより陸路で4月22日午前、岡崎市役所を出発し、翌23日に現地に到着しております。現地での反応についてでございますが、要請のあった物資に限定し送っているということから、非常に喜ばれたと聞いておりますが、ブルーシートについては特に、搬送したトラックに長蛇の列ができるほど非常に評判がよかったというふうに聞いております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） ありがとうございます。

熊本地震の発災直後から、幸田町もそうなんですが全国の自治体が支援活動を展開してきました。東日本大震災の際の被災地であります宮城県石巻市や女川町、ここは熊本県の自治体から当時職員派遣を受けていたということから我々の経験を伝えると、すぐに支援を行いました。また、名古屋市なども職員、または医療チームのDMATの派遣もいたしました。こういった迅速な対応が被災地の大きな力となったわけであります。

本町においても役場、町民会館などに義援金箱を設置し、支援活動もされております。本町の被災地支援活動と町内の住民ボランティア団体、また地域を含めた支援活動を把握されておられたらお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 義援金につきましては、4月18日から役場、社会福祉協議会、町民会館、図書館及び町民プールに設置しております。5月27日現在、総額54万6,593円の義援金が集まっております。また、町職員互助会でも4月27日から職員による義援金活動を行っており、総額で30万1,772円が集まり、5月27日に中日新聞を通じて被災地に支援を行っております。

愛知県の町村会を通じまして、固定資産評価に関する職員の派遣や保健師の派遣について、その可否の調査などは一旦ございましたが、いずれも人員が確保できたため、実際の派遣要請までには至っておりません。なお、消防関係にあっても関西地方までの消防支援で充足しているということで支援要請はないことから、現時点では町として人的支援は行っておりません。今後も支援要請があれば積極的に応じていきたいと考えております。

その他の支援といたしましては、坂崎小学校では児童の発案による地域コミュニティーと一体となった募金活動、また深溝小学校PTAによる募金活動など機会を捉えて、それぞれの活動が行われておるということで認識をしております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） いろいろなところで支援活動がされておるということであります。

熊本市は被災地の受け入れの混乱を回避するために、当面必要となる物資を確保することができましたので、4月21日、一旦、救援物資の受け入れや問い合わせを中断させていただきますと発表しています。

このように、せっかくの善意も時と場合によっては現地を混乱させたり、言葉は悪いですが、ありがた迷惑のようなことも懸念されております。本町の被災地への支援の考え方と、こういった情報収集の手段について、また今後、被災地への支援活動の計画があればお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 避難所における物資の仕分け、管理には多大な労力を要します。必要としない物資があふれる状況は、避難所の運営そのものを危うくする事態につながりかねません。被災地支援にあつては、被災地のニーズに合致した適切な種類と量の物資を支援することが非常に重要な要素の一つと考えております。今回、この幸田町が行った熊本県宇土市への物資の支援にあつては、幸いにも現地入りをしました岡崎市などの保健師を通じ、被災地が必要としている物資の種別を知ることができました。一方で、報道機関により不足する物資が伝えられると、その該当物資が全国から必要以上に届けられ避難所運営に支障を来すケースというものをよく耳にします。被災地への支援における情報収集にあつては、このような教訓から報道のみの情報に頼ることなく、直接的に被災地のニーズを把握することが重要であると考えております。

今回の熊本地震では防災安全課職員1名、それから消防職員1名が現地に赴き、内陸

型地震の被害状況を体験し情報収集を行いました。このように実際に現地入りした職員からの情報や、減災研究の機関拠点であります名古屋大学の減災連携研究センターからの情報を収集することによりまして、適切に被災地ニーズを把握し、支援を行ってまいります。

なお、今後の熊本地震の被災地への支援については、計画のほうはいたしてはおりませんが、愛知県や町村会などからの要請に応じ、必要とされる支援については実施していこうと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） この支援のあり方については、もう1点伺いたいと思います。

熊本の震災直後から全国に自治体の中で、ふるさと寄附金、これの代理受け付けで支援をしているところもあるということでもあります。愛知県では知立市が行っておりまして、全国合わせますと5億円を超えたとも報じられております。

まずは、5月2日からスタートしたふるさと寄附の受け付け状況をお聞きをし、その使途選択の欄に熊本支援といったような欄を新設する、こういった支援も考えられると思いますが、そうした考えについて伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 返戻品の贈呈を伴うインターネットによるふるさと寄附の受け付けを5月2日から幸田町でも開始をし、受け付け状況につきましては、これでちょうどひと月がたちました。この6月2日現在で617件、1,189万円と想定を大きく上回り順調に推移をしております。

今回の熊本地震に対し、被災自治体にかわり、代理受け付けを行っている自治体の多くについては隣接県であることや、被災自治体と災害協定、こういったものを締結を行っているということで、交流を行っているゆかりなどにより実施しているというふうにお聞きをいたしております。寄附の受け付けにつきましては、返戻品の発送を伴うものではなく、純粋に被災者支援等に利用してもらうための寄附受け付けを行っておるということでございます。

この寄附の代理受け付けにつきましては、直接被災自治体に寄附を行った場合、寄附証明書の発送等の事務負担がふえてしまうということもあり、その事務負担の軽減を図ることを目的としまして、災害復興事務に追われ、人手が不足する被災自治体に対して有効な支援の方法の一つというふうには考えております。

本町がふるさと寄附受け付けに関する委託契約を結んでいる楽天におきましては、契約上、またシステム上ともに現状では、その代理受け付けを行うことができないということで、楽天においてふるさと納税のトップページにおいて、楽天でふるさと納税を行っている熊本県菊池市に対する寄附受け付けを行っており、システム使用料等については無料で、寄附証明書の発送等の事務についても楽天サイドが行っており、被災自治体の負担にならないように寄附受け付けが行われております。

今後、本町と災害応援協定等により、ゆかりのある自治体が被災したようなケースでは、代理受付業務を行うことができるよう楽天側にも働きかけ実施することを前向きに検討するよう調査研究のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

○議長（浅井武光君） 9 番、酒向君。

○9 番（酒向弘康君） わかりました。

次に想定外 2 つ目の教訓としまして、熊本県では大地震は起きないという想定が大災害につながったとも言われております。想定をすべきだった耐震化対策についてお聞きをいたします。

今回、地震が発生した直後から、住民は最も頼りにしている役場、あるいは市役所に集まってくるということがニュースの映像でよくわかりました。ところが、益城町役場は壁にひびが入り、立入禁止となりました。特に、宇土市役所は 5 階建ての建物の 4 階部分が崩れ、建物内での行政遂行能力が完全に失われてしまいました。

そこで、本町の庁舎の建築年数をお聞きをし、今回の教訓として、町の災害対応の拠点となるべく庁舎など、災害時に行政業務の継続性を維持し、機能低下に陥れないために、どのような備えをされているのかお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この役場の現在の耐震基準につきましては、昭和 56 年の建築基準法の改正により定められております耐震基準ということでございます。本町の役場は昭和 60 年 9 月 28 日に竣工検査が行われておるということで現行の耐震基準には合致をしておるということでございます。また、外壁タイルの補修というようなことも行いまして、そういったものの落下防止というようなことも行っておるという状況にございます。

また、続いて、庁舎の機能維持につきましては、役場庁舎につきましては、自家発電装置、これを有しまして、また平成 27 年度に太陽光発電システム、こちらの整備も完了しております。災害時にはこの太陽光発電と自家発電装置によりまして、災害に対応する活動は可能であると認識をしております。

このように役場庁舎は耐震基準を満たし、非常電源装置も満たしておりますが、熊本地震を教訓といたしまして、もしかの場合には屋外での災害対策本部の設置、こういったものも調査検討のほうをしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9 番、酒向君。

○9 番（酒向弘康君） 熊本県では指定避難所となっている施設の 1 割の 65 カ所が安全性に問題があるということで閉鎖をされておりました。本町の公共の建物や学校の体育館、地域のコミュニティー施設など、耐震性を初め、町民のよりどころとなり得る備えをされているのか、これについてもお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 本町では、避難所として 71 カ所の公共施設がございます。学校施設については、昭和 56 年 5 月以前に建築されました 6 小学校 1 中学校の一部校舎等において平成 14 年度及び 15 年度に耐震診断を行い、平成 16 年度から 19 年度までに耐震改修を終えております。その他の避難所においても、各所管課により耐震診断を行っており、全ての施設において耐震基準を満たしているものと認識をしております。

なお、住民のよりどころになり得る備えということでございますが、各行政区に 1 台

ずつMCA無線機を配備しているほか、各学校に防災備蓄倉庫、これを配置しております。また、一部の学校施設には太陽光パネルと蓄電池を設置しておりますが、まだ十分な能力とは言えませんし、全ての避難所に万全の設備を整えることも難しい状況ではありますが、快適な環境づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 住民が本当に頼れる幸田町役場、あるいは公共施設であることを願いたいというふうに思います。さらに検討等を加えられたらと思います。

次に、一般住宅の耐震化についてお伺いをいたします。

熊本地震で死者が出た倒壊家屋・アパート34棟のうち、23棟が耐震基準前の建物だということが判明しております。建物倒壊による死者は48人のうち37人、約8割が倒壊により亡くなられたということでもあります。被災地に派遣された愛知県職員からの報告では家に殺されるかもしれないという危機感を持ってほしい、そして、倒壊から命を守るのはもちろんだが、今回のように避難生活も大変で多少お金をかけてでも家で過ごせるように耐震化を考えてもらいたいという耐震化の重要性を強調しておりました。

本町の住宅の耐震化改修の進捗状況についてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 住宅の耐震化という御質問でございますので、建設部のほうからお答えさせていただきます。

幸田町の建築物耐震対策促進計画がございまして、住宅耐震化について平成24年度では77%であったものを平成32年度までに95%とする計画でございます。住宅の耐震化率、平成27年度末の状況でございますけれども、幸田町では85.7%ということとなっております。これは住宅土地統計による推計値でございまして、おおむね2,000棟程度が、まだ耐震化されてないというふうな状況になってございます。愛知県の平均は平成25年10月1日現在で85.8%とほぼ同じような耐震化率というふうな状況になってございます。ちなみに現在の累計の耐震改修診断の件数につきましては、診断が633件、改修は63件、またシェルターは2件というふうな状況で使っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 熊本地震のニュースの中では、この熊本県の人のお話ですけども、この地域では台風対策は入念にしていたが地震の想定は全くしておらず、特に西原村は議会においても耐震補強などの議論は一切なかったということでありまして、当然、耐震化工事補助金制度もありませんでした。政府は全国の住宅の耐震化率を先ほど部長が言われました2020年に95%引き上げる目標を立てており、さらに100%にすれば死者が9割減少すると予想をしております。そこで熊本地震の後、本町の住民の方の意識の変化についてお伺いをいたします。

住宅の耐震化の問い合わせ、あるいは実際に耐震化工事の動きは出てきているのか、また今後、施策の拡大、さらなる住民への周知、どのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 平成23年の東日本大震災の当時はいろんな問い合わせ等ございますけれども、その後は減少傾向でございました。今回の熊本震災の影響でございますけれども、20件ほど問い合わせが少し増加しているというような状況でございます。確かに東日本の大震災のときは、診断が77件、改修も10件という、かなり多い数でございましたけれども、昨年度まではかなり少なくなっていたということで、今回、今年度に入りまして、4月5月と、この2カ月でございますけれども申し込みにつきましても診断が7件、また改修も1件という形で出足が早くなっているというような状況になってございます。

一方、震度6強以上の場合に損壊しても全倒壊しないという耐震基準に対しまして、今回は熊本地震は震度7が2回ほど連続したということから、耐震化した建物でもなかなか被害が大きいということで、その耐震のシェルターについての問い合わせも出てきているというような状況でございます。

施策としましては、各種補助のメニューを拡大させていただきながら、今年度から耐震改修のための取り壊し費の補助を創設させて拡充しております。この内容につきましては、6月の広報で熊本地震を受けての特別地震特集の中で住まいの耐震化を支援しますということで除却工事補助金の制度と従来の補助制度をあわせていく。また、対応窓口なども紹介させていただいているということでございます。今、周知としましては、そういった内容と、また旧耐震基準での世代を中心にまた緊急避難輸送路の沿道の方を中心に積極的な働きかけをしているというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 耐震化を進め、自分の命を守るということは当然、個人の自己責任というふうには思いますけれども、住民に対して粘り強く耐震化の重要性を理解してもらう努力をすることは、やはり行政の役目であるというふうに思います。

次に、想定外の教訓3つ目であります。避難の問題点についてお聞きをいたします。今回の地震は14日に発生した前震を挟んで16日に発生した本震と今も長引く余震が発生していることも想定外であります。14日の前震の後、避難所から自宅に戻って、2回目の本震で家が倒壊し亡くなった方もおりました。そして、熊本県は大震災のときの避難者数を6万人と想定していましたが、実際には11万人以上の避難者でありまして、これも想定外だったと言えると思います。

益城町では避難者数は住民の14%ということでありましたが、本町の避難者数をどの程度想定され、避難所のキャパ、現在のキャパはどの程度か、また地域で不足が想定されることはないかなどをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 避難所のキャパということでございます。平成26年に作成されました愛知県東海地震、東南海地震、南海地震等被害予測調査における避難者数の想定結果によりますと、幸田町の避難者数は発災後1週間が最も多く、約5,300人と想定され、約13%程度となっておりますが、そのうちの半数の方が避難所へ避難されるという見込みになっております。

現在の幸田町の地域防災計画では、基幹避難所として10カ所を指定しております。この10カ所の面積から算定しました長期避難に対応する収容人数は2,877人と想定されており、理論上では避難所のキャパシティーは充足していることになります。しかしながら、帰宅困難者や想定以上の避難者数に対応するためには、全ての公共施設を活用する事態も想定する必要があります。なお、町が指定する避難所7カ所の収容可能人数は長期避難で6,110人と試算をしておりますが、その際は物資の供給体制など新たな問題に対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） まだ食料等の問題はあるというようなことであります。

今回の被災地からのニュースでは、自家用車で車中泊をし避難生活をされている様子が多く報道がされておりました。ただ、駐車場も少なく、毎日ジプシーのように駐車場を転々とされ、肉体的、精神的苦勞はいかほどかというように、いかほどかと察しいたしますが、今回の震災では今までの常識でありました避難所は体育館のような大きなスペースを用意する、このことが覆り、建物内にはいたくない、プライバシーを確保したいと考える人が多かったということも想定外だったと言えると思います。本町もこういった想定外のケースも考えておく必要があると思います。

現在、本町には比較的大きく、そして安全な駐車スペースがどの程度あるのか。また今回の教訓から大型駐車場を持つ事業者や店舗などと、駐車場を避難所としての使用協定を締結する必要があるのではないかと考えます。それは従業員やお客さんが駐車場を使い出したとき、混乱を回避するためでもあります。この点についてと、事業所などとさらなる協定締結の計画があればお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 車中泊の件でございます。今回の熊本地震で車中泊についてはかなり報道もされておったということでこちらのほうも考えさせられました。現在の幸田町の地域防災計画には車中泊への対応の記載はございません。熊本地震では多くの方が車中泊を余儀なくされた事実からも対応を検討する必要があるというふうに考えております。車中泊のための駐車場としては、公共施設の駐車場が候補地となり得ると思いますが、支援活動に支障を来すことのない場所に限定をされてくるというふうに思います。

また、現在、一時避難所として駐車場を開放していただける事業所として町内の企業と協定を締結をしておりますが、車中泊に対応するものではございません。一時避難場所に関する協定を締結している事業所を初め、町内の大規模駐車場やグラウンドを保有する事業所の意見をお聞きしまして、被災後の企業活動にも配慮しながら駐車場を車中泊の避難所とする協定についても早急に調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 今回の地震は、前震、本震とも夜中に発生しておりました。そのため、帰宅困難者の問題は話題にはなっておりませんでした。本町は昼間の人口のほうが多いということではありますが、現在の昼間人口と帰宅困難者想定として、発生した時間

別だとか、事業所別、地区別などの内訳等々のデータがあればお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 帰宅困難者の問題でございます。幸田町の昼間人口につきまして、まだ平成27年に実施されました国勢調査の結果の集計が完了しておりませんので、平成22年度の国勢調査結果となりますが、国勢調査人口3万7,930人に対し、昼間人口は3万8,451人、人口比で101.4%というふうになっております。帰宅困難者数にありましては、昼間人口と公共交通機関等の状況に比例し、その人数も増加するものと認識しており、多くの昼間人口を抱え、東海道本線の3駅を有する本町においては、帰宅困難者数については災害発生の時間にもよりますが、愛知県東海地震、東南海地震、南海地震等被害予測調査によりますと、最大時となる正午に発生した場合の幸田町内における帰宅困難者数は3,500人から3,900人程度というふうにされておりますが、事業所や地区別、そういった想定は行っておりません。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 細かい想定もされたほうがいいのかというふうに思います。

それと、平成28年度当初予算の新年度の予算であります。安全対策一般事業で帰宅支援マップ作成で64万8,000円が予算化されております。これはこういったもののなかにお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 帰宅支援マップでございます。

東海地震に係る警戒宣言が発令され、公共交通機関が運行停止となった場合を想定しました主要駅からの帰宅経路、それからトイレ、水道水などの支援を受けることができる広域避難場所、一時避難場所などを明記したマップを作成する予定でございます。主な記載内容としましては、避難所だとか、避難場所、コンビニエンスストア、郵便局、新聞配達店、ガソリンスタンド、こういったものを記載していくということで計画をしております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 帰宅難民を発生させない対策ということでありまして、それは帰るな、そして帰すなというのが原則だということでありまして、最近では、この考え方がようやく浸透してきて、内閣府の防災計画にも取り入れられ、東京都では、都心の事業者やデパートなどに最低3日間、従業員やお客さんを帰さないで、一旦とどめることを条例化し、その対策も進められてきております。

本町の帰宅困難者対策の内容と帰宅難民を発生させない対策について、事業所などと協議は進められておられるのか、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） むやみに移動を開始しない。そのことが帰宅困難者対策の基本原則であるというふうには考えております。また、安否確認手段を日ごろから家族の中で話し合っていただく、こういったことも重要なことであるというふうには思っております。これらの内容を平常時から積極的に広報し、一斉帰宅の抑制に努めてまいりたいと考えております。また、必要に応じて滞在場所の確保等の支援も行っていきたいとい

うふうに思っております。これらの広報活動につきましては、本町ではまだ事務所との協議は進んでいない状況にはございます。各事業所においては帰るな、帰すなの原則はかなり浸透している状況にあると認識をしておりますが、事業所における防災講話、また各種協定締結の場など、そういった機会を捉え、町としても啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 事業所などと細部にわたる連携の推進を進めていただきたいというふうに思います。

次に、町のホームページの中で、5月の半ばから施行されております町内の3つのアンダーパス、仲田ガード、錦田ガード、鷺田ガード、このガードの状況をライブカメラで見ることができるようになっております。この画像によりまして、災害時や帰宅困難者等への交通の混雑状況、あるいは異常など目で見て確認が可能になりました。これも昨年の6月議会で私の一般質問の提案を実現していただきました。災害発生時に帰宅が可能かどうか、あるいは道路の通行状況、異常はないかなど。また、平常時でも車の流れを知ることができるという、大変すぐれた情報提供だというふうに思います。試行中ではありますが、その現状とケーブルテレビなどでの放映計画があればお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） ライブカメラ、ウェブカメラの関係でございますので建設部のほうでお答えさせていただきますが、昨年6月の議会でお答えさせていただいたとおり、ウェブカメラを平成27年度で設置し、新年度で今、試行的に稼働させているというような状況でございます。これは町内3つのアンダーパスにおける洪水時の降雨や冠水の状況、また雪の状況、また現場管理、交通の状況等を把握することで災害対策本部だけでなく一般の方にも、また施設管理者など利用者への情報を提供することで注意や、また迂回を促すのが目的で行っているものでございます。本格稼働する上では、この内容を災害地区調査員とか連絡委員である区長さん、また議員各位への内容周知をさせていただき、一般の方にはホームページや広報、CATV等で周知していきたいというふうに考えております。また、アンダーパスを管理しております管理人とか、また道路河川の災害時応援のための応急対策を協定を結んでおります町の建設業組合、また通勤者対応のため、また帰宅と通勤などのための各事業所との調整、こういったものを周知を行いながら調整をし、稼働させていきたいというふうに考えております。

また、三河湾ネットワークのケーブルテレビにおきましては、お天気チャンネルにおける番組コンテンツとして番組編成のための準備を現在行っている状況でございます。

おおむね6月の中旬ごろに本格稼働を目指しているというふうな状況でございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 大変便利ですぐれているなというふうに思います。ただ、映像のプライバシー問題等々も十分配慮されて、本格稼働に入られたらというふうに思います。

この項目の最後の質問となりますが、平成28年度の防災リーダー養成講座を7月、8月にそれぞれ1回ずつ開催を予定されておりますが、自主防災会から2人以上の参加

をお願いされております。現状の自主防災会組織というのは区長を中心とした単年度の組織になっていることが多くて、なかなか根づいていないのが現状ではないかなというふうに思います。

その話は別ですが、防災リーダー養成講座を受講した方の地域の人への周知、わかってもらえる、この人が講座を受けた人だよということですね。また、地域での活動がしやすいように目立つ腕章、あるいはバッチなど、町から貸与し、防災訓練などで住民にわかりやすくする必要がありますのではないかと思います。これは実際の災害時には混乱する現場を仕切るリーダーとして、また統制や情報通達に大きな効果が発揮できるものと思います。こういった考えについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） リーダー研修の効果、この持続性については大きな課題であると認識をしております。今年度の防災リーダーの養成研修ではフォローアップ研修も兼ねて平成25年度の受講者にも参加を呼びかけていくという予定でございます。また、平成26年度以降の防災リーダー養成研修の受講者には受講証明書を発行しております。現在、小中学校の防災備蓄倉庫内へオレンジ色のカラーベスト、これを12着ずつ配備してありますので、災害時はこれを有効的に活用していただきたいと考えております。また、今、議員御提案いただきました腕章につきましてですが、確かにその混乱した避難所を仕切るためには大変有効であるというふうに考えますので、こちらにつきましてはずぐにでも対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。次に移ります。

本町はこの2月に人口4万人を達成し、人口増加が2040年まで続く町とされております。3月末発行されました月刊ダイヤモンドの記事では、勢いのある町として全国1,711自治体の中、上位20番目にランクされ、町村では日本一勢いのある町と掲載がされておりました。しかし、人口増と同時に進行する高齢化、介護福祉問題は本町においても例外ではありません。まず、本町の高齢化率と平均寿命、健康寿命の現状について、また近隣との比較もお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町の健康寿命、平均寿命、それから高齢化率の御質問でございます。まず、平均寿命でございますけれども、政府統計で平成22年の数字が出ておりますので御報告させていただきたいと思えます。男性が、国が79.6歳、県が79.7歳、幸田町が80.5歳ということで0.8から0.9歳ぐらい全国、県より長くなっているというところでございます。女性については、女性の平均寿命は国が86.4歳、県が86.2歳、町が86.2歳ということで、ほぼ同じ年齢ということになっております。

次に、健康寿命でありますけれども、男性については国が69.9歳、県が70.6歳、町が80.2歳とおおむね9歳から10歳ほど健康寿命は長くなっておるということでございます。女性の場合の健康寿命は、国が73.3歳、県が73.4歳、町が84.9

歳ということで、おおむね１１歳ほど長い統計となっております。また、高齢化率でありますが、平成２２年では国が２２．８％、県が２０．１％、町が１７．１％でありましたけれども、２６年には国が２６％、県が２３％、町が１９．４％となっております。いずれも国と比べれば６から７％、県と比べても３から４％ほど幸田町の高齢化率は低いという形になっております。

○議長（浅井武光君）　９番、酒向君。

○９番（酒向弘康君）　おおむね幸田町は健康な町ということが言えるかというふうに思います。今年度、介護保険条例の一部が改正され、医療介護関係者の情報を共有した支援事業が開始されました。在宅介護の家庭にとって、具体的に現状がどう変わるのか。また、新規事業の在宅医療連携システム整備事業との関連についてもお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤　正君）　ＩＣＴの導入の関係でございますけれども、この目的は岡崎市、幸田町の住民の方々に対して、多種職が連携して医療介護のサービスを提供することができるというシステムでございます。この医療介護連携ネットワークを構築することになります。このネットワークシステムは岡崎幸田の市町、それから医療機関、介護サービス事業所で構成する協議会で管理、運営することとなりまして、電子連絡帳という電子情報を媒体として患者様の在宅療養に必要な情報を供給することで在宅医療関係者の活動支援及び負担の軽減、関係機関の連携体制を図り、もって患者の方々の在宅介護者に対する迅速な情報共有と適切な医療介護支援をすることができるということでございます。

新事業の内容でございますが、平成２８年度の在宅医療介護システム整備事業として３４２万５，０００円を計上しておりますけれども、これはシステム整備に係る協議会の負担金、電子情報による電子医療マップ、それからパンフレットによる福祉マップ作成委託システム管理などが含まれておることでございます。

○議長（浅井武光君）　９番、酒向君。

○９番（酒向弘康君）　次に、日本における福祉、介護の現状でありますけれども、団塊の世代が高齢化になるに伴い、介護サービスの需要は当然増大していきます。半面、介護の仕事は重労働や低賃金のイメージが強く、慢性的な人手不足が続いている状況であります。このギャップが解消されない限り、今後の日本を支える成長分野としての期待に応えられないというふうに思います。一億総活躍時代、介護離職ゼロと言われる中、介護者の処遇改善と人材確保、その仕組みの改善が緊急の課題と考えます。国の推計では、現在介護職員は１４９万人であります。団塊の世代が７５歳以上になる２０２５年には、さらに１０万人近い人材を確保していかないと対応できないというふうに言われております。また、介護費用・保険料も２１兆円を超えると試算されており、これがいわゆる２０２５年問題とも言われております。

本町における介護を理由とした離職の状況、また、在宅介護をしている労働者、失業者などの介護者に対しての支援対策があればお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤　正君）　残念ながら、幸田町における介護による離職者数について

は把握しておりませんが、平成25年度の厚生労働省による全国の雇用動向調査によりますと、就業者に対する離職率というのが15.6%。そのうち介護、看護を理由とするものが離職者の1.3%であるということからしますと、幸田町の平成22年の国勢調査の就業人口に、それを掛けますと40名程度の方が幸田町の中で離職者があるのではないかとこのように推測されるところでございます。失業対策としては、町が直接行うというよりもハローワークのほうが行っていただくということになりますけれども、労働者の仕事、介護の両立を支援する育児介護休業法などが法で定められておりますので、そちらの範囲で介護離職とならないような企業努力をお願いすることになると思います。町としては、介護をされている家庭の方、家族の方たちへの支援として、家族在宅介護手当を給付し、介護者の精神的、肉体的、経済的な負担の緩和の対策を図っているところとなります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 老老介護という言葉と並行して最近ダブルケアという言葉もよく耳にするようになりました。少子高齢化が加速していく中で、今後、必ず大きな課題になってくる言葉だということふうに思います。それは少子化の影響もあり、兄弟や親戚も減少していく中で、子育てと親の介護を同時にしなければならない世代がふえていく状態をあらわしています。

本町は、在宅介護手当として、在宅で介護をされている家庭に対しまして、1カ月1万円の手当を支給されているというふうに思います。こういった事業は今後さらに拡大を期待するものでありますが、今年度、当初予算に1,440万円が計上されております。この内容と町内の在宅介護の推移、予測等々についても伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 在宅介護手当につきましては、平成12年に寝たきり老人扶助費から家族在宅介護手当に変わしまして、65歳以上の要介護3以上の認定を受け手いる方を現に介護している家族の方への手当として支給されるようになったものでございます。平成23年度からは従前の月額5,000円から1万円に引き上げられるなど、制度の拡充を図ってまいりました。近隣の状況でございますが、廃止をするような市もある中で今のところの制度を、支給額を見直す考えはないということでございます。手当の推移として、平成25年には169名の支給者がございまして、総額が1,373万円、平成26年には180人、1,310万円となっております。27年度、現在金額ではありますが、1,210万円という形で推移をしているところでございます。今後も高齢化率の向上とともに支給対象者の増加を見込んでいるところでございます。なお、近隣の例といたしまして岡崎市が要介護4以上の非課税者で月額5,000円。西尾と安城市が3カ月の寝たきり状態になる方について月額3,000円を支給して、蒲郡市においては平成23年にこのような制度を廃止されたということでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 答弁時間、非常に少なくなってきましたのでポイントだけ言っておいただければと思います。

広報こうた5月号で地域包括ケアシステムの目指すイメージが2ページにわたって掲載され、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割が図解されておりました。この中で互助というキーワードは災害時のときにはございません。この4つと災害時の3つの役割について簡単にお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 防災でいいます自助・共助・公助、これは自助については自分で自分を助ける。それから共助につきましては、家族、企業や地域コミュニティーでともに助け合う。公助については、行政による救護支援ということでございます。この地域包括ケアシステムにおきましては、共助を2つに分けて、共助と互助という形になります。意味はほとんど一緒でございますけれども、共助のほうは介護保険などのリスクを共有する仲間、被保険者ですけれども、負担をし合うということが共助になります。互助はお互いに助け合い、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的な協力ということで3つの目標と4つの目標ということになっております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 次に、地域包括支援センター、これは正式な名称でありますけれども、ある調査ではこの名前を知っているという人が全体の2割弱ということでありまして、この名称の浸透度は非常に低く、わかりやすくなっております。わかりやすい名称に変えたらどうかという声も多く、全国の中では高齢者サポートセンターに変更したところもあるようでありまして、愛知県では名古屋市がいきいきサポートセンターというふうにしております。

この名称の浸透度が低い点についての見解、本町におかれましては、その名称の変更の考えはあるかについてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 地域包括支援センターにつきましては、2005年の介護保険法の改正で各市町村に設置することになりました法で定められた名称でございますので、町としては改めるところではございませんが、愛称として使う場合については利用者の皆さんの意見があればということでございます。

なお、幸田町の包括につきましては、介護保険絡みでございますので、高齢者にとっては包括という名称はなじみがあるというふうに考えておりますので、今後、知名度の引き上げも含めまして制度の充実としては図っていききたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 愛称は可能ということでございますので、御一考をお願いしたいと思います。

次に、地域コミュニティーの充実の話であります。私の住んでおります深溝地区では地域で支え合うまちづくり、これには民生委員の方や、あるいはボランティアの確保、こういった多くの課題を認識する中で地域の実情に合った地域組織、仮称ではありますけれども福祉委員というのを新設していこうといった動きもあります。これが実際に活動するようになれば、個人情報等の壁がネックとなっております災害時要援護者推進の体

制づくりにも大きく前進できるのではないかというふうに考えます。

ここで町長にお聞きしたいと思います。こういった地域の実情に合った小地域簡潔型の地区社協、こういった前向きな動きに対しまして、行政として現状の地域包括支援センターの活動の充実と地域の仕組み構築のために大きな支援を望むものであります。見解をお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 深溝学区の新しい取り組みとして、こういうことを考えていただくの本当大変うれしく思っております。それで、現状は民生委員さんとか人権擁護委員さんとかいろいろな方がいらした中において、新たにその地区社協といいますか、そういうものを構築していくということになりますと、その前段で福祉委員さんとかそういうことを一度考えさせていただいたり検討させていただいて、深溝学区がモデル地区となれるような方向で内部で検討を進めさせていただこうと思っております。どんな形になるかわかりませんですけども、まずはどういう形がいいかということを検討させていただこうというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） よろしく願いいたします。

もう1点、町長に答弁をお願いしたいと思います。

介護の現場では、介護員は患者を抱きかかえる、おむつを交換する、風呂を介助する、こういった動作に対しまして、中腰の姿勢になることが非常に多く、腰痛になったりいたします。せっかく高い志を持って介護職という職についたものの、それが原因で離職しなければならないといったことも起きているというふうに伺っております。このような過酷な労働環境の中、厚生労働省は介護ロボットの効果的な活用方法の検討開発、導入支援といたしまして、昨年度、平成27年度の補正予算で介護事業所のロボット導入に52億円を計上し、自治体の持ち出しゼロ、この全額国庫補助を決めております。本町は自動運転走行実験、あるいはプレステージレクチャーズといったものづくりのまちを積極的にアピールをされてきております。その中に介護ロボット開発も加えていく考えについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 介護ロボット等々につきましては、幸田町の企業立地マスタープランの中にグリーンモビリティ、それからヘルスケア、スマートビレッジというような形で3つの柱として行っております。その中のヘルスケア産業に介護機器、ロボット技術というのが含まれております。先回もプレステージレクチャーズで高木宗谷さんというトヨタ自動車のロボット部の理事の先回お話ございました。新たにそういうものをロボット技術を応用するようなことについても検討していきたいというふうに思っております。いろんな新技術の取り入れをしながら、さらに進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 前向きな答弁をいただきました。介護問題というのはいずれ全ての人にかかわってくる切実な問題であります。この先を見据えて、地域を支えてきた人を

地域で支えていく。それが循環していく地域の仕組みづくりの構築、これを強く訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時09分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告しました内容についてお聞きします。

初めは、救急車についてであります。

幸田町の公表しています消防年報には消防本部から主要地までの所要時間が表記されています。平成21年と平成26年度のデータを比較しましたら、所要時間に変わりはありません。逆川や海谷は相変わらず到着までに11分かかることになります。11分もかかれば助かる命も助からないし、重い後遺症に悩むことになります。町民の命を守ることが幸田町消防の最大の使命です。21年度から今年までにどのような改善がされてきたのか。早く現場につけるようになった地区と遅くなった地区など具体例を挙げて所要時間の現状と傾向についてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 緊急車両は、原則幹線道路を走行し、安全運転に努めており、速度を上げての所要時間の短縮は安全面から適切でないため覚知から出動時間を早くする方法として通信員の専任化出動隊員による予告指令を流し、出動準備を早めることに重点を置いて所要時間の短縮に努めております。

幸田町の覚知から現場到着までの平均所要時間は平成21年6.5分、平成26年6.6分と比較し、0.1分遅くなっております。

幸田町の覚知から現場到着までの平均所要時間で早くなった地区、遅くなった地区は、統計的には出ておりますが、携帯電話の普及増加により場所の特定に時間を要する場合もありますので、一概に言うことができません。また、早くなった地区、遅くなった地区を見きわめるには今後もデータを積み上げて検討していく必要があると考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この所要時間の算出方法、具体的には消防本部から例えば逆川ですと、逆川も広いものですから、逆川のどの地点までの距離と速度、そしてルートなどを算出して決められておるのかについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） ルートにつきましては、例えば逆川のルートですと深溝方面に向かいまして信号から41号を通過して逆川のほうへ向かう方法と西深溝から

入っていく方法とのルートがあります。速度によりましては、緊急車両の制限速度 80 キロということになっておりますが、通常の交通状況でありますと、そこまでの速度は出ませんので平均 50 キロぐらいと考えております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） カーラーの救命曲線というのがございます。ほかにもドリンカーの救命曲線というのがございましてあるようですが、幸田町として採用されている、この救命曲線の考え方についてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 救命曲線には、ドリンカーの救命曲線、これにありましては呼吸停止時間と蘇生率をあらわしております。カーラーの救命曲線、これにありましては心停止時間、呼吸停止時間、大量出血時間と死亡率をあらわしていますが、新たにホルムベルグの救命曲線というものが示されまして、これについては、心肺停止してからバイスタンダーによる一次処置を実施した場合、しなかった場合の蘇生率を曲線グラフであらわしているもので 3 つの救命曲線があります。幸田町では現在、ホルムベルグの救命曲線を用いて救命講習や救急隊教養に用いております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 幸田町の現在の救急車の所要時間で心肺停止とか呼吸停止、大量出血などに対応して救命曲線との、救命率と所要時間との相関から見る課題について、どのように把握されているのかについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 救命率と所要時間については、早ければ救命率は上がると考えていますが、課題としましては、救命率の向上にはその場に居合わせた人が一刻も早く胸骨圧迫など適切な処置を実施していただくことが最も重要であり、救命講習でバイスタンダーの実施率を上げていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） 私はその場にいた人が、そのおおむね救急処置をするというところがポイントだと言われますが、消防署としてどのような課題として、それを捉えておるかということをお聞きしております。幸田町は例えば所要時間が 5 分を越えるような地区に対して、どのような対策をとろうとしているのか。救命曲線から考えてみると 5 分オーバーするというのは大変な問題ですから、そのときどのようにしているかということについて再度お願いをします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 心肺停止、呼吸停止等から重要な脳の障害が出るというのは大体 3 分ぐらいから大きな脳に障害が起こります。やっぱり 1 分 1 秒を争う、そういう場合には、その場に居合わせた方に胸骨圧迫等を行っていただくことが最も重要と考えておりますので、通報時に電話等による口頭指導等を行いまして、バイスタンダーによる実施率を上げていくことが重要と考えております。

- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） その場に居合わせた人をお願いをしているというのが、救命率を上げるポイントであるというふうに今、お答えですが、消防署としてどのような対策を講じているのかについてお聞きしておるわけです。
- 議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。
- 消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 消防署としましては、救命率を上げるためにドクターカー等の運用を活用して救命率の向上等を考えております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 現在、先ほど言いましたように逆川は11分かかると。これではなかなか救命率を上げることができないので、じゃあどうするかという私の質問なんです。それを発見した人、通報した人がその場でAEDを使うとか人工呼吸をするとか、これは当然、その町民の義務でございますからやりますよね。やりますが、消防署として、この平成21年から今、26年ですか、6年の間、もう全然、その到着時間が変わっていない。じゃあどういうふうな対応をしようとしていますかという質問であります。
- 議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。
- 消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 所要時間の短縮にありましては、各地から救急車の出動時間、これについて短縮するように現在いろいろ検討しておりまして、発信地表示等の導入等考えていくことも重要なことで出動までの時間を短縮したいと考えております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） ドクターカーの導入という、この新しい言葉が出てまいりましたけれども、それはこの現状の中でなかなかすぐに幸田町がそれに踏み切れるというわけじゃないと思うものですから、それについてはまた時間が残りましたらお聞きしますが、とにかく交通事故とか地震などの災害のときに、またはそういった道路事情によって救急車が迂回せざるを得ない、そういった場合の想定外の対応についてどのように考えておられるのかお聞きします。
- 議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。
- 消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 道路工事等による通行禁止区域にあつては、事前に消防署に届けることになっております。また、緊急走行には幹線道路の通行を基本としておりまして、災害時には交通に支障が予想される高架橋、またはガード下等を避けるなどし、また、岡崎市内など3車線道路がある場合など、広い道路を利用していきます。また、いち早く情報収集を行い、指令室からの情報提供及び各隊のこれは判断で対応していくこととなります。また、状況によりましては、ドクターヘリ、それから防災ヘリ、地上から先ほど言いましたドクターカーなどは、消防相互応援協定による近隣消防の要請をして対応していきたいと思っております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 現場の状況によって、かなり搬送には時間がかかりますよね。例えば、みんな自宅でそういうふうなことが起きてるじゃあないわけですから、もう山の中とかいろんところで起きますので、そういったときの対応、もっと時間がかかりそう

だなどと思うときの対応というのは具体的にどのような方法があるのかについてお聞きしてるわけです。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 山等の場合には防災ヘリ等を要請しまして対応していきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ドクターヘリだの防災ヘリだのですね、そんなのが幸田町の周りにいつも飛んでるような感じを受けませんが、そういうことがないというふうに解釈しているのかよくわかりませんが、また時間がありましたら、それはまた後にお聞きします。

消防署とか交番とか病院などの公共施設は地元の住民にとってより近く。より早く。これが大きな願いでございます。より近く。より早くです。特に命にかかわるような救急車についてはより近く。より早くであってほしいと思うんです。遠くに置いてある3台よりも近くの1台なんです。消防本部に3台の救急車を常駐させている現状で何を、どういった効果を期待されているのかについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 消防署は現在北から5.8キロメートル、南から6.8キロメートルに位置し、ほぼ幸田町の中央に位置しておりまして、道路網の整備状況、または地形等を考えて整備をしており、現位置が最善と考えております。また、幸田町の消防力の現状につきましては、整備指針にのっとっております。職員は消防隊、救急隊、救助隊など人員を有効に活用することによって、さまざまな災害事案に対応できるようにしております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 繰り返しますけども、町民の命を守ることが幸田町消防の最大の使命でありますよね。より早く現場に駆けつける、これ以外に何かする手段がありますかということをお聞きしとるわけですが、ドクターヘリともう1個何だったか忘れちゃいましたかドクターカーですかが登場しました。問題は、より遠くの3台よりも近くの1台というのがポイントなんです。8分、11分もかかっておつては、これは助かる命も助からなくなってしまうんじゃないか。幸田町の救命率等所要時間を考えれば、救急車を南部、中部、北部に分駐して、所要時間の短縮を図ることが最も必要ではないかというふうに私は思うんですが、救急車の分駐化について、そのように提案したいんですが、いかがでしょうか。それが実現できないとする何か課題があるでしょうか、お願いします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 消防本部といたしましては、今後、人口も増加と考えられますが、将来的には分署化することも必要なことと認識をしておりますが、現状、災害種別により消防隊、救急隊、救助隊を今現在一当務14名で兼任して対応しております。分署化にすることにより、救急車、ポンプ車等が必要となり、それらの人員が課題となってくると考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 分署化ではなくて、私は分駐というふうに話をさせていただきました。もともとは消防本部に3台救急車があつていいんですよね。でも、出動の前に分駐ですから、北部、南部、中部というふうに分かれて行ってもらえればいいと。また1カ所に集まってくれてもいいわけですが。とにかくより近いところに常に分駐しておく。こういうふうにあるべきではないかというふうに私は思っているわけですよね。それが実現できないのはどういう課題かという話で、今のお答えですと、何かまだ多額の費用が要るようで、将来的にはと言われますが、やっぱり人の命ですから待つとるわけにはいかないですよね。もうできることはすぐやってもらいたいです、何がそれをできないようにしているのか、その課題について再度答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 分散することによりまして、大幅な職員の増加もあります。これに対しましては、職員、分散することに兼任を得ておくとき、その救急車、専任という形になることもあります。また、救急車単独ではなく、現在、重度患者に対しましては消防車も同時出動させて救命率の向上に図っております。そのようなことが現在課題となっております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 愛知県下での市町での多くの消防署が分署、出張所、駐在所などを設けております。面積が広い自治体には分署、出張所、駐在所があります。幸田町ほどの自治体で、消防本部1カ所だけというのは、ほかにどのような市町があつて、その面積は幸田町よりも多いのか少ないのかということについて、まず、その現状についてお聞きしたいと思います。

さらに、幸田町では救急車を1カ所に集めておりますが、これには何か、国の基準というのがございますでしょうか。それについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 愛知県の中で、消防本部署が1カ所であるところはお本町を含め、津島市、尾張旭市、岩倉市、長久手市、蟹江町、知多南部の消防本部、愛知県36消防本部中本町を含め7消防本部であります。また、救急車の基準ですが、消防力の整備指針によりまして、消防本部署には配置する救急車の数は人口10万人以下の市町村にありましては、おおむね2万人ごとに1台を基準としておりまして、幸田町も人口4万人を超え、救急車3台の配備基準となっておりますが、1カ所にそういう基準はありません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほど、その救急車を1カ所に集めている消防はどこにあるかという話ですが、どの自治体も幸田町のように面積56万幾つというような広い面積じゃないんですよね、もっと狭いんですよ。ですから、1カ所に集めてあつてもそれほど支障はない。ところが幸田町のように南北にこれだけ長いようなところで、これだけ広い面積を持っている町に、これ1カ所でいいよと、そうはいかないと私は思ってるんです。そここのところの考え方についてお聞きしたいんです。心肺停止の場合、3分で脳死になるというふうに言われています。町内の多くのところから救急車は、この必要時間3分

以内には着けません。これを少しでも解決して住民に安心の町として思ってもらうには分駐化以外にはないと私は思うんですが、ほかにどのような考え方がありますか、お聞かせください。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 救命率を上げていくためには、やはり覚知から現場到着の所要時間を短縮することも必要かと思っております。覚知から出動時間の短縮することが最も必要なことであって、携帯電話の発信地表示、情報を導入しておりますが、今後は一般電話による発信地表示システムの導入等を考えていき、時間の短縮を図っていきたいと思っております。また、消防署の分署につきましても解決策の一つと捉えておりますが、まず、電話による口頭指導を行い、バイスタンダーによる救命率の向上を行っていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まだ、発見した人の、通報した人のAEDとか人工呼吸に頼りますという、この手段は、これはやっぱり町の消防として責任回避ではないかと思うんですよ。消防署の使命、第一の使命は一体何だ。どういうふうに心得ておられるのか、まず、そこの基本のところから答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 救命にありましては、早い覚知、それから通報、バイスタンダーによる一次救命講習、また救命士や医者による二次救命講習、それから心肺再開後の集中治療による救命の連鎖が必要と考えております。まず、早い医師への引き渡し、こういう適切な処置をされることが救命に必要なことと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 何かちょっと議論にはかみ合っていないんですが、問題は救急車が現場に早く駆けつけること、いち早くなんです。それができるようにするためにはどんな方法があるかという、いろいろ今、議論をやっておりますが、結局はもうより近くに分駐せざるを得ないですね。より近くに置いてあればいいんですよ。じゃあ、それをなぜしないのかということをお聞きしとるわけです。

先ほど、幸田町の何ですか、平均到着所要時間は6.6分だと。愛知県の7.7分よりも確かに早い。じゃあ、これで幸田町の消防が優秀かということそうじゃない。問題はより早くですね。1分1秒でも早く現場に行けるような、そういったシステムをつくっておる。これが大事なことだと思うんですが、それが分駐化ですよ。なぜそれをしないのか。そのことをお聞きしておるわけですよ。早く到着して命を助けるのが救急車なんです。いいですか。亡くなってしまった人を、それを搬送するのは救急車じゃないんです。それ霊柩車というんですよ。いいですか。そこのところの区別がきちっとついておるかどうかにについて、再度お願いしたいんですよ。海谷まで11分ですよ。逆川も同じです。それでは間に合わない。黄金の5分と言われますね。5分以内に着かないといかん。そうしないと明らかに救命率が下がってしまう。それをわかっておったならなぜしないのかということをお聞きしておるんですが、もう一度回りくどい答弁はやめて、きちっとこうしますということをお聞きしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 現場到着までの所要時間、これを短縮するためには分署化も大変必要なことと考えておりますが、人間、心肺停止して脳への3分以上たちますと、脳への重要な障害が出て、社会復帰率が下がることになります。3分以内、これに救急車が到着するためには町内でも数多くの分署化等すれば解決されると思いますが、人力的なもの、または財政的なものもありまして、現在としましては、現場到着までの時間を短縮することが重要なことであると考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、現場に到着する時間を早めるということが一番大事なだと、そういう認識はお互い共通できました。では、どうするかと、現場に早く着くためには、どうするかというと、これは分駐化なんです。よりそばにおいてやればいいんですよ。そのためには何かえらい費用がかかるようなことを言われますが、消防本部において、朝、それからある時間にすると現場まで移動して、分駐する場所まで移動して、そこに1日おってもらえればいいんですよ。ただ、そこにおるだけの場所を移動するだけの話なんだ。何も難しいことはありませんよ。もちろんその無線の設備だとか、消防車を1台用意せなあかんとか、これはあと一緒についていかなあかん。後から今の本部から行ってもいいわけですから。とにかく早く誰かが行ってやると、そのことを大事にしたいと思うんですが、なぜそれができないんですか。お願いします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 消防署、そちらで人員を異動すること。そういうこともありますが、現在、消防署本部兼任をしております、兼任することにより人員等の削減もしております。分署化等をするによりまして、救急隊、専属、専任等ということになりまして、人員等大幅な増となると考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 町民の命を守るというのは、これから検討する問題じゃないんです。これはすぐやらないかんのです。もうそうなんです。すぐやることですよね。それをこれから考えますとかそういうことじゃないんです。これいつからできるかの話なんです。もう9月からやらないかん、8月からやらないかん、そういう問題なんですよ。そういうことを人員の問題だとか、まだ設備が整わないとか、もっと地元の住民に意識してもらってAEDの使い方を覚えてもらうとか、そういう問題じゃないんですよ。消防署としてすぐやるべきことだと私は思うんですが、これは難しいことなんですか。まずいつからできますかということをお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 分駐化によりましては、人口増加等もありまして、今後の検討課題と考えております。実現におきましては、今後いろいろ課題等も含みまして検討していく必要があるとは考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 海谷まで11分、逆川も11分、坂崎は8分でしたかね。それで間に合うのか。間に合わないです。間に合わないのはっきりしてますよ。間に合わないの

に、それを間に合わせようとする手段・方法を今後、今から考えていきますと、これ、いかにも遅いと思うんですよね。いかにも遅いんですよね。そうでしょう。今まで考えたことがなかったのか。こういう問題点があるということがわかっておったのか。そういうプランは今までどこか試案でもいいから持っておったのか。そういうことについて、今までのことについてまずお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 救命率、または社会復帰率、これを向上させるためには早期のバイスタンダーによる胸骨圧迫等及び医師による二次救命処置、これが重要なことと考えておりまして、現在、ドクターヘリ、またはドクターカー、そのようなのを要請しまして、医師による二次救命処置の開始をしていただき、社会復帰率の向上に努めております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 答弁がどうも他力本願になっておりまして、消防署として何かやることはないのかという質問なんですよね。それにいいのは提案してるのは分駐化なんですよね。これが一番いいだろうと私は思っておりますが、それ以外にまたいい知恵があればお願いしたいということなんですよね。いいですか。その他力本願の考え方ではなくて、消防署としてどうあるべきかということをお聞きしておるわけですよね。これ、今、海谷とか逆川とか、例えば坂崎ですね。その方にどうやって説明するんですか。11分かかるから、まあちょっと諦めてくれと、そういうことなんですか。ドクターヘリを使いますよと。ねえ、これドクターカー使いますからとか、そのドクターヘリ、ドクターカーが幸田町に常に常駐されておるわけじゃありませんよね。その部分、じゃあ幸田町としてできるだけベストを尽くすのは何かということをお聞きしておるわけですが、どうもその辺の意見かみ合いませんので、町長に今までの討論についてありましたらお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 消防次長がいろいろ御回答させていただきましたんですけれども、中根議員がおっしゃるように北部、南部、中央3つですべきが一番ベターであると思っております。それから先ほどドクターカーとかドクターヘリとかという話を出したのは、要はその重篤率に応じて、消防署が判断しながら、そういうヘリコプター呼んだり、ドクターカー呼んだり、いろいろしてるわけです。で、実態が消防本部の救急隊を使うのが、ほとんど、ちょっといいかげんな数字は出しちゃいけないので、相当の割合が風邪引きとか発熱とか、そういうもので本来なら自分で行っていただければいいようなものに対しても救急車をたくさんお使いになってると。そういうものの重篤率を考えると、そういうドクターヘリとかそういうものを使ってる場合もあるわけでございます。そういうことでお話をさせていただいたというふうに思っております。まあ、幸田町が4万人規模の中で、今後、分駐署といいますか、分署というのが、それは以前からも一応話がありました。将来にわたってどうしようかということについては考えておりますけれども、現状のところでは岡崎、蒲郡とか、うちの例えば救急車が出られないような場合については蒲郡、岡崎、西尾が応援していただくわけです。お互いにそういう連携がとれ

てるということでありますし、タクシーの配車センターじゃないので、三ヶ根駅前配車センターみたいな形では行けないということでございます。要するに今は必ず危ないので、消防車と一緒に救急車と一緒についていきます。単なる3人の救命士がついて、3人が乗っていただけでは危ないので、今はそのほかに消防車が行って道路の閉鎖をしながらやってるということになると、人員もそれなりにたくさん要ります。そういうことを考えまして、将来的にやはりそういうことも、時期もあるであろうと思いますので検討を進めさせていただこうと思いますけれども、そうそうすぐできるとは思っておりませんので、近隣との広域連携において、さらに進めさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それは平成21年の消防年報を読みまして、現状と比較してみてもう全然その辺の部分の進歩がないと。何ら改良もない。その部分がこれからまた、じゃあどうするんだからどうしようもないよと。それでは遠くにおける幸田町民にとって、じゃあ救急車って一体何だということをしてが起きてきますよ。せめてどの地区にも大体5分以内に行けるような配置で一度再検討をしていただいて、こういうような救急車の配置をしたいよとか。そのためにはこういう消防車も要るから消防車もつけたいよとか。そういう計画を再度、私は町民に示していただきたいと思うんですが、そういうお考えについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 消防本部の件につきましては、将来的に藤田保健衛生大学病院は二次救急ができてまいります。そうすることによって今まで国1を渡って岡崎市民へ行っていた時間帯というのはかなり短縮されるわけでございます。そういう意味において今後、藤田保健衛生大学病院ができて、さらにそれをうまく活用することによって、その送迎の搬送の時間も短縮できるであろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 確かに周辺の市町の環境は整ってまいりまして行きやすい。でも、現場に来てくれる時間が変わらない。ここを何とかしたい。これが幸田町消防のやることなんです。それを意識してもらえるかどうか。そういう意味で消防の計画の見直しができるかできないかについてお聞きしておるわけですので、その点、答弁がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 人口増加も今後見込まれます。分署化も一つの方法として捉えていきまして、時間短縮等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そこまでの答弁は何度も今お聞きしておりますので、そういう計画を新しくつくる気があるのかないのか、現状のままで行くのかという部分についての答弁をいただきたいというふうにお願いをしました。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 分署化につきましては、今後の体制等を考慮し、計画等また考えていかなければならないとは認識はしておりますので、いろいろな課題等を洗い出しまして、やっていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この質問がちょっと急な質問でいけなかったと思いますが、ぜひやっぱり幸田町民の命を守ると、これがやっぱり消防署の最大の使命だと思っておりますから、その部分が他力本願に聞こえるような表現でその答弁がされたことについてはちょっと残念に思っておりますので、その辺のところをぜひ消防署長さんも現場へ行かれて、これは確かに遠いなということを実感していただきたいと私は思っておりますのでお願いをします。

ちょっと発言時間が少し過ぎてしまいましたので、次の質問にまいります。お願いをします。

次の質問は部活動の多様化についてであります。

初めに小中学校での部活動の教育的価値について教育委員会からの見解をお聞きしたいと思います。初めに法的な位置づけとして、小学校及び中学校の部活動は学校教育活動に位置づけられているのか、いないのかについてもあわせてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 消防次長兼消防署長。

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 今後、救命率の向上にはいろいろ検討してきまして救命率の向上、または社会復帰率の向上には努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 部活動の教育的意義と法的な位置づけという御質問を頂戴いたしました。まず、中学校の部活動におきましては、学校教育活動の一環として行われております。興味と関心を持つ同校の生徒によって組織をされて、より高い水準の技能、あるいは記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさとか喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であると。これに対しまして、学習指導要領におきましては、小学校の部活動は明記がされていないという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 周辺の市町は小学校ではこの部活動というのを実施しておりますよね。この位置づけと幸田町の位置づけに何か少し差があるような気がしますが、周辺の市町の位置づけに関してどのように思われるか、幸田町を含めてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まずは小学校での部活動が、他市町の中では行われているところがございます。例えて申しますと、岡崎市、西尾市、豊田市などは4年生以上を対象にして行われております。その中身は全員参加であったり、希望者のみであったり、これはまた学校の裁量に任されているという状況でございます。幸田町につきましては、現状実施をしていないということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の住民意識調査とか町民モニターですね。そういうのを見ま

すと、住民からの要望は小学校にも部活動をつくってほしいという強い希望が入っております。そして、その回答を見ますと、部活動の設置については学校の裁量に委ねられていると。学校の裁量だよというふうに、学校の判断というふうにされておりますね。町民の設置要望は強いのになぜか町内の6つの小学校はそろって部活動を設置していませんですね。もうそろってしないんです。どの学校も同じ考え方でこの裁量になったのか、まずその部分の経過について、まずお願いをしたいと思うんです。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず小学校ということでありますので、児童期の子どもたちにとりましては、人間関係づくりの基盤となります創意工夫が加わった遊びの時間も重要であろうということでドッチボールやネオホッケーだとか、地域のクラブ活動を活発に行っている状況でもあることには変わりはありませんけれども、小学校において教育活動として部活動を実施するかどうかにつきましては校長の判断でありますけれども、校長会において各校間の意見交換の結果を踏まえまして、その対応を決定をして実施をして今いないという状況にあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） といいますと、幸田町内の小学校は校長会の統一見解として部活動を小学校では実施はしないと、そういうことになったという解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 校長会という組織の中の統一見解ということであります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほどの、小学校で部活を実施している都市名を挙げられました岡崎、西尾、豊田ですね。この幸田町以外にこの部活動を実施していない市町というのはこの周辺にはどこがありますか。お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 各市町によりまして、その取り組みはまちまちであるわけありますけれども、やっていない自治体につきましては知立市、碧南市ではありません。刈谷市におきましては、サッカー、バスケットボール、金管楽器について希望制で行っている。あるいは安城市につきましては、学校によってそれぞれ異なっている状況下であるというところまでつかんでおります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この周辺の市町の部活動、小学校の部活動の現状を見ますと、まさにその学校裁量という部分が表に出ておるなと。ところが幸田町の場合は、幸田町内の統一見解という形で全体が縛りにかかっておるなということが実態としてわかってまいりました。小学校には部活動はないけれども、町内には小学生がスポーツに取り組む環境が十分に整備されていると広報こうたに回答されております。確かに幸田町では役場の職員の方から一般のサラリーマンまで、地域のスポーツ指導者として熱心に取り組んでくださって、多様なスポーツに子どもたちが活動をしております。子ども会とか民間の各種スポーツ団体、社会体育の団体など、ほかの市町にある学校の部活動の部分を補

ってでもそういったものに取り組んでおります。小学校が受け持つべき部分を他のスポーツ団体が補填しているというふうに思われます。放課後や土日の子どもたちの育成は学校と社会と家庭で子どもたちを育てると言いながら、学校だけがその部分から外れているんですよね。子どもたちにとって一番身近な学校職員による部活動というのがあります。塾や子ども会、放課後児童クラブも含めて多くの大人たちが子どもを支えています。しかし、小学校だけが参加していないことについての見解をお聞きます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 議員、おっしゃっていただきましたように学校、多くの地域の方々から支えていただいている。これは事実でございます。今、教員だけ、学校だけがそうした同じ小学校の子どもたちを守ると言いながらも参加していないということの御意見でございますけれども、小学校の教員につきましても本務が御承知のとおりあると思います。授業後の学校において教員につきましても授業の準備や児童・保護者へのきめ細かな対応、それから喫緊の教育課題に対応するための打ち合わせや研修というものも当然行っていくものでございます。そうした授業後のこと、それから土曜日、日曜日のこともおっしゃっていただきましたけれども、やはり本務は忘れずに教員としての子どもたちへの育みはこれまでも多くなっておりますし、これからも行っておるわけでありまして、小学校だけがとおっしゃるわけですが、教員においてもクラブチームの参画だとか、そうした面でも入っておりますので、今後も含めて、そうした理解のもとで実施していけたらというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 周辺の市町は、みんな小学校も部活動をやっておくことは現状おわかりのようでございます。また、PTAや地域、その他、子どもたちの意見として、やっぱり小学校にも部活動が欲しいというような声があるわけですから、一度アンケートをとるなり、検討会を開くなり、そういうことは実施はできないかどうかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 現行そうした検討会、アンケートということとなりますと、年に1、2回程度、児童生徒、保護者を対象にいたしました学校評価のアンケートということも実施をしております。その項目としては特に部活動に特化したということはこれまでもありませんでした。自由記述欄に部活動について保護者の意見が書かれている場合もあるということでございますので、今後もそうした機会、折を使いまして、意見集約といいますか、御意見、御要望を把握をしていく手段としてまいりたい。それから、そうしたことをPTAの会合で取り上げ検討するような状況には今のところはなっておりませんが、どうした方向に進んでいくかは検討させていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 放課後、子どもたちの指導をしていただいております団体、またそのいわゆるクラブというのですか、そういうのはほとんどが有料なんです。お金がかかりますよね。ですから、経済的にそういうところに参加させたくてもさせられないと、そういう家庭が実に幸田町内には存在をします。そうした場合に、この小学校が担当するい

いわゆる部活動というのはそういった人たちへの受け皿というふうに私はなるのではないかと思うんですが、そういった意味でいわゆる経済格差の部分が出てこないように、子どもたちがそういうしわ寄せを受けないようにするためには、どの市町もやってるわけですので、幸田町も再検討する必要があるのではないかと私は思いますので。お聞きしますが、小学校ではなぜ部活動ができないのかということについてずばりと返答をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、各御家庭の負担の軽減を図ることにつきましては、それはまあもちろん重要なことだというふうに思っております。現在のところ、この部活動の実施をもって、その軽減を図るということにつきましては、教員におきます業務の多忙化もあることも事実でございますし、現状、多くの方々において授業後、それから夜間におきましてもいろいろな教室において、それから土曜日、日曜日においては子ども会活動等いろいろなスポーツ、あるいは文化の部分で支えておっていただく、こうしたことから教員にとって本務であります部分にさらに力を注がさせていただいているという状況もありますので、当面、この小学校の部活動については実施をしていかないというふうに考えておるところであります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教員が多忙であるという理由で、その幸田町の教員が多忙であると。他市町と比較することはないわけですが、それは他市町でも同じ条件かというふうに思っておりますので、それが大きな説得力を持つ言葉とは私は思っておりませんので、お願いをします。

次に、中学校の部活動の多様化についてお聞きします。まずは、幸田町の教育概要の27年度版を見ますと3つの中学校が、その位置づけがありまして、幸田中学校が部活動はもう重要努力目標上位にありますよね。やるべきだと。北部中学がちょっと控え目に部活動の充実などをうたっておりまして、南部中学がさらに控え目な表現になっておりますよね。各学校のこの部活動への取り組みの姿勢に差を感じておりますが、この位置づけの差は何を意味しているのかということについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育概要の重点努力目標の明記の仕方でありまして、特に優先順序をあらわすものではなくて、全て、努力すべき目標ということで掲げております。項目立ての違いによるものにすぎません。中学校ごとに努力目標として、また差があるということではございません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 各校の部活動の編成を見ますと男子部はあるけど女子部はないとか。だから、この交流試合ができないとか、いろんな部活動の実態によって他校との交流の機会とかそういうものが全然ないようなところがたくさんございますが、こういうこの部活動の編成については何か町として、こうあるべきだという考え方はございますでしょうか。お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 時間がございません。済みません。

もともと1町1中学校でスタートをいたしました。昔は幸田中学校で実施をされていた部活動の種目、これが北部中学校、南部中学校にも同様の部活動という種目として引き継がれてきました。その後、今、いろいろな競技がふえてまいりましたけれども、部活動を新設するためには施設の面であるとか、指導者の面であるとか、必要な措置も必要でございます。そうした整備を整えてニーズがあることも承知をしておりますけれども、そうした体制を整えば、そうした検討もできるということになります。現状は少し難しい部分があるという認識を持っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ちょっと高校入試に絡めますけれども、推薦入試というのがありまして、推薦枠というのがございますね。これは何かというと、例えば中学校のときに部活動を一生懸命やった子、その評価として推薦という形で高校へ行けるわけです。そういったときに、その条件になる部活動そのものが幸田町には非常に少ないので、正統に評価された形の推薦枠が得られません。例えば、陸上部がないから陸上の記録そのものを中学生は持ってないですね。そういった意味でいうと、これは部活動が少ないことは不公平に当たるんじゃないかというふうな認識がございますが、それについての見解をお願いします。

○議長（浅井武光君） 答弁者に申し上げます。時間がなくなりましたのでよろしくお願いします。

教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今、申し上げましたように学校の規模、あるいは先生の数によって部活動を指導するのにも正副2人の担当でやるわけでございます。そうしたことで陸上部がある学校もあれば、ない学校もございます。例えば水泳があるところと、違う種目があると、そういう組み合わせはそれぞれあると思います。ですから、推薦とって、この部分がないからという特段のものでそれが左右されるというものではないかというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 制限時間を超過しておりますのでお願いいたします。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 発言時間は2分残っておりますので、発言いっぱいさせていただきたいと思っておりますからお願いをします。

これから、答弁いただけないんですから、考えておいていただきたいという分野に入ってきますが、その部活動がもう中学校単位で考えると本当に指導者もいなくなるし、いろんな問題があって運営できないからもう部活動の数が減っていくと。じゃあ2つ3つの学校がそろって合同で一つの部を持てばいい。例えば幸田町サッカー部とか、そうすればこれはもう幸田町のサッカー好きなやつがそのサッカー部をつくって幸田中学で練習をしてどこか行けるとか、そんなようなもう少しこの幅の広い多様な部活動にしてやらないと、もう幸田中学や幸田の北部中学、南部もそうですが、もう本当、子どもたちの息が詰まるんじゃないかと思うんですよね。余りにも中学校、幸田町にはこういう部活動ないのと、高校行ったときに言われますね。その部分が寂しい思いをしますの

で、あるぞと言えるような形で、まず部活動を3つ、4つ、または3つ、4つもありませんので、2つの学校とか3つの学校が合同で一つの部活を運営すると、そんなような形もあっていいんじゃないかと思うんですよね。ゼロになりましたので、これで終わりますがよろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告順に従い、順次質問をしてみたいです。

まず、1問目であります。保育料の引き下げ見直しについてであります。

安倍政権は新制度が発足した2015年4月から9月にかけて、保育料の算定方式の変更を全国の自治体に実施をさせてまいりました。それ以来、所得が変わらないのに、保育料が上がったという声が全国各地から出ております。幸田町も同じであります。この値上げの要員が1つ目には年少扶養控除のみなし適用を廃止をしたことあります。

次に、保育料算定の基準を世帯の所得税額から住民税額に変更したことあります。3つ目に国が非現実的なモデル世帯の設定を行ったことなどあります。特に保育料を急増させたのが、所得税の年少扶養控除のみなし適用で、軽減を受けていた子どもの多い世帯ほど保育料値上げにつながったのであります。また、保育料の基準を世帯の所得税額から住民税額に変えたことで、多くの世帯が保育料値上げとなったことは明らかではありませんか。幸田町では、保育料の設定に当たり、近隣の状況を把握できないまま10区分の階層に分けておりますが、近隣では所得割区分を細分化し、中間層の負担軽減となり、所得割の高い階層を高い応能割負担であります。しかし、全体として比較をすると3歳児、4歳児以上では、西三河で一番高い保育料となっております。低所得階層でも住民税非課税世帯の保育料が高い世帯となっております。このことから幸田町の保育料は高いと言わざるを得ません。子育て支援ということからも保育料を見直し、引き下げをすべきではないでしょうか。

前は検討をすると言っておりましたが、このことから質問をしてみたいです。

1つ目には、年少扶養控除のみなし適用の他市町村、あるいは近隣市との比較をしてはどうか、このことについて伺うものであります。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育料の質問でございます。

まず初めに、本町の保育料の設定の考え方から御説明申し上げたいと思います。国が27年から、4月から子ども・子育て新制度によりまして、従来の所得税額から住民税、所得課税額への基準と変更になった。こうした段階において、幸田町の保育料につきましては、基本的には国の利用者負担額基準額に準じた形になっておりますけど、第3階

層と第4階層を細分化し、国の8階層を10階層に設定してきたというところでありますけど、今、議員から御指摘の年少扶養控除のみなし適用の関係につきましては、この新制度に移行するときの27年3月31日付で、子ども・子育て支援法施行令の一部改正、これは内閣府が通知を出しております。こちらの通知によりまして、利用者負担の階層区分の判定には年少扶養控除等の廃止による影響については再計算しない取り扱いを原則とするという通知がなされておまして、これに準じた形で多くの市町村が考えてみえたというふうな中で、幸田町もこういう国に準じた形にしてきたということです。この国の基準額においては、標準モデルとして2人分の年少扶養控除をしたという、そういう所得税課税額をもって階層区分を国は考えてきたというところであります。

それから、年少扶養控除の他市町村の状況でございますけど、西三河9市の状況をちょっと調べてありますので御報告をさせていただきますけど、年少扶養控除のみなし適用をした市町村民税、所得割課税額により保育料を算定している市は、豊田市とみよし市の2市となっております。愛知県下では6市町がみなし適用をしているということになっておりますけど、在園児には適用するけど新入園児からは適用しないという市も2市あるというふうに聞いております。県下全体的には年少扶養控除のみなし適用はしないという流れが強いのかなというふうに感じております。

また、近隣と幸田町、どのぐらいの保育料の差ということでもありますけど、先ほど議員がお話がありましたように、全体的には所得の低い階層については若干本町が高目。それから、これは3歳未満児ですよ。3歳未満児においては所得の低い階層がちょっと幸田町のほうが高目。それから最高階層、一番最高保育料については、3歳未満児が西三河の中では本町が一番安い。反対に3歳、4歳、5歳につきましては、中間層においては本町のほうがより若干高いところもありますけど、最高額については本町が西三河の中では一番高いという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この新制度における保育料で負担増となった世帯、これはどれぐらいあるか答弁をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 新制度に移行したときの負担増になった世帯数という御質問でございます。こちらにつきましては平成27年3月議会におきまして、ちょっと議案質疑か特別委員会か忘れちゃったけど、質疑の要求資料がございました。そちらのほうにお出しした資料で御説明をさせていただきます。

所得税から住民税に課税額が変わった関係で階層が上がった人。負担がふえた階層部分につきましては、全体で188、これは児童数でございます。188名という状況です。反対に今度は階層が下がった、そういう対象児童については90名ということで約半分ぐらい階層のほうが上がった子が多いというのが実態でございました。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この新制度の保育料設定の中で負担増となった世帯が188人、下がったのが90人ということでもありますけれども、この人数だけでは一概に言えない問題がございます。下がった世帯でもですね。これは所得税から住民税、この算定方式

が変わったことによって、さらに幸田町の保育料の階層、この階層が例えば所得割額の額、これによっても変わるわけであります。他市で見ますと、幸田町の場合はこの10階層にすることによって頭打ちということもあるわけですが、しかしながらこの階層の所得割額、これは所得税とは違うわけですね。所得額で算定をすると低くなるわけですが、住民税の所得割額にすると、これは控除が違いますので、1人当たりの基礎控除が。そうしますと上がってしまう。ですから、こうした逆転現象も起きるわけであります。そういう点でみなし控除を適用しなければ保育料は引き上がってしまうということにもつながるわけであります。ですから全体として、幸田町の保育料の設定、あるいは階層基準、この辺を細分化をしながら中間層に対しての配慮もしていく必要があるのではないかとということで、何度も私は質問をしてみました。ですから、こうした見直しをもう少し保育料を払う側に立って設定できないかということであります。

それで、お尋ねをするわけでありますが、この階層別の人数、3号認定、2号認定の3歳児、それから4歳児、それぞれ保育料設定がございすけれども、この人数を1段階から10段階までにそれぞれ出せるなら出していただきたい。それとまた、今、答弁ができたなら答弁をいただきたいわけでありますが、後ほどまた資料でも提出をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育料の階層別の人数という御質問でございます。今、3号認定、2号認定という区分での資料は持っておりますけど、2号認定のうち3歳と4歳という、そのちょっと区分の資料がございませんので、わかる範囲で時間の関係上もございすので、多いところを中心に御説明をさせていただきたいと思います。いわゆる2号認定子ども、3歳以上で保育の必要性がある子どもということでお願いしたいと思いますが、これは28年4月の入所というか、保育料の賦課徴収の人数でございすけど、2号認定子どもが797名ということでありますけど、そのうち本町の階層でいくと7階層が229名ということで、率でいきますと28.7%。それから8階層ですね。こちらにつきましては272名で、34.1%というところが一番全体で約63%弱という状況になってございます。

それから、3号認定子ども、いわゆる3歳未満児の関係でございすけど、こちらは同じく28年4月の入所児童で223名中7階層が64名、率でいきますと28.6%。それから8階層が81名、率でいきますと36.3%。全体で約65%というところに集中しているというのが現状でございす。なお、資料につきましては、お渡しすることもできますので、お渡ししていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この中間層に集中をしている、この市町村民税の均等割の額でいきますと、第7階層が9万7,000以上16万9,000未満で、第8階層が16万9,000円から30万1,000円という、この中の保育料設定であります。他市はどうかというと、この幸田町の7、8階層、これが他市では13階層ということでやっているわけでありすけれども、この保育料設定を最高が30万1,000円以上というこ

とで保育料の負担を最高額でも抑えてきているわけですね。ですから、そういう点でいうと、幸田町は高い安いと言われるわけでございますけれども、しかしながら、幸田町の最高額は39万7,000円以上ということでもあります。一番、中間層で多い世帯で言えば、これは11万以上から13万未満、それから13万以上から16万9,000円未満、それから16万9,000円以上から22万未満。そして、22万から30万1,000円で30万以上と。こういうような形の中で、中間層、一番多く維持する中間層にも配慮した保育料設定になっているわけでありますので、そうした点で再度見直す必要があるのではないかとということでもあります。

そこでお聞きをするわけでありますが、階層区分のこの細分化、それから年少扶養控除のみなし適用と、この2つで保育料の引き下げ、これができないかということでございますけれども、その辺についての答弁がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、他市における、西三河の市における階層区分のことについて、ちょっと御説明申し上げます。蒲郡市は9階層ということで、うちより1階層少ない。それで10階層が本町と豊田市、11階層が西尾市、安城、刈谷、高浜、みよしの5市です。12階層が岡崎市、13階層が碧南市、知立市においては17階層ということで細分化した階層区分により保育料を設定しておみえになるというのが現状でございます。

今、議員から御質問の年少扶養控除のみなし適用、そして所得階層の細分化により中間層の保育料の軽減ということについては、年少扶養控除の見直し、先ほど県下の状況等も近隣県下の状況等もちょうと冒頭でお話しさせていただきましたけど、どちらかと言えば、私どもとしては国の基準の算定において配慮はされているんじゃないかなというふうに考えておりますし、傾向として他の自治体にもみなし適用をしないというところが多いという状況の中が実態でございますので、今のところ、ちょっと適用は考えておりません。

それから、階層区分の細分化、この問題については、やはり引き続き、今後、他市がどういうふうにもまた変わってくるかも見きわめながら、そして、今、新しく認定こども園制度ということで認定こども園に対する新たな施設型給付という負担、そうしたところにも、やはり大きな影響があるということも見きわめながら、引き続き、もう少し慎重に検討させていただけたらなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 細分化につきましては、もう少しまた検討ということでもあります。

しかしながら、この9市1町の中で比較をいたしますと、西三河、比較的財政も豊かではございますし、同時に子どももどんどんふえてきている自治体であります。そうした点で、やはり若い世帯の所得というものは2人共働きにおいても、2人合わせても住民税の所得割額が20万ぐらいが大体これ、今、幸田町で言われた7階層、8階層、これに位置するわけでございまして、特に7階層に多く位置するわけでございます。そうした点の細分化、見直しで、さらには低所得者層における保育料設定ということも、これ

は考えていかなければならない問題であります。うちは第3階層が3歳未満児で言えば8,500円。3歳児で言えば6,500円ということですが、例えば一つ言いますと、碧南市で言えば、これは4,000円、そして、これは3歳未満児ですね。それから3歳以上児が2,500円という中であります。そのように幸田町のバランスというものが非常に悪い。これをやはり、きちっと細分化しながら応能負担、これに応能負担に応じた保育料設定ということでやっていくべきではなかろうかと思うわけでありますので、さらにその点についての答弁がいただきたいと思います。

次に、5月16日に開かれました福祉産建の委員会につきまして、子ども会から出された低所得者世帯及び一人親世帯における保育料の負担軽減ということが出されました。その中で、多子減免、あるいは一人親世帯に対する減免の拡充、年齢制限の撤廃。このように低所得者階層においても国のほうからの子育て支援に伴う軽減措置が行われるわけでございます。ただ、この低所得者世帯の保育料が幸田町は高いわけであります。ですから、そうした点で半額になったとしても高いということになるわけでありますから、全面的な見直しというのが必要ではなかろうか。このことから全面的な見直しが必要であります。

さらに、ここで問題になるのが、一人親世帯が61世帯あって、うち非婚の世帯が15世帯あるわけであります。この非婚世帯につきましては、この国の減免措置の対象にもならないわけであります。ですから、丸々かかってしまうということにもつながるわけであります。同時にこれは低所得者階層であります、しっかり働いてみえる一人親につきましては、これは減免対象にもならないわけですし、みなし寡婦控除の適用にもならないわけでございますので、そうした点でも、他市、ほかの自治体では、西三河でいいますと、岡崎市、豊田市、知立市、それから安城市、刈谷市などが、これは実施をしているわけであります。そうした点で、やはりこれも保育料引き下げの一つの策になりますので、この件について、どのようにしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今、議員からお話がありました。御質問ありましたように低所得者層におきましては、やはり本町は他市に比べて、ちょっと若干保育料が高目ということも、この間の調査をする中でそういうことも十分認識をしているところでございますけど、保育料全体のバランス、保育料の関係については、町全体の保育料全体の町の負担とのバランス、こうしたこともやっぱり考えていく必要があるかなというふうに考えておりますし、先ほど申しましたけど、他市の近隣の動向、または認定こども園、そうしたことも考えながら、もう少し検討させていただきたいなというふうに考えております。

それと、非婚の一人親世帯のみなし寡婦控除の関係でございます。今、議員から御質問ありましたとおり、岡崎市を初め、西三河の市もみなし適用の人が出ているということの事実も把握をしているところではございます。先ほどお話があったとおり、一人親世帯61世帯、これは全体が928世帯、この4月の保育園児の保育園に入所している世帯が928世帯のうち61世帯が一人親世帯、そのうち非婚世帯15世帯という資料も出させていただいております。この保育料の非婚の一人親のみなし寡婦控除の適用に

については、前向きに検討をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非婚のみなし寡婦控除の実施につきましては、前向きに検討ということですので、西三河、足並みをそろえて実施をしているという状況で、ぜひ来年度からはそのように適用。来年度と言わずに10月から適用とか、そのように一日も早い適用を求めるものであります。

それから細分化につきましては、やはり先ほど答弁いただいたように11段階、12段階、13段階、17段階というような階層区分に分かれているということですので、そういう中でも、この最高額の保育料、これも幸田町といろいろ比較をしてみますと、やはり間の中で高かったり低かったりするという部分がございますので、もう少しきちっと、この細分化の所得割額を設定をしながら、中間層の負担軽減、これをしていくべきではないかと思うわけですので、それについて再度答弁がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、非婚の一人親のみなし寡婦控除の関係につきましては、できれば次年度から取り組めるようになるので、内部調整を進めていきたいというふうに思っています。保育料全体の関係につきましては、同じ答弁になりますけど、もう少し近隣をよく調査させていただき、そして今後の新しい認定こども園、その辺の状況も見きわめながら、引き続き検討させていただけたらというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 認定こども園絡みということで、これは民間と公立との違いというものも出てくるわけですが、しかしながら保育料については民間の認定こども園の保育料も幸田町が定めなくちゃいけない。このようになっているわけですので、その点におきまして、これは民間、公立問わず、町民が利用する保育園でございますので、そうした点でぜひきちっと細分化しながら保育料が子育て世帯に重い負担にならないようにしていくべきだというふうに思います。

次に、福祉避難所の協定について伺いをいたします。

4月14日に熊本県で起きた地震、これはマグニチュード6.5という中で震度7という震源が浅いにもかかわらず、激しい揺れで2回、3回と、また今なお余震が続いている状況でございます。

このマグニチュード6.5クラスの地震というのは、日本じゅうどこでも起きているものでありまして、まさに今回の熊本地震は想定さえしていなかったことによって大きな災害をもたらしたというものであります。幸田町も南海トラフ地震が30年以内に起きると言われている中、この対策の強化が必要であります。今回の熊本地震で大きな問題となったのが福祉避難所であります。福祉指定避難所につきましては70カ所が災害を受けているわけでありまして、閉鎖や一部閉鎖、この措置がとられてまいりました。そうした中で、夜はテント、あるいは車などで過ごす人も多く、体調を壊す人が続出を

したということであります。特に高齢者や障害者、乳幼児や妊産婦などの避難所は切実な問題となっております。この、そうした取り組みが、そうした報道が連日新聞等にも報道をされているわけであります。このことから質問をしてまいります。大規模地震や風水害などの災害時、町内の小中学校体育館などの指定避難所で共同生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、特別な配慮が必要な人を受け入れるのが福祉避難所であります。幸田町でも一日も早く災害弱者を受け入れられる福祉避難所の設置のため、社会福祉施設と協定を結ぶように求めるものでありますが、この点について、この考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育料の関係につきましては、引き続き、よく調査検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 災害時の福祉避難所の設置という御質問でございます。

福祉避難所につきましては、議員のほうからは社会福祉施設との協定という形で御提案をいただいておりますけれども、本町が今考えておるのは、福祉避難所として指定をして、特に障害者の方たちについての避難所を早期に立ち上げをしたいと、このように考えておるところでございます。

当然ながら、高齢者の方たち、ほかの方たちについての避難所については、今後、整備を進めていくわけでございますけれども、特に高齢者の方につきましては町内3つの特別養護老人ホームがあるわけでございますので、その施設を福祉避難所として指定をするのではなくて、受け入れについての協定を結ぶというような形で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 福祉避難所につきましては、障害者を対象に指定をしていくよということでもありますけれども、先ほど言いましたように東日本大震災、あるいは熊本地震についても、この避難所というのが大きな問題となってクローズアップされてきております。とりわけ今回、熊本地震では東日本の教訓が生かされなかったと、このことがさらに大きな問題になってきて、連日新聞等でもこの問題を大きく取り上げてきておりました。そういう中で、この福祉避難所は障害者だけではないわけですね。高齢者、とりわけ体の不自由な方たちにとって言えば、体調を崩しやすい、そうした点で私はその社会福祉施設、いわゆる幸田町には特養が3つございますし、なおかつ、デイサービス等もある施設もあるわけでございます。そうしたところと協定を結んで、いざとなったとき、いわゆる発災時に災害弱者の方たちを受け入れてもらえるように、そのような対策をとっていくべきではないかということでございますけれども、その点で協定を結ぶべきではないかと思っておりますが、その点については考えておらないということでしょうか。

例えば、県下でいっても他市町では順次進められているわけでありますが、特別養護老人ホーム等ときちっと協定を交わして、福祉避難所として機能ができるように体制づくりを整えているわけであります。愛知県もそのように方向も出しておりますので、そ

の点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 特別養護老人ホームとの、その協定について進めるという姿勢については変わらないわけですが、熊本の地震のいろいろな教訓を新聞等でも確認をいたしますと、多くの指定所を指定をしても実際そこは機能しない。もちろん構造的な問題もありますけれども、受け入れ状態が整備されてない中で指定をしていたというようなこともあるということも報道されております。したがって、本町としては有効的にそれが使われるようなところをまず一時的に早急にしていきたいと、このようなところがございます。そういう意味では障害者の現在通所を決定しております、障害者地域活動支援センター、つどいの家ですけれども、あそこを有効的に本来あったときに受け入れるということでもまず考えること。高齢者の方たちについては、特別養護老人ホームに受け入れが可能なような形で協定を順次結んでいきたい。まどかの郷につきましては既に協定を結んでおるわけですが、ほかのところについてはいろいろな条件下で協定まで、まだ行っていないということでもありますので、これについては早急に協力をいただきたいと思います。と思っています。

また、町内にあるほかの施設につきましても当然ながら対象としては考えておりますけれども、やはり職員が常駐をしていない施設については、やはり、その万が一のときには施設もあかない、職員もいないというようなことでは指定をしても意味がないということになってしまいますので、その辺については十分事業所等とも調整をしながら、所の体制、また必要な備品がどういうものが必要なのかも含めまして、調査をしながら進めていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 避難所の問題につきましては、これは駆けつけたものの避難所があかないというようなことが大きな問題になるわけですが、しかしながら、今、部長が言われたのは、これは障害者、それから高齢者、ここだったわけですが、災害弱者と言われる方たちはいわゆる乳幼児、さらには妊産婦、こども加えられるわけです。ですから、総合的に健康な人たちと同じように対応ができるわけではないわけですから、いわゆる配慮が必要です。そうした方たちの受け入れをどうするかということがやっぱりこれは福祉避難所として機能をさせながら受け入れていく、この方向に取り組んでいくべきではないかなというふうに思うわけであります。

それから、まず駆け込むのが、地域の体育館であったり、避難所、コミュニティー施設であったりとか、避難所に指定をされているところに、まずは一時避難をされるわけですが、そうした点で、その一時避難の後、次に配慮をしなければならない方たちをどこに手配をするかという、こういう段取りを進めながらいけば、避難所があいてないとか、そういうことはないわけですから、そうした点の取り組みをこれから進めなければならんということで、やはり、それにはまず福祉避難所としての協定を結ぶべきではないかということでもあります。

次に、熊本地震の被災地では、避難者が2万人を超えて、これには女性も多く、女性の配慮不足というのがかなり新聞報道では指摘をされてきております。そうした点で、

この問題につきましては、間仕切りがなかったり、あるいは更衣室もない、授乳室もない、このような問題が出てきているわけであります。指定避難所運営にも、この観点、いわゆる男女共同参画の視点から性別の偏りなく、公平に役割を分担をする、こういうことも求められているわけであります。そういう点でこのことについて、どのように対応していくかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 避難所の設営の中で、特に乳幼児、妊産婦の方たちへの配慮ということで御提案でございますけれども、これにつきましては、以前にもお答えをしたかと思いますが、既存の避難所の中でのスペースの確保等も検討しながら、そのような対応をしていきたいというふうに思っております。したがって、特別にその乳幼児の方、妊婦の方たちの福祉避難所というのは今のところ検討はしていないということでございます。あわせて福祉施設との協定につきましては、いろいろ施設の状況も考えながら順次進めていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われました、その女性や妊産婦、乳幼児、そういった方たちの件でございますが、実際、東日本大震災などでも、過去の災害時にはそういった方たちはかなり厳しい状況に置かれておるということで、避難所ではプライバシーや子育てなどのさまざまな問題が発生したということは、もう報道されて承知しております。そのために先ほど酒向議員からもございましたが、車中泊に、やむを得ず、そちらに移っていくという方もあるというふうには理解をしております。その中で、女性に配慮したような避難所、そういったものも必要であるというふうには考えてはおります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 福祉避難所、協定をしたところを調べてみますと、高齢者や障害者のみならず、妊産婦や乳幼児、こうした災害弱者と言われる方たちも指定避難所、福祉避難所への誘導、あるいはそちらのほうに行っていただくというようなことも段取りとしてとられるというようなことも出てきております。そうした点で、通常の避難所では対応できない人たちについて、これからすぐにはできませんので、これからどれぐらいの見込みで福祉避難所でどれぐらい受け入れ可能かと、こういうこともやっぱりこれ計画づくりの中で生かしていかなければならないわけであります。突然言われてもわからないでは、これは済まされない問題ですよ。じゃあ今までの教訓が生かされなかったのかとなるわけでありますので、そうした点でいろんなことを想定しながら、なおかつ、この福祉避難所の持つ能力、これもきちっと想定をしながらやっていく、その点について、これから計画づくりの中で取り組まれるおつもりがあるかないか、お尋ねしたいと思います。

次に、一般の避難所です。避難所につきましては充実を求めるものでありますが、先ほど酒向議員のほうからもございました。私は違う視点でお尋ねしたいというふうに思います。この指定避難所でいわゆるリーダーと言われる方たちは男性の方が非常に多いわけでございます。また、防災リーダーの方たちも男性が多く、避難所の運営も

男性が取り扱うというようなことの中で、今回熊本地震や東日本で教訓となったように女性の配慮不足ということが大きくクローズアップをされたわけであります。そうした点で、女性の防災リーダーの養成。この女性の声を拾い上げる体制づくりについて伺うものであります。この女性の声を指定避難所の対策強化、これに対応していく、このお考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 福祉避難所の特に人数等の対応でございますけれども、高齢者におきましては3,500人程度、それから障害者につきましては1,500人程度、妊産婦の方につきましては、母子手帳の交付ができますと400人ぐらいの方が年間でお見えになりますし、乳幼児ですとゼロ、1、2歳までいきますと1,300人ぐらいのお子さんがみえるということでございますので、この方々をどう災害の場合に受け入れるかというのは大きな課題であると思います。2月には一応、福祉避難所としての指定を何か取りつけないかと思っておりますので、その計画の見直しの中で今の問題につきましても検討として、課題の一つとして取り上げていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 女性の防災リーダーということでございます。平成21年より年1回7月ごろに災害対策研修会、こういったものを開催しまして、区長さん、それから災害地区調査員、そのほかに地域安全女性推進委員、このような方も参加していただいて研修のほうを行っておるという状況でございます。また、防災リーダーの養成研修、こちらにつきましては、平成20年度から年に2回開催しておりますが、平成25年度から区長様たちのほかに女性消防クラブ、こういった方も参加していただいて研修のほうは行っておるということでございます。今後につきましては、地区防災訓練でも女性リーダーの育成をしていただくように、地元自主防災会のほうにもお願いをしていき、女性が声を出しやすいように、きょうの酒向さんの質問の中にもありましたけれども、例えばそういった腕章をつけてリーダーだよということで自信を持って声を出して、女性の代表として女性の意見を言ってもらえる、そんなような環境づくりをしていきたいということで、そういったリーダーを育てていきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 日常生活の中でも男女共同参画社会という、こういうことが順次推進をされておりますように、やはり災害に遭ったときに避難所においてもこのように男女共同参画の立場から運営、あるいは強化ができるように行政のほうからきちっと対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、避難所について車いすの対応トイレというものがないわけでございます。なかなか少ないわけでありまして、この健康な人でも例えば足を折ったとか、車いすで駆けつけなくちゃいけないと、こういうような人たちもあるわけですので、そうした点で指定避難所に車いす対応ができる、そういう充実を求めるものであります。これについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員言われますように、こういったリーダーというのはやはり男性の方が多いということもございます。ですから、避難所の運営には男女共同参画の視点を取り入れ、女性リーダーを育成し、女性の困りごとについては女性リーダー、こういった方を通じて要望していただけるような形が一番望ましいというふうに考えておりますので、なるべくそうなるように努力していきたいと考えております。

また、避難所に車いすの対応トイレということでございますが、各避難所の、小学校の避難所でございますが、備蓄倉庫内に車いす対応型のトイレ、こういったものを1セットずつ整備をしております。また、先ほど言いました福祉避難所であります予定しておりますつどいの家、こちらにもそういった障害者用のトイレというのはもともと設置をしてあるというようなこともございまして、車いすの対応型トイレというものにつきましては、そういった形で現在は整備してあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 確かに車いす対応のトイレはあると思うわけでありましたが、しかしながら全てがあるわけではないわけでありまして、そうした点で指定避難所における車いすの対応トイレというものの設置、これについて順次、やはり整備をしていく必要があるというふうに思いますので、簡易トイレだけではなくて、そのような配慮というものについて伺いをしたいと思います。

次に、産後ヘルパー制度について伺います。出産後の育児支援についてであります。

幸田町は第3子が産めるなめらかなまちづくりと位置づけており、その具体的施策支援であります。町内に産科院がないことから産婦人科の誘致を求める声は大きく、町としても誘致に向けて取り組んでいくと表明もされておりますが、いまだ実現に至っておりません。このように産科医不足のため、受け入れる病院がないなど、里帰り出産もままなりません。以前は実家に戻って里帰り出産をすることができましたけれども、出産後の体力の回復を図ることができないまま、育児、家事、自分の体力回復、こういうこともしなければならぬという中で、新生児を抱えた母親が体調がすぐれない中、授乳やおむつ交換に加えて、家族の食事準備、掃除洗濯、これは本当に大変なことであります。そうした産後の家事援助、これに対して育児支援ヘルパーは大切なことでありますし、育児不安や産後うつ状態であるマタニティーブルーの対策に効果があると思います。この点について、他市で実施をしている産後ヘルパー制度、これについて、幸田町として取り組む考えがあるかないかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 車いす対応型のトイレでございます。議員言われますように現在の避難所ですと、例えば、その中央小学校のような体育館、新しくつくられた体育館にはそういったトイレがあるということでございますが、古い体育館にはついてないというのが現状でございます。また、これにつきましては、今後、調査検討をさせていただいて、すぐにはなかなかこれはできないとは思いますが、そういったその改修のときには、そういったものも対応していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 産後ヘルパーの関係でございます。こちらの妊産婦の方たちの支援という点では幸田町でも少子化、それから核家族化が進む傾向にある中で、乳幼児の健診のみじゃなくて、母親の健康ですとか心のケア、これは大切な事柄と認識はしてございます。特に乳幼児に対する虐待ですとか、産後うつなどによる家庭崩壊、人命の軽視ですとか、犯罪、そういう事故、そういうことが新聞紙上に流れることが多い近年でございます。幸田町でもそのようなことのないように育児支援は大変重要なことと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この産後ヘルパー制度につきましては、平成21年の3月議会でも取り上げてまいりました。このときには母親の置かれている状態を調査しながら今後の検討課題ということでありました。その後、新生児訪問の回数拡大、それから赤ちゃん訪問、こういうことで取り組んでおられるわけでありますが、この中で出産後の母親の状態というものを調査された経過があるかどうかを伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 調査というわけではございませんけれども、生後2カ月までの乳幼児の母親を対象とした新生児訪問での母親の方の心身の健康についての相談、助言等も行ってきております。また、授乳、それから育児、生活に関する相談も助言を行っておるというところでございます。そういう意味では常に出産後も母親の方とかかわりを持って、心、それから健康のケアについて進めておるところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この産後ヘルパー制度でありますけれども、県下で実施をしている自治体についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 県下で産後ヘルパーと言われる類似した事業を実施しておりますのは、岡崎市が産前産後訪問ヘルプサービス事業、それから刈谷市が産後ホームヘルパー派遣事業、安城市が産後の養育支援訪問事業、それから名古屋市が産前産後ヘルプ事業ということで、県内では4自治体の実施をしているところでございますが、これは平成21年にお答えした自治体数とは変わっていないというところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 厚生労働省でございますけれども、厚生労働省は子どもへの虐待の増加などに対応し、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を位置づけ、産後ケア事業を市町村に助成をし始めたわけであります。このように国も産後ケア事業を取り組み、今後、ほかの自治体でもこれが拡大をされてくるということでもあります。核家族化が進む中で子育てが孤立をしている。また、産科が減少、入院期間も4、5日という中で、体力が回復しないまま、1人で育児する負担、こういう負担は本当にはかり知れないものであります。そうした点で、出産後の育児支援、産後ヘルパー制度というのは、これは産後ケアというのは非常に大事であります。こういうときに一泊二日の6,000円というので食事、助産師さんからの母乳や育児のアドバイスをもたらえる、不安や悩みを聞いてもらえる。こういうのが産後ケア事業でございますけれど

も、産後ヘルパー制度とあわせて、この産後ケア事業、これに対しての助成といいますか、この点について町として取り組んでいく考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 産後ヘルプサービスにつきましては、以前もお答えをしたわけでございますけれども、乳幼児の訪問、健診を通して、母親の方の状態の把握、相談等を行う方法で現在、幸田町としては進めさせていただいておるところでございます。赤ちゃん訪問員を委嘱して乳児の出産後、訪問実施率としては95%を超える状況でそれぞれ訪問をしておるということでございます。そういう意味では現状の制度の中で支援をしていくという形で進めておりますし、特に母子手帳の交付ですとか、出産前のマタニティー教室とか、母乳相談などとか、いろんな事業を通して、母親の方との関係を持ちながら母子の健康管理については図っていききたいというふうに思っております。産後ヘルパー派遣については町全体での、そのような派遣をするヘルパーの体制というのがまだとれていないというのが正直な声でございます。当初、シルバー人材センター等にも、そのような形でお願いをしていこうかというところでございますが、その団体についてもやっぱり人材不足ということで、なかなか今、ちょっと、その事業の立ち上げについては踏み込めないというようなところがございます。そういう意味では課題は山積しておると思いますけれども、当面は個人による有償ヘルパーという形で対応いただきたいと思います。また、今、御提案をいただいた産後ケア事業というのは、きょう御提案いただきましたので、その事業内容につきましては十分調査をさせていただいて、今後の課題とさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 質問者に申し上げます。発言時間が残り1分でありますので、よろしくをお願いします。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） はい。出産後の母親にとっては、悩みを聞いてくれるのもそれはそれでいいわけですが、何よりも家事援助が欲しい、こういうことが一番の願いじゃないかなというふうに思うんです。そうした点で産後ヘルパー制度はとても有効な子育て支援でありますので、ぜひこの体制づくり、急いでいただきたいと思います。

また、産後ケア事業、これについてはいろんな角度からできるわけでございます。国の補助も助成事業もあるわけですので、こうした国の補助も活用しながら両方立ててやっていただきたいというふうに思うわけですが、ぜひその点についての助成をいただきたいなというふうに思うわけであります。よろしくをお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ヘルパーの事業の立ち上げにつきましては、先ほど御説明したとおりでございますが、早急に体制の整備については、そのような形で検討させていただきたいと思っておりますし、御提案いただいた事業についても調査の上、どのように対応するかについては検討させていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きますのでお願いをいたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、足立初雄君の質問を許します。

1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初は、健康の道の整備充実についてであります。

幸田町は、健康のまちを宣言しています。そして、町民が健康に暮らせることができるように、健康体操教室や、各種健康診断など、さまざまな取り組みを行っております。

また、健康こうた21計画の基本理念に基づき、こうたさわやかウォーキングマップが作成されています。このマップは、各小学校区単位に6コースが紹介されています。

さらに、平成27年1月に、健康ウォーキングマップが作成され、正しいウォーキングの姿勢とこうた健康の道と各小学校区単位で6コースのウォーキングマップが町のホームページで紹介されています。

その1番目のページに、こうた健康の道として大草コース、6.8キロメートル、とぼねコース、9キロメートル、エキスパートコース、15.8キロメートルの3コースが載っております。

この道は、荻のとぼね運動場から大草の大井池までの林道で健康の道の道標が立っている道と思われますが、車の排気ガスがほとんどなく、森林浴を楽しみながら、ウォーキングやジョギングができますので、まさに健康の道と言えと思います。

私もウォーキングをしてみまして、何人かの人々に会いました。毎日来ているよという方もみえましたが、もう少し施設などの充実をしていただけると、もっと快適なウォーキングができ、利用者もふえるのではないかと感じましたので、そのことについて、質問をしてみたいと思います。

まず、この健康の道が設置された経緯や目的についてお伺いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康の道でございますが、昭和63年に幸田町が、健康の町の宣言を行い、以来、町民の健康増進のための事業を進めてまいりましたが、平成5年に遠望峰山の中腹にある林道を健康の道として位置づけ、距離、標識やイベントなどを整備してまいりました。

町民の方々が、健康の道を歩き、幸田町の風景を眺め、自然の中で歩くことで、健康で心身を和ませていただくことを願っての健康の道の指定と理解をしております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 町民の皆様が、この道を歩くことによって、心身ともに健康になってほしいという思いがあって、指定され、整備されたということであります。

それでは、どのような道のりになっていますか、お伺いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康の道につきましては、起点をとぼね運動場といたしまして、不動ヶ池園地をとおり、途中の峰まで4.5キロ、それから、終点となります大井池までの3.4キロの計7.9キロメートルの道のりとなっております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 先ほどの健康ウォーキングマップの大草コースの6.8キロメートルは、峠から大井池までの3.4キロの往復、それから、とぼねコースの9キロは、とぼね運動場から峠までの4.5キロメートルの往復でエキスパートコースの15.8キロメートルは、起点としているとぼね運動場から、終点としている大井池までの7.9キロの往復コースということで理解ができました。

実際の利用形態としましては、起点から峠までの往復、終点から上って峠までの往復、起点から終点までいって、また、引き返すの3通りだと思われますが、そのほかにも利用する人の体力に合わせて途中で引き返すなど、ウォーキングの仕方はさまざまであると思われます。

どのくらいの人が利用されていると推定されていますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 町といたしましては、定点調査をするなどということはありませんので、正確な人数を調査したわけではございませんけれども、健康の道の巡回時にお会いする利用者の人数から推測いたしますと、1日平均20人程度、年間で7,000人ほどの利用者が見えになるのではないかと推定をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 推定で、年間に7,000人の利用があるということは、大変、多くの町民の皆様が利用していると思われます。利用の形態として多いのは、とぼね運動場から頂上までいって引き返す9キロメートルのコースか、大井池から頂上までいって引き返す6.8キロメートルのコースと思いますが、どちらにしてもいきは上りがほとんどで、かなりきついコースではあります。また、くだりは歩くと膝を痛めそうにもなります。

しかし、途中で名札のついた樹木がありまして、それを眺めながら歩きますと、そのきつさが少し解消されます。

道沿いには、いろんな樹木や草花があり、四季折々の変化を楽しむことができます。

幸田町の自然散策というパンフレットをいただきました。最近できたばかりということでしたが、これを見ますと、とぼね山、里山散策コースとして17.3キロメートルのコースが載っております。

このコースは、JR幸田駅を起点として、幸田文化公園を經由し健康の道に入り、大井池から浄土寺、大草神社、町民会館、中央公園を経て、起点の幸田駅へ戻る道のりとなっております。道中で観察できる樹木や草花の写真が載っております。その裏側に、健康の道自然観察コースとして健康課が指定したコースとよく似たコースが載っておりますが、歩行距離が6.6キロメートルとなっております。

健康課が指定した健康の道は、7.9キロメートルですから、1.3キロメートル短く

なっております。

このとぼね山頂には、イノシシ出没注意や、とぼね山から幸田町を一望できますなどの案内も書かれておりまして、地図も詳しく記載されております。

しかし、このパンフレットに、写真が載っている植物の名札が、現地の植物についていない樹木や、草花などもありますので、もう少し名札をたくさんつけていただきたい。

それから、例えば、リョウブやエゴノキなどは、良質な蜜源になるとか、樹木の名前の由来や人とかかわりなどの簡単な説明書きなどを入れていただきますと、楽しみながら登ることができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 現在、樹木には、48ほどの名札がついております。

これは、平成22年度に愛知森と緑づくり環境活動学習推薦事業交付金を愛知県からいただき実施したもので、幸田町には、健康づくりの場として利用できる健康の道があります。そこで見られる生き物、植物について、講師を招き初夏の自然観察会としまして樹木植物調査を実施しました。

また、そのときに、樹木に目印をつけておきました。

そして、秋になりまして、秋の自然観察会では、里山交通整備といたしまして、健康の道沿いにある初夏に目印をつけた樹木に、樹名板として21センチかける16センチほどの緑色の樹脂製の解説ラベルを参加者全員で設置して観察していきました。

また、途中の眺望、見晴らしのいいところに、ベンチ2カ所を設置いたしました。

そして、その観察結果をまとめ、町内の観光名所を含めたこの散策マップをつくって、また、ホームページを作成いたしました。

この活動を指導していただいた幸田町環境サークル、幸田自然の会の近藤さんがいらしたのですが、その人が亡くなってしまって、現在は、ちょっと活動休止状態になってしまっております。

お手伝いしていただいた方が亡くなってしまえば、その後の活動が発展していないのが現状でございます。

毎年、この自然観察会を行っておりますので、健康の道を歩こうとして実施しております。こうした折に、この樹名板を設置してから日がたっておりますので、点検して、また、補修等の必要なものは直していきたいと考えております。

近藤さんが残していただいたものですので、後世にこれは残していきたいと思っています。

また、草花等につきましては、いつもそこに生えているかどうかは、ちょっとなかなか把握できないところもありますので、またこういう観察会でいろいろ見て、もし、毎年あるようでしたら、もしこういう解説みたいなものができたら、また、やっていきたいなと思っております。

幸田町のホームページで、幸田町の自然散歩への入り口から入っていただければ、このパンフレットがごらんいただけますので、とぼね山コースの自然散歩の折には、また、参考にしてください。

以上です。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 近藤さんが残してくださった資料、これを後世に残すことは、大変大きなことであると思っております。

しかし、いなくなったのでできなくなったではなくて、インターネットでもある程度、情報は得られますし、近藤さんの後継者を早く見つけて、さらに発展させ、充実していただきたいと思います。

ぜひ、前向きな努力をお願いをいたしまして、次の質問であります、上にしてもくだりにしても、だんだんと疲れていきますと、足がふらついてまいります。

谷川のほうを眺めながら歩くと、転落しそうになります。

家内から危ないという注意も受けましたが、なぜか、この谷川のほうを見てみたくなりますので、そちらのほうへ寄っていつてしまいます。

谷川の危険な箇所には柵などの安全策をしていただけないでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康の道を歩いていただく皆様方に、危険箇所のような事項についての案内について注意を喚起するように努めていきたいと考えております。

しかし、従来の林道を健康のために歩くことを推奨するために設定したものでございまして、林道の整備に関しましては、所管する部署に修繕修理に関する状況を伝えていきたいと考えております。

また、途中の見晴らしがひらけている箇所に、休憩用のベンチが設置されておりますけれども、展望箇所の安全確保につきましては、健康の道の担当であります健康課のほうで対応していきたいとこのように考えております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 健康の道を歩いていて、谷川に転落して不健康になるという前に、ぜひ、お願いをいたします。

去年の11月ごろに、大草区の区長、区長代理と切れ長、私も参加したわけですが、林道鷲ヶ峰線の整備作業ということで、側溝の落ち葉や泥上げをいたしました。町からの委託ということでした。大変、きつい作業でしたが、皆さん頑張って事故もなく行うことができました。

しかし、イノシシの出没で、側溝はもう埋まってしまっているのではないかと思います。1年に1回の整備では、不安なところもありますが、私は、とぼね運動場のほうから上りまして、側溝に落ち葉がたまって水が道路に流れ出ているというようなところも見ました。

それで、伺いをいたします。

現在、日常の管理体制はどのように行われていますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康の道につきましては、本道については、健康課が、それから、林道につきましては、産業振興課という形で役割分担をしているわけでございます。

健康課といたしましては、不定期ではありますが、巡回を行っておりますので、

道標や展望箇所等の休憩箇所の管理につきましては、随時、行っていきたいと考えております。

ただ、林道本体の修繕、倒木等の撤去等の管理につきましては、林道の管理であります産業振興課になりますので、そちらのほうに伝えて、林道の安全確保についてお願いをしたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 日常の確認、これは、健康課のほうで行って、必要な措置をしていただける、それから、それぞれの所管課に連絡をして対応していただけるということでありますので、体制はうまくできているというふうに思われますが、連携を密にして、迅速な対応をお願いをいたします。

次に、初心者は、このゆっくり上がります。道中の樹木や草花も眺めながら登りますので、所要時間も長くなります。

そうしますと、トイレにいきたくになります。健康の道の頂上付近にトイレを設置していただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） トイレの設置につきましては、以前も御要望がございましたけれども、電気や特に水の確保が難しく、管理する上で大きな問題が多数ありますので、今まで設置は難しいと回答させていただいているところでございます。

この間、水の要らないタイプや循環式、または、自然浄化式など、いろいろトイレの情報、提案もいただいておりますので、近隣の設置事例や、問題などの状況を十分に調査し、引き続いて今後も課題とさせていただきたいと思っております。

また、利用者に対しましては、既存の看板等を修繕して、親水公園や不動ヶ滝キャンプ場、大井池休憩所にあるトイレの位置や距離、所用時間等をわかるように表示して、あらかじめ準備をした上で、健康の道を利用いただくように周知を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 頂上でなくてもなるべく頂上に近いところで、水や電気が得られやすいところはないか、また、電気は太陽光とか風力とかでできないか、水も少量で済む方法など、いろいろ工夫をしていただいて、ぜひ、前向きな検討をお願いをいたします。

今後の課題ということでございますが、私もなかなか難しい問題かなというふうに思います。

建設までには、まだ月日がかかると思われます。しかし、健康の道を利用する人にとっては、待ったなしであります。解決が見つかるまでの間の対策として、天の丸さんのトイレを気軽に利用させてもらうような体制はできないでしょうか。

今年度から始まる、健康マイレージ事業では、協力店になっていただけると聞いております。町民の健康増進事業に協力していただける方と思われるからであります。

多くの町民の皆様が、安心して、また、楽しみながら健康の道を利用し、ますます健康になっていただけるように、今後も努力をお願いいたしますとところであります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君）　さまざまな御提案をいただいておりますので、関係企業、関係部署とも連携を密にいたしまして、利用しやすい健康の道を目指しまして、周知利用促進を図っていききたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君）　１番、足立君。

○１番（足立初雄君）　大変、愛のあるお答えをありがとうございました。

愛あり、幸ありが、幸田町のキャッチフレーズではないかと思っております。よろしく願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次は、少子対策についてであります。

総務省統計局のホームページを見ますと、日本の人口は昭和２０年の１億２，８０８万４，０００人をピークに減少しておりまして、平成２６年には、１億２，７０８万３，０００人で１００万１，０００人減少しております。

さらに、減り続けまして、８０年後の平成１０７年は、５，３３２万２，０００人になると推定されております。これは、出生児数が平成２１年から減少しており、死亡者数が出生児数を上回って、人口の自然減少が続いていることにあります。

少子化になかなか歯どめがかからないのが現状でありまして、将来も続くと予測されております。

この要因として考えることの一つに、未婚化、晩婚化の進行があると思われます。これは、結婚したくても希望する相手にめぐり合えないとか、異性とどのようにつき合っ
てよいかわからないなどが考えられます。

少子化を食いとめるには、結婚している夫婦に３人以上の子どもを産み育ててもらうことや、未婚化・晩婚化の解消が必要と考えます。

そこで、適切な出会いの機会の創出のために、町が主体となった婚活の実施を提案するものであります。

まず、日本の未婚化・晩婚化の状況について伺います。

○議長（浅井武光君）　住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君）　日本の少子化の原因、議員からお話がありましたように、出生数の減少傾向に歯どめがかからないこと、そして、この減少傾向の大きな要因の一つに、未婚化・晩婚化の進行という問題が影響していることは事実であるというふうに思っております。

平成２７年７月に全国知事会の次世代育成対策プロジェクトチームというところが、まとめた資料によりますと、男性の５人に１人、女性の１０人に１人が、５０歳時点においても未婚であるという報告がされております。

また、平均初婚年齢と出産年齢の関係につきましては、女性の初婚年齢、ちょっと先ですけれども、昭和４５年が２４．２歳が、平成２５年には、２９．３歳と４３年間で５．１歳上昇していること、また、第１子のお産年齢は、昭和４５年が２５．６歳に対し、平成２５年が３０．４歳と４．８歳、約５歳ほどこちらのほうも上昇しているという報告がされているのが現状でございます。

○議長（浅井武光君）　１番、足立君。

○１番（足立初雄君）　この出産年齢の上昇は、出産時におけるリスクが高くなると聞いて

おります。

第1子の出産年齢が、30歳以上ですと、3人以上生んでいただくのは、なかなか大変なことではないかと思われます。

そこで、次に、幸田町の未婚率の現状について、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 幸田町の未婚率の現状についてでございます。

町独自の分析調査というのは行っておりませんので、国勢調査でそうした未婚率が出ておりますので、そちらでお答えをさせていただきたいと思えます。

ただし、平成27年10月実施の国勢調査においては、まだ詳細結果が出ておりません。5年前の平成22年と10年前の平成12年の結果を比較報告をさせていただきたいと思えます。

本町の15歳から49歳の未婚率、平成22年の調査結果によりますと、男性が48.7%、女性が38.6%という状況でございます。

そして、平成12年と平成22年の未婚率を年齢階級別、男女別で比較をしますと、男性では、30歳未満の未婚率は、大きな変動はありませんが、30歳以上では、比較的大きく上昇しているということで、特に、30歳前半で平成12年の38.2%が平成22年では42.1%、30代後半は、平成12年22.9%が、平成22年は29.1%が未婚という状況で、40歳後半では約2割が未婚という結果が報告されております。

また、女性につきましては、平成12年と平成22年の未婚率でありますけれども、30歳代で比較的大きく上昇しているということでありまして、30歳前半で平成12年の18.4%が、平成22年では24.5%、30歳後半では、平成12年の7.1%が、平成22年では14.2%と約倍に増加しているということで、本町においても晩婚化・未婚化がこの結果から進行しているということが伺えるかと思えます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この非婚化の方たちは、将来、そのお住まいが空き家になってしまうという可能性もあるわけです。

幸田町におきましても、男性、女性ともに晩婚化の傾向であり、40歳後半でもまだ結婚できない人がふえている現状が伺われます。

日本の人口減少に歯どめをかけ、人口維持をするためには、合計特殊出生率を2.07以上にすることが必要と言われていますが、全国、愛知県、そして、幸田町の合計特殊出生率の推移についてお伺いします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） わかる範囲でお答えをさせていただきますけど、1985年、これは、昭和60年でございますけど、合計特殊出生率は、全国が1.76、愛知が1.82、幸田町は、1.94という数字であります。

そして、2000年、平成12年では、全国が1.36、愛知県が1.44、幸田町は、1.5と全国、愛知県同様にこの地点では下がっております。

その後、幸田町の平成20年の出生率は、1.54、平成22年が1.71、平成23

年が１．８４、平成２４年と平成２５年が１．７１という推移になっております。

そして、平成２６年、こちらは全国が１．４２、愛知県が１．４６に対しまして、幸田町は１．７７という状況でございます。

このように、幸田町は、全国平均、愛知県平均を、現在は大きく上回っているという状況でございます。

この１．７７は、全国の自治体の中では、上から１４０番目、愛知県の中では、６番目に高い数字となっております。

○議長（浅井武光君） １番、足立君。

○１番（足立初雄君） もう既に昭和６０年の時点で、１．７６ということで、もう少子化が始まっていたと言わざるを得ないかと思います。

日本のこの少子化がこのまま進展しますと、社会経済の構造が壊れてしまい、国民生活に深刻な事態を招くと言われております。

次の世代を担う人がどんどん減ってしまえば、町が成り立たなくなります。まさに、過疎化の減少で既に始まっております。

このため、政府は少子化に的確に対処するための施策を、総合的に推進するために、平成１５年７月に少子化社会対策基本法を策定し、法第７条に基づき、少子化社会対策大綱を策定しました。

さらに、平成２７年３月２０日に、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現を目指すことを掲げ、平成１６年、平成２２年に続く、３回目の少子化社会対策大綱を策定しているところであります。

この大綱では、①、子育て支援施策の一層の充実、②、若い年齢層での結婚・出産の希望の実現、③、多子世帯への一層の配慮、④、男女の働き方の改革、⑤、地域の実情に即した取り組み強化などを重点課題としております。

幸田町の合計特殊出生率は、１．７７で、他都市と比較すればよいほうということはいろいろな努力の成果と思われますが、これは、比較の問題ではなくて、２．０７以上を確保しないと合格にならないということではないかと思います。

幸田町としての少子化対策で、何か特徴的な取り組みがございますか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 本町の少子化対策の特徴的な取り組みということでございますけど、これといってここで自慢できるようなことはないわけでございますけど、幸田町のここ５年間の平均出生児数は、平均４５人を超えているという今の状況でございます。

こうしたことが、合計特殊出生率の上昇にもつながっているということでございますけど、やはり、名古屋への通勤圏内ということや、西三河地域の特徴である自動車産業、関連企業が多くある、そして、下水道整備や住環境が整備が進む中で、非常にまだまだ緑が多くて、緑豊かで住みやすいまちであるといういろんな町民アンケートからもそういう意見があります。そういうことが、人口増、そして、今、子どもの増加につながっているのではないかというふうに考えているところでございますけれども、特に、子育て支援の関係につきましては、これは子ども課所管で行っております仕事と家庭と子育て

ての両立支援ということで、保育所における乳幼児保育、延長保育、一時保育、土曜日の終日保育などなどの保育を、この間、実施をしてまいりました。

また、子育て支援センターによります子育て相談、ファミリーサポートセンター事業、そして、放課後児童クラブにつきましては、全小学校区で実施をしております、さらに6年生までの受け入れ拡大に順次努力をさせていただいているところでございます。

また、これは、健康福祉部所管の事業でございますけど、中学校卒業までの医療費の無料化、そして、保健センターにおける妊娠期から出産、育児相談など、コンパクトなだけではまちとしての顔の見える子育て支援、こうした取り組みを、現在、進めてきているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 幸田町の子育て対策としては、盛りだくさんの対策に取り組み、その成果も上がっているということでございますが、今一步というところではないでしょうか。

先ほどの少子化社会対策大綱の重点課題で、2番目の若い年齢での結婚、出産の希望実現のための施策では、若い世代の経済的基盤の安定のためとして、若者の雇用の安定、高齢世代から若者世代への経済的支援促進と、若者や低所得者への経済的負担の軽減を挙げております。

また、結婚に対する取り組み支援として、具体的には、適切な出会いの機会を創出、後押しなど、自治体や商工会議所等による取り組みを支援することを挙げております。

そこで、結婚、妊娠、出産、育児の一貫した切れ目のない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取り組みを行う自治体を支援する国の補助事業の地域少子化対策強化交付金を活用する自治体があります。

愛知県においても、この交付金を活用して、愛知結婚サポート事業を平成27年7月から実施していると聞いております。

愛知県の取り組みの内容と全国での地域少子化対策強化交付金の活用状況についてお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、この地域少子化対策強化交付金、これは、内閣府の交付金でございますけど、平成26年度の活用の自治体数でございます。全国では、42都道府県、131市、35町村、計208の自治体で活用取り組みがされていることを確認しております。

愛知県におきましては、愛知県のみで活用でございますけど、この交付金を活用して、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化に対する取り組みとして、先ほど、議員のお話にありました愛知結婚サポート事業というのを立ち上げてございます。

この愛知結婚サポート事業は、平成27年7月から一部リニューアルされておりますけど、県が構築します結婚支援ウェブシステム上で出会い応援団、婚活協力団体が未婚の男女に出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを行うというものでございます。

この出会い応援団、婚活協力団体とも県の承認登録が必要ということになってございます。

この出会い応援団とは、結婚を希望する独身男女の出会いの場となるパーティ、旅行、体験活動などを実施したり、セミナーを開催したり、そういう出会いの場を創出する、そういう事業などを行う幅広いイベントを実施する事業者や施設、公園、そういう場を提供するものとなっております。

また、婚活協力団体、先ほどの出会い応援団が実施いたしますイベント情報を、その団体職員や、例えば、会社の従業員などに周知したり、参加を促したりして、出会い応援団のイベント企画の実施を依頼することができると、こんなようなことになってございます。

いずれのこの両団体におきましても、県が公認するということで、結婚支援ウェブシステム、アイコンナビという名前でありますけど、活用して、広くお互いが情報提供をしたり周知ができるという内容のものを、県として取り組んでいるというものでございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 42 都道府県ということで、ほとんどの都道府県が取り組んでいるということですが、この友好親善都市を今進めようとしております島原市においても実施していると聞いておりますが、その内容について何か情報はございますか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 島原市ということでございますので、私のほうから、御答弁させていただきます。

まず、この島原市が、この地域少子化対策交付金を活用して、事業推進を図った経緯でございますけれども、現在、新聞等報道で人口減少ということを言われてございます。

島原市につきましても、そういった減少につきましては、例外ではなく、急速な人口減少が進んでいる中、市の中心産業でございます農業に従事する若い男性が結婚をしたくても嫁いでいただける女性が少ない状況にあるということでございます。

その要因といたしましては、少子化や後継者不足等の問題もかなり深い関係があるということから、そういった課題を打開しようということで、地域少子化対策強化交付金の活用により、平成26年10月1日と平成27年1年間、2年間をこの交付金を活用してしまばらハッピーライフ応援事業として事業展開をしてきたということでございます。

この地域少子化対策強化交付金につきましては、同じ事業内容で継続というのは、補助対象にはならないということございまして、島原市につきましては、平成27年度実施に当たっては、事業内容を見直しをして、少し変わった形で同じ交付金を受けて1年間実施をしてきたということでございます。

まず、この島原市の事業の内容の詳細につきましては、しまばらお世話し隊というボランティアを募集し、しまばらお世話コーディネーターを設置し、横断的に各ステージ、各ステージというのは、結婚、妊娠、出産、育児の各ステージへの支援を切れ目なく行い、また、企業の各地区の行政委員とも連携をしながら、少子化対策や地域活性化定住促進も合わせて事業推進をしてきたということでございます。

平成27年度1年間の実績といたしましては、各ステージの相談件数につきましては、

1,461件、うち、結婚に関する相談については、99%が結婚の相談ということで、1,446件の実績があったということでもあります。

このしまばらハッピーライフ応援事業につきましては、会員登録制ということでございまして、男性が46名、女性が32名の方が、現在、登録をしているということでございます。

その中で、お見合いを実際にしたのは34組、このうち、おつき合いが続いているというのが13組あるそうです。

そのうち、近々成婚の予定というのが、1組ということということで聞き及んでおります。

また、相談窓口のほかに、和ろうそくの絵付体験教室を初め、15の教室を開催し、出会いの場の創出に務めているということでございます。

しまばらお世話し隊のボランティア組織につきましては、市内の在住20歳以上の方で、各ステージの応援をしていただける方として、現在、男性10名、女性7名の方がボランティアとして登録いただき、運営しているということでございます。

なお、お世話コーディネーターの方につきましては、専任の非常勤職員1名を配置しているということでございます。

以上が、島原の事業の内容でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 島原のお世話し隊というのは、なかなかユーモアのある隊だと思います。

結婚相談の件数が1,446件で99%という実績は、まさにこの島原市の住民が強く必要としている事業であるというふうに思われます。

我が町の平成24年3月議会におきまして、丸山議員が、婚活支援事業について質問をされております。町長は、「将来を憂い、よく考えたい。」と答えられております。その後の幸田町での婚活支援事業の実績と成果について伺います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） その後の実績ということですが、その当時、平成24年9月24日に、幸田町商工会青年部の企画で、幸せなまちの小さな街コン、幸コン、幸田駅前銀座編といたしまして取り組みました。

ちょうどこの駅前銀座がオープンした時期でして、後援は幸田町、幸田町駅前発展会、幸田町観光協会でした。町内外の104名の男女が幸田駅前銀座で当日だけのランチとデザート、ドリンク、男女の会話を楽しんでもいただき、出会いの場の提供、地域商工業の発展、及び、地域社会活性化に寄与するという事で、産業活性化支援事業としまして補助をいたしました。

そのときの成果につきましては、幸田駅前銀座のPRや支援につながったと思っております。

町の実績としては、これぐらいかと思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1 番（足立初雄君） 1 回やって終わってしまって、その後の検証はなされていない、しかし、104 人もの人々が一度にこの幸田銀座に来ていただいたわけでありますので、随分とにぎわったことであると思われます。

活性化の効果は、それなりにあったと、私も思います。だから続けてほしかったわけであります。

結婚に至る過程や光陰は時代によって違います。光陰というのは月日のことです、年月のことです。済みません。

私の若いころの結婚は、知り合ってから半年ぐらいでゴールをしました。余りいつまでも結婚を引き延ばしているのは相手に失礼になるというような考え方があったように思っていますが、最近の男女は、なかなか結婚してくれません。これは、心の問題ですから、双方に愛がしっかり芽生えるまでは、5 年ぐらいはかかるのではないかと思います。

成果を急がずに、先ほどの島原市も 1 組ということでしたが、成果を急がずに、町民が安心して登録ができて、相談ができて、イベントに参加できる、こういう取り組みというのは、官製婚活でないといけないのではないかと思います。

民間の婚活に比べて、官製の婚活は、セキュリティもしっかりとしております。入会金や年会費も安い、イベント参加費なども安くて幸田広報を利用すれば募集も割と簡単に広告料も節約できる。町内でイベントの開催ができれば、町の活性化に大変寄与する、一石二鳥の事業になるというふうに思います。

地域少子化対策強化交付金、国の事業は補助率が 10 分の 10 と聞いております。

ぜひ、この制度を利用して、町主催の婚活事業を実施して、少子化対策や商店街の活性化対策に取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 婚活を町主催の事業として実施をということでございます。

婚活につきましては、先ほど、議員の言われたとおり、平成 24 年 3 月定例会で、丸山議員のほうから一般質問でございました。

当時の答弁では、結婚を望む若者を支援する取り組みにつきましては、柔軟な発想による幅広い企画ができる、例えば、セミナーだとかパーティ、そういった企画につきましては、民間にお願いすることとして、行政は行政として子育て支援等にさらに充実を図るという答弁をさせていただいていると思います。

先ほど、島原市の事例紹介をさせていただきましたが、島原市議会の中でも、行政がやるべき事業かどうかというような意見も現在出ているようでございます。

今後のあり方について、島原についても検討しているということでございます。婚活を通して、地域の活性化、そして、若者の島原市への定住促進を図るという目的も合わせて推進してきたものと思っております。

それぞれ島原市、幸田町、地域の特性がございます。議員の言われるとおり、官製で実施すれば、セキュリティ面等、安心して町民の方も参加できるという面は、十分、理解できますが、幸田町は幸田町の特性を見きわめながら、政策の課題として取り組むべき状況にあるか否かを判断させていただきまして、商工会、農協等関係団体や、民間事

業者などと連携を図りながら、今後の取り組みを初め、少子対策や商店街の活性化対策等について、さまざまな角度で検討はさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立君。

○1 番（足立初雄君） さまざまな角度で検討している間に、先ほど、ウインと申しましたが、若者が結婚適齢期を逃がしてしまう。光陰矢のごとしでございます。そういうことで心配でございます。

それぞれ幸田町の部署によって、得意分野があります。横断的な連携が必要と思われませんが、幸田町はコンパクトなまちですからできるはずだと思っております。

また、官民学金の連携もできております。

国の事業に惑わされず、うまく利用して、なるべく早く、町主催の婚活事業を開始していただけますように、お願いをいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、横断的というお話がございました。

今、議員の言われるとおり、幸田町はコンパクトなまちでございます。島原市につきましては、婚活班という組織まであります。幸田町につきましては、先ほど言いましたように、幸田町の幸田は幸田の特性を見きわめながら、産業振興課だとか、商工会、農協、いろんな団体等も協力を得ながら、そういった部分で前向きに検討はしてまいりたいと思っております。

愛あれ、幸あれの幸田町を目指して検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 1 番、足立初雄君の質問は終わりました。

ここで、10 分間休憩といたします。

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 03 分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15 番、水野千代子君の質問を許します。

15 番、水野君。

○15 番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

大災害時の防災対策について質問してまいります。

4 月 14 日、マグニチュード 6.5 の熊本地震前震が発生、熊本益城町で震度 7 を観測、2 日後の 16 日、マグニチュード 7.3 の本震発生、震度 1 以上の余震は 1,200 回以上続いております。今なお、避難生活を余儀なくされておられる方も、約 5 万人弱いらっしゃいます。お亡くなりになられた方々の御冥福、被災された方々に心からお見

舞いを申し上げます。

被災者の心の復興、被災地の早い復旧・復興を願い、防災対策について質問してまいります。

南海トラフが起きる可能性は非常に高く、30年以内の発生確率は70%と言われております。平常時から十分な対策が必要であります。

本町は、災害時相互応援協定を1市3町と協定を結んでおります。また、近隣市町との応援協定や、さまざまな支援協定、覚書を結んでおります。

現在、本町の各種応援協定の現況と課題をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 災害時応援協定につきましては、議員が言われましたとおり、長野県の箕輪町、それから、岩手県の平泉町、住田町、それから、東京都の立川市、この1市3町と災害時応援協定を結んでおります。

また、災害救助物資の緊急調達等に関する協定など、現在、42項目65団体と災害対策に関する協定を結んでおります。

平成27年度中には、フィールやオオクワなど、新規出店した店舗を初め、新たに5団体と協定を締結しておりますが、その中には、これまで懸念されておりました自動車の燃料や、自家発電機の燃料を確保するための協定も含まれております。

これらの協定により、災害時の活動に必要となる物資や応援については、支障のないものと判断しておりますが、今後の課題といたしまして、実際の災害を想定したマニュアル作成や、訓練などを、協定先と連携して実施していく必要があると考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。

近隣市町と協定を結び、また、相互応援協定も結んでいるということで、物資等も今のところ何とか調達できるのではないかとということでございました。

3月の広報にも、愛知県のLPガスの協力だとか、あと蒲郡市石油業界の組合とも結んだということを知っております。

今、部長が言われましたように、やはり、協定を結んでもいざというときに、どのくらい本町に運んでくれるのか、物資を運んでくれるのか、こちらから要請するのかということもある程度、やはり、想定をして、訓練、今言われましたマニュアル等を活用しながらやっていっていただきたいというふうに思います。

やはり、シミュレーションをしておかないと、いざというときには、幾ら協定を42項目65団体と結んでも、さまざまな弊害もあるのかなというふうに思いますので、その辺はしっかりとっていただきたいというふうに思います。

それから、災害発生時には、要配慮者が犠牲となるケースが多々あります。平常時から、要配慮者を守るための安全対策が必要であります。そのための一つが、災害時避難行動要支援者名簿の作成でございます。現況の対象者数と、申請件数をお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ただいま、議員からも御指摘いただきましたように、災害を想

定したそういった訓練、こういったものをしていきたいということで、ガソリン等とか軽油、こういったものの協定も結びましたので、例えば、その防災訓練のときに、本当にそういったものをその供給を受けるだとか、そういったこともやってみたいというふうに検討しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 要援護者名簿の関係でございます。

災害時避難行動要支援者登録につきましては、今までは、防災安全課が窓口となりました名簿を作成し、役場により保管し、災害時の有事の際に協力機関に情報を提供するというものでございましたけれども、平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして、平常時においても民生委員、及び、地元防災組織等への情報提供が可能になったこと、また、対象者の把握、それから、案内が事務的に容易であるという点で、災害時の避難担当が福祉課ということになったこともありまして、昨年の4月から、受付窓口を福祉課として受付、名簿管理を行っております。

ことし、5月25日現在の登録者につきましては、135人となっております。内訳でございますけれども、人数の多いところでいきますと、身体障害者手帳をお持ちの方が53人、ひとり暮らし高齢者が33人、高齢者独居老人が17人となっております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） いまのところ登録が135件ということでございます。確か、これは、数年前に伺ったときも、このぐらいの人数ではなかったのかなと思っております。窓口が福祉課になったということで、特に、要支援者の人たち、要配慮者の人たちは、福祉課が高齢者の人も障害者の人も、一人でも多く、そういう人たちを含めて把握はできる課ではありますので、今後も進んでいくのではないかなというふうに思うわけでございます。

これは、本人、家族からのお申し出により、名簿が作成をされます。そして、事前に登録された情報を、今、部長が言われましたように、平時から事前に民生委員等などに示されております。

情報が近隣に知られることが嫌で登録をしない人もあえて出てきたのではないかなというふうに思うわけであります。

それから、同意書の意味がわかりづらいなどの人も、私はいるのではないかなというふうに思います。

登録する意味を丁寧に説明すれば、理解ができると思います。全国的に大地震の発生などで心配される方もいるかというふうに思いますので、今こそ、やはり、要支援者登録を進めていくときなのかなということを思います。

今後、福祉課になって1年過ぎたわけでございますので、窓口が、どのように進めていくのか、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 制度が変わりまして、1年以上たつわけでございますが、残念ながら、まだちょっと民生委員さんのほうに情報が提供が渡っているという状況ではございません。まだ、その出し方について、詳細なマニュアルが完成しないということ

ころでありますので、今、その整備を進めているところでございます。

登録の方たちも、議員が言われるように、大半が旧制度の方たちが登録をしているというような状況でございます。

制度への理解を最優先にいたしまして、申請の勧奨を行っていきたいと考えております。

引き続き、広報等で制度等の周知を図りますけれども、積極的に対象者となると思われる方たちへの直接メール、それから対象者となる方たちの会議等での説明、また、手帳等の更新時に窓口で個別勧奨するなど、登録者の拡大を図っていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、積極的に登録の推進をしていっていただきたいというふうに思います。

全体では、この人数は、何人ぐらいおられるのでしょうかということをお伺いをいたします。

本当に、今、対象者に説明をされるということでございますので、やはり、登録の内容をしっかりと周知をしていただいて、個別の情報はほかには漏れないということも、しっかりと訴えていっていただきたいというふうに思っております。

それから、要配慮者への安全対策も、在宅での要配慮者の安全対策も必要ではございます。

地域防災計画の中には、要配慮者マップや、データベースの整備、個々の様態に合わせ防災教育、防災訓練の実施というふうにあります。これは、具体的にどのように進めていかれるのかをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、対象となり得る方たちの人数でございますけれども、現在、つかんでいるところでは、対象となるという方でございますが、4,496名を対象者として、今後、勧奨を進めていきたいと、このように思っております。

一番多いのは、高齢者のみの世帯、65歳以上になりますけれども、1,235人、次に、ひとり暮らし、65歳以上の方が、1,110人という形で、あと障害者手帳所持者という形で続いているというところでございます。

それから、防災計画の中でのマップ、それから、データベースの整備という形でうたわれてございます。

これにつきましては、データベース化を含めた要援護者マップシステム、これにつきましては、実は、平成24年に一度整備しております。ただ、現実的な情報の活用マニュアルが、当時は整備されなかったということで、情報開示の限定されなかったということでありまして、利用が非常に低くて使いにくいシステムであったということもございまして、実は、データの管理がされていなかったということで、現在、システムそのものが動いていないという形でございます。

現在、開示の方法も含めまして、一定の方向が出ておりますので、今回、システムの管理費など、費用面も必要になってまいりますけれども、積極的に再活用も含めてデー

データベース化を進めていきたいと思っております。

計画の中では、避難経路の計画までも本来は含まれておりますけれども、なかなかそこまで現実、入るところは難しいかと思いますが、少なくとも地図上に落としまして、どういう形で要援護者の方たちが地域に存在しているかということを明らかにしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、データベース化を整備されまして、マップ等に落としただいて、いざというときには、避難ができるように安心していただけるような、そういうものを進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、要支援者登録申請書には、日中は高齢者のみという、こういう日中独居者という区分がありません。その他というところへ書けばいいかというふうに思いますが、やはり、わかりやすく文章として、日中、若い世帯と一緒に暮らしているが、日中は一人になるよと、高齢者が一人になるよと、こういう人たちも登録ができますよという、そういう文章化をきちんとしていただいて、様式をつくっていただいて、登録を進めていっていただきたいというふうに思うわけですが、その辺について見解をお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 委員の言われるように、日中独居の高齢者の方についての項目がございません、その他という形で分類をさせていただくということでございます。

開示をする関係で、余り詳細につきまして分類してしまいますと、名簿を受けた方、団体等の処理が難しくなるということで、一定の数で分類させていただいておりますが、当然ながら日中独居の方についても登録はいただけるわけでございますので、その他の中で処理をしていきたいと思っておりますが、そういう方も登録できるという点については、まだ、周知がされておられませんので、今後の周知については、そういうような方についても含まれる旨をPRしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、丁寧に説明をしていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、福祉避難所についてお伺いをするものでございます。

先ほどもさまざま答弁をされました重複するところもあるかというふうに思いますが、少しわからないところ等もございますので、再度、お伺いをいたしたいというふうに思います。

本当に、一般の避難所では、生活に支障を来す高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、また、病弱なども何らかの私も配慮が必要であるというふうに思っております。

福祉避難所の設置については、平成25年のときの6月にも一般質問をいたしましたところでございます。

先ほどの福祉避難所の設置は、障害者地域活動支援センター、つどいの家に一応福祉避難所として指定するよということでした。

これは、いつごろ指定されるのかということを、再度、お伺いをしたいというふうに

思います。

それから、防災計画の中では、障害者地域活動支援センター、及び、老人福祉センターは、配慮を要する高齢者、障害者等が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所として利用するということで、こういうふうに書いてございますが、老人福祉センターについては、いかがでしょうか、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 福祉避難所の関係でございます。

議員の言われるとおり、幸田町防災計画、風水害、それから、地震、災害、いずれの変におきましても、福祉避難所の設置につきましては、各避難所において一般者と過ごすのが難しい高齢者や障害者、児童などを対象にして、障害者地域活動支援センター、つどいの家でございますけれども、と老人福祉センターを二次的な避難所として利用するという表現になっております。

したがいまして、福祉避難所としての指定が、まだ現在されていないというような形でございますので、開設の方法ですとか、対象者、救援物資、支援者の配置など、マニュアル化がされていないということでもありますので、それが現状でございますので、この点を含めまして、来年２月に、今のところ、見直しを予定をするように福祉課としては、要望しているところでございますので進めていきたい、その第一段として、障害者の方を対象としてつどいの家の福祉避難所指定という形で進めさせていただきたいと思っております。

関係機関と対象者の把握ですとか、物資、それから、機材、人材、輸送手段等、それぞれ、それまでにまとめなければいけないものは多々ございますので、その辺の調整について時間をいただきたいということと、それから、老人福祉センターでございますけれども、二次的な避難所として利用ができるというふうには表示はされてございますけれども、職員については、十分な体制ではないというところもございまして、今までは、段差解消も含めまして、バリアフリー化が進んでおりませんでしたので、ちょっとその点については、動きが悪いというのが正直なところでございます。

ただ、今年度につきまして、玄関部分のバリアフリー化、エレベーターが災害時に使っていていかどうかは別といたしまして、エレベーターも設置するということで、利用しやすい施設に、今年度、変わるということでございますので、老人福祉センターの特に高齢者対応となると思いますが、指定化については、少しおくれるとは思いますが、早く見直しをつけまして指定をしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） １５番、水野君。

○15番（水野千代子君） つどいの家は来年の２月に見直しをして、何とか指定をしたいということでございます。

老人福祉センターについては、その後ということでございます。しかし、先ほどの要支援者の名簿の作成に当たりまして、高齢者の対象となる人数が、４，４９０名、また、一番多いのが高齢者のみの世帯、ひとり暮らしがその次、その次が障害者ということで、先ほど、人数をお聞かせを願いました。

そうすると、やはり、高齢者のほうの人数、福祉避難所として高齢者の人を受け入れる、やっぱり、福祉避難所も、私は、やはり、早目に早期に必要なになってくるのではないかなというふうに思うわけでありますので、この辺もできるだけ早い時期に設置をして指定をしていただきたいというふうに思うわけであります。

それから、全国の福祉施設として、指定施設も約80%以上が社会福祉施設となっております。これは、畳の部屋がある公民館や、小中高等学校、病院や図書館、また、民間宿泊施設などと協定を結んでいる自治体もございます。

熊本市では、176施設と協定を結んでいるが、建物自体が被害を受けていたり、スタッフが確保ができなかったりしたため、受け入れがなかなかできなかったというふうに報道もされておりました。

しかし、やはり、多くの施設と協定を結ぶことも大切ではないかなというふうに思います。

本町は、まどかとは施設の使用をすることに関する協定は結んでおられます。後のメリーホーム、つつじが丘の特養についても、やはり、これはまどかと同じように災害時あったときに、高齢者の人たちが使用することに関する協定は結んでいっていかねばいけないのではないかなというふうに思うわけでありますが、その辺についてのお考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） お答えする前に、先ほどこちょっと数字について、訂正というのですか、お願いをしたいのが、対象人数でございますが、4,496というのは、重複している方もお見えになる数字で、実際の実人数としては、2,777人というのが、2,777というのが、一応、実人数としての対象として考えている人数でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

御質問のほうで、福祉避難所についてのいろんな課題でございます。今回、熊本市の災害におきましても、福祉避難所の問題は、新聞報道等で確認をしているわけですが、176の施設で、実際には34の施設、104人の避難にとどまったという形の報道がされております。施設そのものが被災をした施設ということもございませうけれども、施設が満所状態であるケースや、また、学校など人が常駐しない施設で、開場ができなかったというようなケースもあったようでございますので、いろんな問題が、今回、浮き彫りになったというふうに考えております。

本町では、もともとそういう社会資源が多いわけではありませうので、多く指定するというのは、なかなか指定するだけが目的とすることではいけないと思っております。指定箇所が少なくても受け入れ体制が取れると、実質的な福祉避難所として機能する施設を整備していきたいと考えておりますので、そのような形で福祉避難所の指定、整備を進めていきたいと、このように思っております。

特養の受け入れ協定でございますが、まどかにつきましては、平成16、17年だったと思いますが、協定を結んでおまして、何年かたっているわけでございますけれども、新しくつつじが丘もできました。それから、メリーホーム幸田につきましては、一昨年完成したということで、この辺につきましても、早急に話を進めまして、3施設と

いう形で当方としては考えておりますが、いろいろ状況によりまして、相手方もいろいろ条件もございますので、その辺で進んでいないというのが、正直なところでございますが、早い協定に向けて進んでいきたいと思っております。

まどかについては、方向としては、平成24年に協定を結んだということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、特養のほうも進めていっていただきたいというふうに思います。

特養のほうの3つの施設は、町の北と中央と南にあるわけでございますので、やはり、一つが災害にこうむるということもございますので、できれば3施設も早目に協定、使用することに関する協定を結んでいっていただきたいというふうに思っております。

それから、来年の2月には、つどいの家を福祉避難所にするということでございます。やはり、福祉避難所とするには、備蓄倉庫というのにも必要ではないかなと思うわけがあります。本町は、各小学校、中学校を備蓄倉庫を、年次ごとに設置をしていただいて、今年度で一応終了するわけでございますので、この福祉避難所として指定するところには、備蓄倉庫を設置していただきたいというふうに思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 福祉避難所という指定が、現実化してまいりますと、そこに備えなければいけない備品等も、今後、決めていくことになるわけでございますけれども、基本的には、一般の避難所と大きく変わるということではないかと思いますが、厚生労働省の基準によりますと、福祉避難所としての基準でございますけれども、車椅子でとか、ストーマー用装具ですとか、酸素ボンベ、そういうような一般の避難所以外のものも指定されておりますので、どういうものが必要かについては、精査をしていく必要があるかと思えます。

ただ、それによって、この福祉避難所に新たに備蓄倉庫等を設けるというところについては、まだ、現在のところでは、今の倉庫等で間に合うのではないかとということで、そういう段階でございますので、備蓄倉庫の増設については、現在のところ考えていないというところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今のところは、福祉避難所と指定をしたところは考えていないということでございますが、つどいの家というのは、JRの線が通っております、向こう側には川がございます。独立しているというか、孤立化する可能性も十分あるところではないかなと思えますので、私は、ある程度、備蓄倉庫を設けて設置をして、また、当然、この方々の必要とするものも特殊なものもあるかと思えますので、ぜひとも、その辺も検討していただいて、考え方を改めていただくとありがたいかなというふうに思っております。

それから、避難所生活の中で、全員が悩む一つとして、トイレの使用がございます。防災計画では、非常用トイレの袋だとか薬の備蓄は2万700回分、車いす対応トイレ

や非常テント、便座なども備蓄はされておりますが、現況をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 非常用備品の保管倉庫につきましては、これからどういうものを装備していくかというのを詰めてまいりますので、その段階で必要がございましたら、その点については、検討をしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 非常用トイレでございます。

平成28年2月修正版の地域防災計画では、平成26年度末の数値にて備蓄品の状況が掲載されており、議員がおっしゃるとおり、2万700回分の非常用のトイレの備蓄でございましたが、その後、備蓄倉庫の増設などによりまして、本年度末での本町の非常用トイレの保有数は、非常用トイレ薬剤及び袋で、2万7,800回分となり、約7,000回分増加するという予定でございます。

そのほか、車いす対応トイレが6基、非常用のトイレのテント107張、非常用トイレの便座が79基を保有をしている状況でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今年度、この非常用トイレの薬剤だとか袋もふえるようでございます。

非常用トイレは、今、言われたように2万7,800回の備蓄をするということでございます。

これは、袋に汚物、薬を入れて捨てるわけでございますが、この回数分を見ますとかなりの量になるかなというふうに思います。

仮設トイレでは、くみ取りを行わなくてはいけなくなりますし、また、くみ取っても汚物を処理するための施設が利用できなくなるというそういう説もございます。今、言われた袋等もこれだけの回数の分をどこかに置いておくのか、捨てるのか、それも大変なことなのかなというふうに思うわけであります。

そこで、日常生活に近いトイレ環境を確保する一つに、マンホールトイレというのがございます。これは、災害時に、マンホールのふたを開け、その上に便座、ポータブルと簡易テントを組み立てて使用するもので、下水管につながっているため、くみ取りも必要ございません。この考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 下水道にかかわるものでございますので、建設部のほうからお答えさせていただきますが、平成26年の広島市の災害で発生した土砂災を受けまして、国土交通省では、マンホールトイレ整備運用のためのガイドラインを策定してございます。

このマンホール型、非常用の災害用のトイレについては、下水道へ直結する方式と、一時、貯留しながら節水方式という2種類がございますけれども、直結型方式につきましては、下水道管に直結するわけですが、下水道本管の被災状況を確認、調査して、利用が可能かどうかを確認した上でないと、なかなか利用はできないだろうと。

一方、貯留式節水方式というのが、いわゆる汚水桝に流す前に、一時、貯留をかけるために貯留弁、仕切弁を設けて、その中に水の貯留状態で排せつ物を落下させて、仕切弁の開閉でもって一気に洗浄廃水ができるということで、少ない数量でも可能であるし、維持管理が容易であると。しかも、下水道本管がもし被災して流せない場合でも、そこからバキュームをして行われるということで、かなり、効果的であるということから、そういった貯留式節水方式というのが注目されている状況でございます。

そういった面では、これから、この一時避難場所を含めて、例えば、中央公園なども、そういった意味では防災公園というふうに位置づけられていますし、役場隣接地ということでございますので、下水道管を利用したマンホール型災害用トイレの設置を検討はしていきたいと思います。

ただし、これにつきましては、全町的な検討を進める中で、どこがよいのか、もちろん下水道が整備されているところでないといけないことですので、そういった面での検討、また、これにつきましては、財源として国の社会資本整備総合交付金が可能だというふうに聞いておりますので、そういったものの採択を前提として、今後、検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、これは進めていっていただきたいというふうに思います。

本町は、本当に下水道の設備がきちんと整っている町でございますので、それを利用しない手はないのかなというふうに思っております。

今、貯留式というものがあるということでございますので、その辺もしっかりと研究をしていただいて、つくる場所、その辺もできるだけ皆さんが安全で生活環境が整えられるような、そういう方式で検討していただきたいというふうに思います。

私が、調べたところでは、例えば、下水管が破損した場合でも、3日分の排せつ物が貯留できるということを聞いておりますので、やっぱり、効果的かなというふうに思っておりますので、ぜひ、進めていっていただきたいと思います。

それから、自然還元式のトイレも確保している自治体もございます。これは、避難所の近くの土のある場所に穴を掘り、排せつ口をつくり、同じ大きさの発泡スチロールで中を囲んで、上から土をかぶせておく、非常時には、土と発泡スチロールを除き、たぬきを渡して、その上にポータブルトイレと簡易テントを組み立てて使用するもので、これは、使用後は、自然に土に帰るという、本当に昔からの感じのものでございます。これは、当然、くみ取りも必要ございませんし、このトイレのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 自然還元式のトイレにありましては、先ほど説明にもありましたマンホールトイレ、こういったものに比べまして、安価に整備できるということが可能であるというふうに聞いてはおります。

また、災害時には、比較的容易に増設も可能であるという点などは、自然還元式トイレの大きなメリットであるというふうに聞いておりますので、緊急時の非常用トイレとしては、有

効な手段であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この方式は、昔の人ならすぐわかるかなというふうに思うわけですが、確かに、災害時の初動のときには、一番、簡単にできるのかなというふうに思っております。

蒲都市は、平成22年度より、中学校、小学校と年次ごとに設置をし、今後も計画を予定をされております。

これ学校は、避難所であり、校庭も広くあるということでございます。

聞いたところによりますと、穴を掘ってその大きさの発泡スチロールを特注でつくって、2カ所分つくって、約35万円というふうに伺いました。とても安価でございますので、これもしっかりと考えの一つとして、非常用のトイレとしてのお考えを、やはり、持っていて検討をして設置をしていただきたいというふうに思います。

それから、国は、熊本地震を踏まえ、大災害の際に設置する避難所で、女性に配慮した運営を図るため、全国の市町村に職員向けの特別研修を実施するように方針を固めております。研修プログラムを配布して、年度内の開催を促すとしておりますが、これはどのような内容となっているのかをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、還元式のトイレでございますが、現在、町が備蓄する簡易トイレの保有量では、災害時のトイレ事情に対応することは難しいという部分もあると思っております。

また、災害時のトイレの確保にあつては、喫緊の課題であると認識をしているところでございます。

町が保有する形式の簡易トイレの状況、それから、ただいま御提案のありましたマンホールトイレ、これから、この自然還元式トイレ、または、バイオトイレ、こういったものもあるということも含めまして、災害時のトイレの確保につきまして、検討はしていきたいと考えております。

その中で、どのようなトイレを整備していくのかということにつきましては、例えば、その自然還元式のトイレもそうですけれども、悪臭など、そういった環境面の問題もいろいろあるものですから、設置のしやすさ、それから費用面、そういったものも含めまして、効果的な整備を研究し、強化を図ってまいりたいと考えております。

それから、研修のことでございますが、国が熊本地震を機に、市町村職員向けの研修を実施する予定であるということは、報道を通じてこちらのほうも承知はしております。その内容につきましては、女性の視点を生かした避難所運営マニュアル作成に関することのようにございますが、詳細は、今、不明でございます。

報道によりますと、今月中に研修の詳細が示されるようですが、そのような研修会や説明会には、積極的に参加してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、研修等も進めていっていただきたいと思います。

熊本地震の調査では、やはり、授乳や着がえる場所がない、下着が干しにくいといった悩みを抱え、ストレスの一因となっているものでございます。災害時に避難所を設置する際に、女性避難者をケアする専門班、女性用更衣室や授乳室などを設置場所を決めておくなど、女性の視点を生かした避難所の運営のマニュアルの策定を早速つくっていくべきではないかなと思うわけでありますが、この避難所運営のマニュアルの作成、女性の視点を生かしてのマニュアルの策定の考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 町では、男女共同参画の観点からも災害対策研修に地域安全女性推進員の参加や防災リーダー、養成研修への助成、消防クラブの参加、こういったものをお願いしているというところでございます。

また避難所では、授乳室など、専門スペースも必要になってくるということです。しかしながら、マニュアル作成にまでは、現在至っていないのが実情でございます。

先ほどの国が実施する研修会なども踏まえまして、女性被災者をケアするための方策や、専用スペースの分離など、先進事例なども参考に、女性の視点を生かした避難所運営マニュアルの作成に向けまして、早急に検討してまいりたいと考えておりますのでお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、早急に作成をしていていただきたいというふうに思います。

それから、大規模災害が発生したとき、市町村は、災害対応の重要な役割を担っております。東日本大震災では、被災により本庁舎が使用できなくなった市町村は28自治体、庁舎内の重要データが失われた市町村も多くございました。

今回の熊本地震でも、本庁舎を使えなくなった5市町のうち、2市1町は、り災証明の受付が始まったのは、最初の震災から17日たってからでございました。この市町は、BCP、業務継続計画を策定しなかったというふうに言われております。BCPを事前に計画していた大津町は、計画に基づき、別にバックアップしていたデータを利用して、住民票などをすぐに再開できたというふうに聞いております。BCP、業務計画継続とは、地震などの影響により、行政機能が低下する中であって、住民の生命、身体、財産を保護して、住民への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えている計画でございます。

本町は、下水道事業継続計画は、策定しております。まず、来年に策定し、その内容をお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 下水道の事業継続計画、BCPの御質問でございますので、私のほうでお答えさせていただきますが、国土交通省は、全ての下水道自治体に対してBCPを策定を義務づけておりまして、これにより、発災時に下水道業務を中段させないこと、もしくは、中断しても可能な限り短い時間で業務を再開するということを求められているということで、2年以内に策定をするようにという指示が来ておりまして、幸田町では、もともと矢井川流域下水道のBCPは、愛知県が平成24年に策定してござ

いますので、それを参考に、平成２７年度、幸田町職員の手づくりでございますけれども、そういったＢＣＰを策定しているという状況でございます。

内容につきましては、発災から３日以内に、最低限の機能の確保を行い、また、発災から３０日以内に汚水処理機能の早期回復を図るというふうな前提条件でもってございます。

また、想定震度については、６弱以上というふうな設定でございますけれども、通常、矢井川流域ですと津波想定をしておりますけれども、幸田町の場合は津波想定をせずに、あくまで地震想定でございますが、これも初めてのＢＣＰの取り組みということでございますので、こういったものを、また、水害とかいろんな面で土砂災害を含めて検討の視野に入れていながら、このＢＣＰは常に最新性を保ちつつ、さらに全体計画のレベルアップを図っていくというようなことが、この情報を含めてありまして、定期的に、実質は毎年見直していくというような形で取り組むということでございますので、そういった取り組みを、今、下水道のほうでは行っているという状況でございます。

○議長（浅井武光君）　１５番、水野君。

○１５番（水野千代子君）　下水道関係の事業の継続計画というのは、よくわかりました。

国は、阪神淡路大震災や新潟県の中越地震の反省を踏まえまして、自治体にはＢＣＰの作成を求めておりましたが、これがなかなか進めず、消防庁は、平成２７年１２月１日、全国の自治体における業務継続計画の策定状況を調査をいたしました。

昨年度、１２月時点で、３６．５％の市区町村が策定をされ、平成２８年３月末までは、４４．９％が策定をされております。このような、近年、災害が頻発していることを踏まえたと、本町にあってはＢＣＰの策定は急務であるというふうに考えます。

町の下水道事業も、毎年、見直すということで、今、お聞きをいたしましたので、町のほうも、やはり、ＢＣＰの策定は急務であるというふうに思いますので、この策定についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君）　総務部長。

○総務部長（山本富雄君）　ＢＣＰの策定でございます。議員がおっしゃりますとおり、全国的にも急速に計画策定が進んでおります。本町におきましても、大至急策定を行う予定でございます。

町全体のＢＣＰにつきましては、名古屋大学減災連携研修センターの協力を得まして、この平成２８年度、平成２９年度、この２年間で策定に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君）　１５番、水野君。

○１５番（水野千代子君）　ぜひとも、これは早急に取り組んでいていただきたいというふうに思います。

一番大事な柱となる、私は、このＢＣＰではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、これまでの大規模災害では、復旧のこれが深刻な問題となっております。今、部長が言われましたように、大至急ＢＣＰを策定するとともに、また、災害時の備えについても、あらかじめ復旧のまちづくりを検討していくという、事前復興計画にも

私は取り組んでいくべきではないかなというふうに思うわけではありますが、この事前復興計画についてのお考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 事前復興計画につきましては、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること、それから、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集、確認などを事前に進めること、この2つの観点から作成されるものというふうに解釈をしております。

B C Pとこの事前復興計画は似て非なるものではございますが、B C Pを2カ年で作成する上で、その後の復興対策なども視野に入れ、作成をしてみたいと考えております。

また、B C P作成時には、復興基礎データの収集や確認など重複する点、例えば、災害廃棄物の置き場だとか、応急仮設住宅などの災害発生時から、時間の経過に応じて必要となる用地などの検討、こういったものも重複するような部分、そういったものもございます。それも合わせまして、B C P策定において事前復興計画に結びつくような計画づくりを目指していきたいと考えておりますのでお願いします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、そのような計画で進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、次に、妊娠から育児までの切れ目のない支援について、お伺いをいたします。

妊娠から出産・産後まで切れ目なくワンストップで総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センター、これは、日本版のネウボラというものでございますが、全国展開が進んでおります。

ネウボラとは、フィンランド語でネウボ、これはアドバイスという意味で、ラというのは場所という意味で、アドバイスをする場所、要するに子育て支援をワンストップで対応することでございます。

その認識について、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ネウボラといいますか、子育て次世代包括支援センターといいますか、そちらのほうの御質問だと思います。

子育て世代包括支援センターにつきましては、国の少子化社会対策大綱、及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、妊娠期から子育て期にわたるまでの、さまざまなニーズに対して総合的、相談支援を提供するワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターをおおむね5年後までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を示していくと位置づけられているという点について、認識しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、部長が言われましたように、子育て世代包括支援センターは、法定化を目指して、おおむね2020年度までに全国展開をして、合わせて地区の実情に合わせてつくっていくということでございます。

全国、また、近隣市町の実施している状況をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 全国の数字でございますが、これは、予定ということで、平成27年に150、平成28年に251ということで数字は出ております。

実際に平成27年、愛知県内で子育て世代包括支援センターにつきましては、3市について設置がされております。春日井、豊田、高浜、3市でございます。

平成28年に入りまして、岡崎市を初めまして、13市が設置をしたということで数字をつかんでおります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） これも国のほうが、2020年度まで実施をということでございますので、県内もさらに進んでいくのではないかなというふうに思っております。

これは、新しい場所や事業を立ち上げるのではなく、これまで取り組んできた妊娠中から子育て期にわたる支援について、十分に対応できていない部分の拡充するものでございますので、私はできていくのではないかなというふうに思っております。

それから、妊娠届け出を行うと、母子健康手帳が交付され、そのときに妊婦検診や妊娠中に注意することなど、保健師などの専門職による指導もあるというふうに思います。

保健師の人数、また、年間の母子手帳交付数と、ハイリスクを抱えての妊娠などの数がわかりましたらお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 年間の母子手帳の届け出数でございますけれども、平成24年が468件、平成25年が641件、平成26年が413件、平成27年が412件という数字でございます。

その中で、ハイリスクとなっておりますのが、平成26年度ハイリスク、2点から5点ということでございますが、101名、24.4%、スーパーハイリスクという形で11名の方、2.7%になります。

平成27年につきましては、ハイリスクとして、2から5点該当者ということで、73人、17.7%、スーパーハイリスクということで、7人、1.7%になっております。

あと、保健師の数でございますけれども、健康課として6名の保健師が配属されておりまして、福祉に2名、1名は、産休で今休んでいるところでございます。子ども課で1名、計9名が幸田町の保健師として配属されておるということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。

それぞれ母子手帳の健康手帳の交付の数は、今、大体400ちょっとということで伺いをいたしました。この中には、本当に、ハイリスクを抱えて出産に臨むという方もございますので、やはり、この方々はしっかりとした指導、相談もしていただきたいというふうに思うところでございます。

また、こういうハイリスクの方々の相談窓口というのは、どこになるのでしょうか。

また、相談件数などもわかりましたら、お聞かせを願いたいと思います。

それから、子育て支援などを必要とする人への継続的な支援を、さらに、充実させる

ために支援が必要とするものには、関係機関と協力して、個々にあった支援プランが必要だというふうに思うわけですが、この辺の現在の取り組みをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 相談の窓口につきましては、保健センターで実施をしているところでございます。

相談件数につきましては、平成27年度の実績でございますが、母子手帳交付時に、延べ101件の相談がございまして、母子自身の体のことについてですとか、育児について、経済的なこと等が内容になっております。

乳幼児の相談といたしましては、延べ384件がございまして、乳児の発育問題ですとか、離乳食について、授乳について等がございまして。母子相談については、延べ19件がございました。

対応は、それぞれ保健師、栄養士、看護師が当たっておるところでございます。

あと、支援プランでございすけれども、母子手帳交付時に、継続支援が必要と判断したケースの実績でございますが、平成26年には31件、平成27年度は50件というところでございます。

個人面談で、妊娠届書やスクリーニング結果をもとにいたしまして、母親の方と話をしながら、今後について、いつごろどういうふうな方法で支援をするかということについて、母親と一緒に決めて支援を実施するというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 相談窓口は保健センターということで、保健師が主にやられて、看護師もということでございますが、看護師がみえたのかなというふうに思ったわけですが、先ほど申しましたように、ネウボラというのは、妊娠から子育て期の支援で、本町では、十分に対応できていない部分を補う、そういうものであるかというふうに思ひますが、その本町で補う部分というのは、どのところというふうに考えておられるでしょうかお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 看護師につきましては、非常勤の看護師ということで御理解いただきたいと思ひます。

町のほうで、どの点を補足支援するかという点につきましては、なかなか難しいところもあるわけですが、内容については、十分、その辺については、理解をしておりますので、また、後ほど、御回答できればと思ひております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 時代とともに、家庭や地域のあり方等が変化する中で、核家族化の進行で不安を抱えての子育て世代に対する保健師や、今、言われた看護師、それぞれの方々が妊娠中から出産、産後まで継続して支援する、安心の体制が構築できるようにというふうに言われております。

今、お伺ひしましたように、答弁はまだですが、やはり、今まで取り組んできた、町

がやってきたさまざまな施策を補うものを見つけて、それを補っていくための、やはり、私はこれは今回の子育て世代包括支援センターとなるのではないかなと思うわけでありますので、やはり、本町はここら辺がまだ手薄であったので、ここをプラスをして、子育て支援、産後まで含めた拡充していくのだという、子育てを応援していくのだというそういうことを私はしっかりとしたものをつくっていただきたいというふうに思うわけであります。

安心の体制が構築できるように、幸田版のネウボラの実施を行うべきというふうに思いますが、いかがでしょうか、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 支援の中身の欠けているところということでございますけれども、本町でいきますと、子育て支援センターのほうで個別に相談を受け付けたりいたしまして、母親の方とそういう状況について確認をしながら、今後進めていくということになるかと思えます。

子育て支援センターにつきましては、保育士が対応でございますけれども、子ども課に配属された保健師もございますので、そういう面での対応ができるというふうに思っております。

将来的にというのですか、今後、ネウボラの実施につきましては、愛知県、国、県の状況を見ながら、近隣の妊娠、出産における包括的な支援に関する状況等を確認をしながら、幸田版のネウボラの実施に関しては、検討を進めていきたいと、このように思っています。

当面の現在の取り組みについて、取り組みを継続するために、関係機関や部署と連携をして、現在の支援につきましては、関係部署とネウボラが実施されるまでの間につきましては、関係部署との連携を図りながら支援を図っていききたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） はい、わかりました。ぜひとも、やはり、進めていっていただきたいというふうに思います。

この制度が、特に、重要視されるのが、産前、産後ケアであるかなというふうに私は思っております。本町における産後ケアは、まだまだ少し手薄すかなというふうに思うわけでありますので、この辺についても御検討を願いたいと思います。

それから、この時期の母子の支援を手厚くするため、また、これをこのセンターをつくることによって、児童虐待の予防、防止もそうでございますが、期待されているところでございますので、国は、もう2020年までにはつくるといふふうに言っておりますので、しっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、岡崎市における岡崎版のネウボラについて視察をしてまいりました。

国の子ども・子育て支援事業に新設された母子保健型の利用者支援事業として展開をしてありました。

本町も子ども・子育て支援事業計画の中に、未実施ではございますが、利用者支援事業というものがあります。ここでは、各種子育て支援のコーディネーターも図るという

項目もございました。この辺も本町では欠けているところではないかなというふうに思いますので、やはり、この辺もしっかりと検討していただきたいと思います。

それから、平成29年度から、岡崎市子ども発達支援センターが、供用開始となります。町内の心身の発達に心配のある子どもたちも通うことになります。今以上に本町の相談体制の整備充実をしておくべきであるというふうに思いますので、しっかりとした幸田版のネウボラを立ち上げていただきたいと思いますというふうに思っております。できれば、年度等がわかりましたら教えていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、場所もここを予定していきたいという場所がありましたら、お聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 全体のネウボラの整備につきましては、十分に検討を進めて、実現の方向に向けて進めてさせていただきたいと思います。

先ほど、十分でない対応は何かということでもございましたけれども、先ほど、丸山議員からの質問にあったかと思いますが、産後の支援としての産後デイですとか、通所、そのようなものについての社会基盤の整備といいますか、そういうものについてが、今後の課題になってくると、このように思っております。

いずれにしても、母子が利用者の新事業として立ち上げて進めていきたいと思っておりますけれども、御質問にありましたコーディネーターにつきましては、子育て包括支援センターの中に、保健師とソーシャルワーカーと助産師をというのを置くことに基本的になっているようでございますので、母子保健コーディネーターというのですか、ソーシャルワーカーというのですか、そういう形ですけれども、これにつきましては、幸田町のほうでは子育てセンターの中では保健師を当たらせていきたいと、このように考えているものでございます。

現行の保健師が、そのかわりになるというふうに考えているところでございます。

失礼しました。

場所につきましては、そこまで具体的には、まだ考えておりません。これにつきましては、十分、検討していないというところでございますので、また、後ほど、明らかにしていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 答弁者に申し上げます。

時間がありません。ということで、ひとつお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 場所につきましては、やはり、新たにつくるものでは決してございません。

そうすると、私は保健センター、また、子育て支援センター、このどちらかではないのかなというふうに思っております。

皆さんが利用しやすいような、相談しやすいような、やはり、そういう体制で妊娠から出産、また、子育て、産後も含めますが、さまざまなことを利用者の人たちが満足していただけるようなそういうようなものをつくっていただきたいと思いますということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時13分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、志賀恒男君の質問を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をした順に、質問をしてみたいです。

最初は、道の駅筆柿の里・幸田の現状と今後についてであります。

道の駅は、本年5月には、全国で1,093駅となりました。国土交通省の政策の一つとして、国、人であるというふうに言われております。

もともと、道の駅は、3つの機能を備えているものとしてスタートいたしました。

1つ目の機能が、休憩機能としてのドライバーへの無料で、24時間利用できる十分な容量をもった駐車場と、無料で24時間利用できる清潔なトイレを提供するという機能であります。

2つ目の機能が、情報発信機能であります。道路情報、地域の観光情報などの発信であります。

3つ目の機能が、地域連携機能であります。地域振興施設、地元の農産物や地産地消、あるいは、ドライバーに食事の提供できる施設、こういった地域振興施設であります。

道の駅筆柿の里・幸田は、2009年4月に開駅いたしました。その後、どのような機能追加があったか、お聞きをいたします。

時代の要請や変化に伴って機能追加があったというふうに思いますが、具体的な機能追加について、答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） その後の機能追加ということですが、まず、電気自動車用の充電設備を2基設置をいたしました。

トヨタ自動車が実施主体となった、ふつう充電インフラ普及に関する実証実験の1基と、日産自動車による電気自動車、及び、充電設備の無償提供の1基の計2基です。

次に、国土交通省が防災拠点としての非常時対応設備を設置いたしました。

内訳は、マンホール型の防災トイレを6基、それと、非常用電源設備、道路情報提供施設やトイレなどのための非常用電源設備です。

そして、もう一つ道の駅が設置しました屋外の産直コーナーです。

以上です。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 電気自動車の充電設備、それから、防災拠点としてのマンホール型トイレ、非常用電源設備、それから、産直のための販売ハウスといいますか建物ということで、私は、やはり、立ち上がってからの時代の要請等に対応してきたなというふう

に思います。今後とも、この流れの中で、機能追加を行っていくべきだなというふうに認識をいたしたところでございます。

本年、4月28日に、合同会社道の駅筆柿の里・幸田の総会が行われました。この中で、総会の中で発表された平成27年度の決算状況について御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） それでは、平成27年度の決算状況について、簡単に説明をさせていただきます。

税込み収入は、7,228万6,000円、また、税込み支出が、6,393万7,000円で、税込み営業利益が、834万9,000円でした。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 834万9,000円の営業利益ということでございます。立派な数字だというふうには思いますが、過去との比較で言いますと、平成27年度の決算内容というものについては、どのように推移しているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 道の駅は、平成21年4月に開駅しまして、7年が経過しました。税込み収入は、当初、5,900万円から始まり、7,200万円までになりました。税込み支出は4,200万円から始まり6,400万円ほどとなりました。税込み営業利益はこの間1,700万円から800万円の間を推移しております。この道の駅に来る購入者数を見ますと、開駅当時は29万人で、35万人、36万人と伸びましたが、その後は33万人前後となりました。しかし、総売上は当初は3億2,500万円、その後3億5,600万円、3億7,700万円となりましたが、その後3億6,300万円から3億7,900万円の間で安定しております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの説明によりますと、過去の決算の推移ということでは、売上、利益ともに横ばいになってきたのかなというようなことだったと思います。私は道の駅で買い物をする人がピークを超えて横ばいに入ってきましたということとあわせて、私は道の駅の業績は踊り場に差しかかっているのではないかなというふうに思います。これは売上高が横ばいになっていると、来客者が横ばいになっているということの両方が問題であるというふうに思います。指定管理者を指導・監督・監査する立場の町として、この現状に対しての認識をお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） その中で町内の農産物の売上状況を見ますと、当初は5,000万円でしたが、順調に伸び昨年は8,300万円にまで上がってきました。もともこの産直売り場の当初の目的は、町内の小規模農家が生産する少量多品種の販売に対応する農作物の直売所としての機能として設置したもので、十分にこれは発揮されているとは考えております。また、町としましては、購入者、売上ともほぼ横ばいになってきておりますが、この7年間はよく検討していると考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今の答弁ですと、よく一生懸命やっているというような認識を言われました。若干私の認識とは違うというふうに思っておりますが、後でまた質問をしてまいりますので、そのときにお答えいただければというふうに思います。

時代の流れの中で国土交通省は重点道の駅、こういう制度を始めまして重点道の駅を選定するという事で、平成26年度には35カ所の道の駅が、平成27年度には38カ所の道の駅が重点道の駅ということで選定をされました。まず、この制度について町としてはどのように考えてみえるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 国土交通省は、道の駅は平成5年の制度創設以来、現在では全国で1,093駅に広がっております。地元の名産物や観光資源を生かして多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献しています。この道の駅を今経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の協力ツールと位置づけて、関係機関と連携して特にすぐれた取り組みを選定しまして、この重点的に応援する取り組みを実施しますとアナウンスしております。

平成26年度に全国モデルの道の駅が6カ所、重点道の駅35カ所を選定しました。愛知県では稲武にあります「どんぐりの里いなぶ」というところを選定しました。理由としましては、地域の外から活力を呼ぶゲートウェイ型ということで選定したそうです。27年度は重点道の駅38駅を選定しました。愛知県では一つ、豊橋東バイパスにあります「（仮称）とよはし」という、これが今後多分建設されると思うのですが、それが選定されました。どういうものかといいますと、南海トラフ地震等に備えた防災活動拠点や道の駅で高齢者の参画するイベント開催や、道の駅と福祉施設をコミュニティーバスで結んだりします。また、大学と農家、地元企業等が連携し、豊橋市の特産である次郎柿等を使用した限定商品の開発など6次産業化を実施するという事で、この「（仮称）とよはし」というのが選ばれました。また、この制度等は十分研究しまして幸田町として何か生かせるものがあるかどうかを今後検討していきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 地元の特色を生かした成長戦略を各地域で考えて道の駅を有効活用しなさいということで、趣旨についてはよく理解をされているなというふうに思いました。それでは、それを受けて合同会社筆柿の里・幸田の新しい取り組みについてはどのような事業を計画しているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 道の駅の新しい取り組みということですが、一応事業計画書によりますと、まず4月に「たけのこ」についてのたけのこまつり等を行ったということであります。また、今後もこの秋に向けて農業体験等を取り入れた企画などを検討していると聞いております。通年ですとこれで今月には三ヶ根山スカイラインであじさいまつりというのがありますので、そういうのに出店したり、またお盆にはお盆セール、9月には新米セール、10月には筆柿まつり、11月には収穫祭、12月23日には道の駅の誕生イベントということで、愛知県で12番目の23号の道の駅ということで12月23日にこのイベントをやるそうです。あと、初売りというような通年の事業活動

はやっていると聞いております。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 通常のたけのこの販売とか農産物の販売は通年でございますけれども、新たな取り組みとして筆柿で柿狩りをやるとか、あるいは里芋掘り体験、農業体験をやっていただくとかいう新しい取り組みというふうに聞いておりますが、その点については把握をしてみえるかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ええ、その辺も把握しておりまして、それが随分この農業体験等を取り入れたということでやっていると聞いております。また、去年から始めました筆柿の里・幸田ということで樹齢300年の筆柿の古木からとれた筆柿というのがありましたのですが、ことしはそれをもう少し筆柿部会の方をお願いをしましてたくさん収穫するようにして、またそれを筆柿の里・幸田のPRのほうに使っていきたいと考えております。また、ことしから新たに産業振興課で実施しております親子農業体験教室というのがあるんですけども、それをこの筆柿の里・幸田の広場のところや情報提供施設を利用して行っております。また、今後も全国のいろいろな他の類似団体等のよいところや、そういう情報提供等をまた筆柿の里・幸田指定管理者の立場から、またそちらのほうといろいろと情報交換をしながら新しい何かいろいろな取り組みを考えて、サポートのほうのお手伝いをしていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 筆柿の里・幸田も新しい取り組みをとということでありますが、先ほど環境経済部長からお手伝いをしていきたいということですが、じゃあ、具体的にどういうことを支援をされるのかと。もう一步踏み込んだ回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 具体的にと言われましても、ただ、まだ今のところはその程度しかまだ計画はありませんが、今後につきましてはいろいろな人たちと話をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 私はこれからということであるかと思いますが、実際に企画を実現していくときにはいろいろな問題点なり障害が出てくるかと思いますが。情報のPRの発信の仕方とか、あるいは駐車場の問題とか、運営の仕方とか費用の点とかあると思います。よく相談に乗っていただいて、新しい企画が軌道に乗るように町としてもバックアップをお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、道の駅としての機能アップ、特に防災拠点化ということで機能アップが図られてきましたという説明がございました。私は、本日の一般質問の中で3人の議員の方が若干切り口は違いますが、避難所に関する質問をされてみえました。避難所に対する関心の高さが伺われるというふうに思います。そこで、私も道の駅に関連して、その防災拠点としての機能をさらに進めていただきたいということでもあります。

具体的には、今道の駅にありますトイレ及び情報提供施設の建物、これは国の建物だ

というふうに思いますが、それと農産物直売所の建物の間にイベント広場というものがあります。現在は芝生が一部植えられて、休憩用のベンチも置かれた青空広場になっております。私は、この青空広場を屋根つきの広場にして、災害時の避難所としての機能を持たせていただきたいなというふうに思うわけであります。理由を述べます。道の駅があります桐山区は、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に含まれる家がざっと数えたところ30戸前後ございます。県道幸田幡豆線の桐山西信号交差点から幡豆に向かう両側の集落であります。桐山区は約90戸の集落であります。集落全体の3分の1が危険箇所に含まれるということは、私は重く考えるべきだというふうに思います。道の駅の情報提供施設と飲料水・食料品販売施設の間にある空間を災害時には屋根つきの避難所として使えるのは、私は重点道の駅の候補にもなり得るのではないかとというふうに思うわけでございます。重点道の駅は、誰が選定をするのかといいますと、国土交通省の地方整備局長などが選定をするということでございます。平常時は屋根つきの広場としての新しい活用も可能かと思えます。地方整備局への働きかけ、あるいは町独自の取り組みを検討していただきたいと思います、考えをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 過去にその広場につきまして、トイレを通して、情報施設を通して産直広場に行くところの近道になりますので、屋根があるといいなということでいろいろ過去には中部地方整備局に働きかけたことがあります。実際の審査はこの岡崎国道維持出張所というところがやっておりますので、なかなかその当時は許可がいただけなかったということです。先ほど志賀議員が防災的な見地ではどうかという意見ではございますが、多分防災的にはこの道の駅のあたりは物流の拠点になるのではないかなと思ひまして、そこがちょっと避難所としていいかどうかはわかりませんが、そういう物流の拠点としては道の駅は多分そういうところになって、そこで物資が幸田に来るのではないかと、23号を通してというふうには私は考えますので、その両方をとって何とかそういうできる方策があったらいいかなと今後も検討していきたいと思ひますし、そういう面で屋根のついた何かができるといいかなというふうには考えておりますので、またそういうことができるかどうかはまた引き続き検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 先ほど申し上げましたように地元の特殊性、崩壊危険箇所に含まれる家が30戸もあるわけです。そのところをよく国に理解をしていただいて働きかけをするという、時代の流れの変化に対応した動きをする必要は私はあると思ひます。今までの過去のためだったというのとらわれずに、国と交渉をしていただきたいというふうに思ひます。

次に、道の駅の支援策として地方創生との関連で提案をしたいというふうに思ひます。幸田町でプラズマ発生装置を製作し、この装置を使って豊根村でチョウザメの養殖に使うという取り組みが進んでおります。相互利益の観点から言えば、幸田町にとっての利益に若干物足りなさを感じているのは私だけではないのではないかとというふうに思っております。豊根村のチョウザメを食材とした料理あるいは定食を道の駅筆柿の里・幸田

で提供することの可能性についてお伺いをしたいと思います。また、刺し身や数年後のキャビアの販売も視野に入れたキャビア井やキャビアの瓶詰めあるいは缶詰の販売も将来は可能になってくるのではないかと。そうしますと、単なる一方通行のプラズマ発生装置の製造だけで幸田町の企業がというのではなく、ユージュアルベネフィット、相互利益で豊根村のチョウザメの販路拡大にもつながるというふうに思うわけですが、考えをお聞かせ願います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 避難所のほうのことにつきましては、桐山の部落の中にも避難所がありますので、そちらのほうが近いかと思います。ただ、この防災拠点としてのこの位置づけでの道の駅でのそういう活用方法はあるかと思いますので、またその辺は引き続き検討していきたいと思っております。

また、チョウザメのことですが、現在豊根村との連携協力によって低温プラズマ技術を活用したチョウザメの養殖の研究が進められております。また、これが商品化されたいろいろなものが多分これからできてくるとは思います。そういうときのまずPRをする場所として町民の皆さんにこういうお披露目というのか、そういう場所としてこの道の駅を有効に活用していただけたらありがたいと思っておりますし、また商品等がいろいろこれから開発されてくるとは思いますので、そのときにまた道の駅で販売が可能かどうかはまた商品を見ながらいろいろ検討しまして考えていきたいと思っています。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひプラズマが商品価値がある走りのときに活用をしていただきたいというふうに思います。また、プラズマ技術を農産物に応用ということですが、高付加価値化することでの話題性で道の駅の集客にも、農産物に応用することで集客に結びつけることが十分可能ではないかというふうに私は思います。販売拠点としての道の駅を活用した抗酸化いちご、その他の農産物をPRしていただきたいと思います。チョウザメだけではなく、幸田町のそれこそ現在農産物としてブランド力のあるものにさらに付加価値として、道の駅の販売拠点ということで活用をしていただきたいと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 抗酸化いちごにつきましては、これから研究と聞いております。今後、これが商品化されていろいろな実際のいちごができた暁には、やっぱり初物というのは町民の皆さんにも御披露する場所として、道の駅でこのキャンペーンとか何かができたらいいかなとは思っておりますが、とりあえずはまだこれからの研究というふうに聞いております。この辺の商品化されてからまたいろいろな方法を検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひとも地方創生の一環の中での道の駅の位置づけということで、プラズマ技術を活用していただきたいと思います。

次に、国土交通省では道の駅の施設として、地域振興施設のための駐車場を各市町村

が独自に整備することを認めております。現在、筆柿の里・幸田の駐車場は曜日を問わず昼食時はいつも満車状態が続いております。一方、道の駅にしお岡ノ山の駐車場は、普通車が66台とめることができるスペースがあります。筆柿の里・幸田は普通車38台であります。私はあと20台分ぐらいの駐車スペースは必要だなというふうに思います。これは、道の駅の利用者の販売増加を図るため、駐車場の拡張を町の予算でも行えるということを意味しております。ぜひとも検討していただきたいというふうに思いますが、考えをお聞きします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 現在、駐車場はこの大型車が34台、普通車が38台、身障者用が2台あります。にしお岡ノ山と比べますと大型車は同じであります。小型車のほうが少なく設置されております。これは、国土交通省が将来交通量から推計し設置されたと聞いております。現在、平日のお昼には確かに一時的に満車になることもあります。また、今後もこの23号が蒲郡インターよりも東のほうへ全線開通となっていく予定です。また、今後の交通量の変化も予想されます。交通量やまた現在のこの駐車場の利用状況も十分注視しながら、その中でまた検討していきたいと思っております。道の駅は周りが法でできておりますので、これを立ち上げれば平場はできるかなと。または、周りのところに第2駐車場というのを将来はまたこの駐車場の利用状況を見ながら、それをよく注視しながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） にしお岡ノ山の駐車場を見ますと、コンクリート壁で囲まれて土地利用が有効にされておりますというので、ぜひ交通量の増加に見合った普通車の駐車台数の拡大をお願いしたいというふうに思います。

また、大型車34台の話が出ましたので、ついでに質問をいたします。道の駅筆柿の里・幸田は34台というふうに公称となっておりますが、大型車の駐車枠の白線が狭くて全部とめきれません。全部とめると大型トラックのバックミラーに隣の車とぶち当たってしまって、すき間があいて歯抜けの状態です。今駐車がされております。それで、枠外に駐車している車が常時3台、4台、5台とございます。その問題点について、まず認識をされているかどうかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） その件につきましては、トイレ側はトイレに対して斜めにとまるようになっておりますけれども、バイパスじゃないほうの23号沿いのほうにはこういう向きに直角に入るようになっておりますので、その部分につきましては確かにそういう話も聞いたことはあります。ただ、この線を引いたのも大型車の軌跡を考えながらああやって駐車場の線を引かれていると思いますので、そういうのは多分トラックがとまったときにきちんと線の中に入っていないのが多くてそういうことが起きるかどうかはわかりませんが、一応この軌跡をもとにこの線は引かれていると私は考えております。ですけれども、そういうこともありますので、何かいい方法等をまた今後道の駅の人たちとも話を聞きながら、何かやれることがあるかどうかを検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） まずは現場に行ってください。駅長さんの話を聞いてください。そこから本来どうしたらいいかがというのがスタートします。また、国に要望すべき内容だというふうに思いますので、まずは現場に行って実情の確認をしていただいて、それこそチェックアクションを起こしてください。これを要望して次の質問に移ります。

商業地域の土地利用についてということで質問をしてまいります。まず、幸田町の土地利用計画について、特に商業地域の土地利用と固定資産税の観点ということで質問をしてまいります。

幸田町用途地域計画図というものがございます。これによりますと、12種類の地域に色分けをされております。各用途地域に建物を設置する場合、建設する場合に、固定資産税が最も高くとれる地域というものはどの地域になるのか、最初に説明願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） それでは、また道の駅の人たちとも話をしながら、またいろいろ現場を見ながら、国のほうにも要望等もまた検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 商業地の土地利用ということでございまして、土地計画法上は議員がおっしゃるとおり12種類の地域に色分けしております。ただし、固定資産税上では7種類の用途地区に分類しておりまして、その用途ごとの標準価格については大きく隔たりはありませんが、住宅地区と比較しますと商業地区のほうが若干高くなっているというような状況でございます。また、平成28年度の課税実績では、1平方メートル当たりの税額で比較しますと、普通商業地区が430円、併用住宅地区が340円、普通住宅地区が219円などございまして、普通商業地区が最も高くなっているということでございます。これが商業地区に店舗が建った場合は、土地にも家屋にも軽減となる特例はありませんが、住宅地区などに住宅が建った場合は、土地については住宅用地に対する課税標準の特例で6分の1軽減がかかり、家屋については新築住宅に対する減額措置で3年間は2分の1などの軽減がかかるということもございまして、そのことも考慮に入れると商業地区のほうが固定資産税の税収が多くなるというふうに言えます。

○議長（浅井武光君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） わかりました。商業地域が最も高くなるというようなことでありました。同じ商業地域でも建蔽率が80%であっても、容積率というものが地域によって異なっておりますというのが見てとれます。相見駅周辺では建蔽率80%であっても、容積率でいうと300%。幸田駅周辺ですと400%。三ヶ根駅も400%となっております。新しくできた相見駅周辺でなぜ400%にならなかったのかな、今より高さの高いマンションが建設をされているような状況ですと、容積率が高いほうがいいのではないかというふうに考えるわけですが、なぜ相見駅は300%になっているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、用途地域にかかわる容積率の関係でございます。敷地面積に対する延べ床面積の割合ということでございますけれども、実は当初の市街化区域の設定をされたとき、幸田駅とか三ヶ根駅の周辺につきましては商業地域ということで既成の市街地ということから当時10分の40、いわゆる400%の容積率が許容されていたということでございます。しかし、平成4年の6月になりますけれども、都市計画法が改正になりまして8用途から12用途に用途地域が細分化されたことがあるんですけれども、その際に用途地域等に関する新たな指定基準がございまして、その中に容積率についても新たな指針が出されたということで、実際に用途地域に関する部分の容積率は地方都市部において、いわゆる都心部ですね、名古屋、東京の都心部のような高度利用を前提としない地域、いわゆる地方都市については特に運用基準の中で町村の商業地域は努めて200%または300%の容積率を図ることを努めるということで、特に人口10万人以上の商圈人口があればそういった面では高容積率ということでもありますので、この地区については、特に相見については平成9年に新たな市街化区域に編入した地区であるということで新しい基準が適用されるということで、容積率についてはその時点で許容されるのが300%ということで制限されてるということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。平成4年に運用基準が変わったということで、これは幸田町が意識的にやったという話ではないということがよくわかりました。

相見駅の商業地域では合計4棟の高層マンションが最終的に建設をされるというふうに聞いております。4棟ができ上がったときの固定資産税と都市計画税の合計はどれくらいの金額になると推定されるのか、概算で結構ですのでお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） あくまでも概算の数字となりますが、ワンフロア当たり5戸で、1戸当たり100平方メートル、12階建てが4棟建ったと仮定し試算いたしますと、最初の1年目は2,600万円程度、6年目には新築の軽減がなくなりますので4,500万円程度となると見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。それでは、相見地区のマンション1戸当たりの固定資産税プラス都市計画税の法定耐用年数47年間の支払総額は幾らになるのか、概算で結構ですのでお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらのほうの1戸当たり、もちろんこれも概算になりますが課税面積を100平方メートルで試算いたしますと、47年間で約523万円というふうに試算はされます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ありがとうございます。

そうしますと、次に、同じ相見地区で商業地域で坪30万と仮定をいたしまして、土地50坪に平均的な2階建木造住宅を建てた場合の固定資産税プラス都市計画税の47

年間の支払総額が幾らになるのか、マンションとの比較のためお答え願います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらのほうも概算となりますが、今言われたように坪30万で土地50坪、一般的な木造2階建て、延べ床面積が115平方メートルで試算いたしますと47年間で410万円となり、マンションのほうが一戸建てに対して127%、113万円総額で高くなるという試算になりました。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） はい、わかりました。ただいまの説明ですと、一户建ての住宅とマンション1戸と比較をすると、マンション1戸のほうが約1.27倍税金が多いということでありました。一户建て住宅とマンション1戸で1.27倍の差しかないのかというふうに一瞬思ってしまうかもしれませんが、税金の上では大きな差が出てまいります。一户建て住宅の土地面積の上に15階建てのマンションが建設をされるというふうに仮定をすれば、1.27倍の税金掛ける15階建てですから15戸分の住宅が1つの単位面積1戸当たりの住宅の上に建つわけですので、実に19倍もの税金となってくるわけがあります。税金アップのためには商業地域は高層マンションをもっと多く建設するべきであるというふうに私は思います。

そこで、次に、幸田駅周辺の商業地域について質問をいたします。幸田駅周辺の商業地域は建蔽率80%、容積率が400%であります。この建蔽率80%、容積率400%で建設されている建物は、幸田駅周辺の商業地域では何棟ありますでしょうかお聞きをいたします。5階建て以上のマンションを対象として数えてくだされば結構です。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田駅周辺の商業地区でのマンションの部分では、実際には5階建てが3棟ほど建ててございます。しかし、容積率についてはもちろん400%未満ということで、ちなみにこの3棟の容積率は、一つは381%、もう一つは293%、もう一つは165%というふうな状況になってございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 3棟ということでありました。そうしますと、これらの3棟の固定資産税と都市計画税の合計はどのくらいの金額になるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 固定資産税と都市計画税でございます。この3棟とも築20年を越えた建物であるということ、それから平均延べ床面積が大体2,500平方メートルぐらいであろうということでございますので、1棟当たり約250万と概算で求めますと、3棟合計で約750万円程度であるというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） はい、わかりました。

それでは、次の三ヶ根駅周辺についての質問に移ります。三ヶ根駅周辺も建蔽率80%、容積率400%であります。この建蔽率80%、容積率400%の建物は何棟ありますでしょうか、お答え願います。幸田駅周辺の場合と同様に5階建て以上を対象としてくだされば結構です。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 三ヶ根駅周辺の商業地域でのマンションというのは実はございません。その隣接で近隣商業地域が容積率200%の制限でございますけれども、そこには5階建てのものがございます。その容積率はちなみに108%というような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。三ヶ根駅については、商業地域については0棟であると。私は、税収アップのために駅に最も近い商業地域を高層建築化するということをもっと強力に推進をしなければいけないというふうに思います。私をもったいないなというふうに思うのは、幸田駅前の商業地域内にあります県道芦谷蒲郡線に接している幸田町駐車場であります。商工会のあった場所の駐車場であります。私も時々利用するわけですが、いつも三、四台しか車はとまっております。実にもったいない土地の使い方だなというふうに思いますが、私はこの駐車場を現在幸田駅前の草が生えた状況の現状の打破ということで、解決策の一つとして活用できないかというふうに思うわけがあります。土地利用計画につきましては、地権者の意向、責任であるというふうな答弁を議会あるごとに聞かされているわけですが、替え地や換地として、この現在駐車場として使われている場所を民間に売却して高層マンションとして生まれ変わらせるなどを検討していくことがあるのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、元商工会の跡地、こういったところにつきましては幸田駅前の商店街の活性化のためのここを駐車場として使っているという状況でございます。用途地域は商業地域ということでございますので、400%使えるのではないかという御提案でございます。ただし、今現在、今までも含めて高層マンションとして処分するというようなことは検討しておりません。ただし、そういった代替の駐車施設があるとか、またそういった複合施設ができるのであればこういったことも考えられないことはないかというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひ頭をフレキシブルにして、固定概念がどうも強いのではないかなという気がしておりまして、柔軟に対応をしていただきたいなというふうに思います。

次に、駅西第1駐車場についてであります。専ら平面駐車場として現在活用をしておりますけれども、駅前整備がおくれている現状を考えると、駅西第1駐車場こそ土地活用を図るべきだというふうに私は思います。現在の駅西第1駐車場の半分を多層の立体駐車場として活用し、残り半分以上を超高層の住宅兼商業施設として再開発すべきだというふうに思います。ここは町の所有地でございますので、地権者の意向とは関係なく比較できるのではないかというふうに思います。奈良県王寺町の例を参考にして、建設部長も同行されたと思いますが、幸田町ならではの革新的な構想を立案していただきたいと思います。考えをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 駅西の駐車場があるところでございます。ここも商業地域で4

00%の容積率ということでございます。これにつきましては昨年度幸田駅前広場等基本計画において駅利用の利便性向上と駐車場の確保を検討し、計画案として鉄道上空をいわゆる自由通路の部分で結び、アクセスを考慮して立体駐車場の立案ということも提案はさせていただいている状況であります。この立体駐車場化とともに、魅力ある駅周辺を形成していくというふうな複合化というふうなことも一つの案として考えられるのではないかとこのように思います。実際に今視察で同行させていただきましたが、奈良県の北葛城郡の王寺町においては、第1種市街地再開発事業という再開発法に基づく整備を行われまして、面積が2.5ヘクタールの223名の地権者の方に対して地区外移転とか権利変換などを行いながら、平成16年に巨額な事業費251億円を投入して完成したものということでございますけれども、このような市街地再開発事業という形での高度利用につきましては、そのための土地の需要がしっかりと見込まれているということがあるかと思えます。実際に容積率については王寺町のこの地区については、容積率にボーナスを与える状態で高層化してございます。実際にはAブロックBブロックの2つございましたけれども、それぞれ容積率は510%と546%というふうな容積率を活用しながら高層化し、マンション等の需要に対応しているということでございます。この背景には駅の利便性が背景にてその需要を見込んでいるということでございます。特に駅前広場とか自由通路に隣接している、直結するということから辺がこういったマンション事業への影響、効果を出しているのではないかとこのことを我々なりに勉強をさせていただいているという状況であります。また、今、幸田の駅西のように町有地を何とか有効活用できないかというような御提案でございます。確かに直近の隣のJRの岡崎駅では、東側で公有地1.1ヘクタールを民間資本でもって、借地方式ですけれどもそういった展開をされているということで、29年度末に完成を目指してスタートされたというのが新聞でも出ておりますし、これについては公募プロポーザル方式という形で民間投資を行って進めていると。特に、これも視察で我々も行ったんですけれども、岩手県の紫波町というところで地方創生のモデルプランとなっておりますオガールプロジェクトというような形でのもの、これもいわゆる事業用定期借地を使って町有地をうまく民間活用しているということで、一部PFIも取り組んでということで行っているということでございます。したがって、幸田の駅のところにつきましても、今回のこの基本計画でもって民間資本投入の可能性も探っていけたらというようなことも期待しながら、こういった絵を描かせていただいております。なかなかやはり民間投資とそういったマンション事業、立体化・高層化という形は一蓮托生のところもございまして、そういったものを今議員に御提案をいただきましたそういった内容も踏まえてしっかりと検討をしていけたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 私は、相見駅ができて、その後のマンションが4棟も建つということで、優良な駅に近い商業施設の中での高層マンションは随分需要があるんだというのが理解できまして、それと同じ流れを幸田駅にあるいは三ヶ根駅に引っ張ってくるべきではないかと。そのための相見駅だったのではないのかというふうに私は思います。ぜひとも相見駅の立派なコンセプトを幸田駅、三ヶ根駅のほうに引っ張ってくるのが町

行政の役目でもあるのではないか。それが町独自の費用でやるのではなく民間活用、先ほど建設部長も言われましたが、いろいろな手法が日本国の中でいろいろな地域で工夫をして取り組んでおりますので、よく勉強をしていい企画立案をしていただきたいというふうに思います。私は、5月11日の幸田・三ヶ根駅前整備特別委員協議会で幸田駅の東西を結ぶ自由通路の基本構想について協議がなされました。大変活発な議論がなされましたということで、各議員の関心の高さ、思い、将来への期待など、本当に志が高かったといいますか、そのあらわれだったなというふうに思います。自由通路をきっかけとして駅周辺にまで議論が広がってよりよい駅前整備が進むことを期待するわけであります。最後に、町長から決意をいただければ大変ありがたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろ今御質問をいただきまして、幸田の将来像といいますか、いろいろな形が考えられるだろうというふうに思っております。マンション化が非常にいいという方とそれから通常の形がいい方と、いろいろな方がいらっしゃるというふうに思っております。私は当初申し上げたように、その駅駅の駅前の特徴のあるまちづくりというのを進めたいということで、深溝は深溝、三ヶ根の皆様方がいろいろ研究会をされています。そういう三ヶ根は三ヶ根の町の特色を生かしたまちづくりというものを進めていきたい。同じマンションをずっとつくればそれでいいというものでもないだろうというふうに思っております。今後におきましては、皆さん方と十分話をして進めてまいりますので、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時19分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りをいたします。

本日の会議を延長したいと思いますけれども、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を延長することに決定をいたしました。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます。2件について順次質問をしてみたいです。

まず、災害弱者を出さない施策などを問うものであります。東日本大震災でも熊本震災でも常に置き去りにされているのが災害弱者、災害時要支援者の実態であります。いわゆる健常者の避難などが最優先されている実態、さらに問題点はどこにあるのか、どのように認識をしているのか答弁を求めるのが第一であります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、今回の熊本地震におきましても災害弱者ということで、そういった方の要支援者に関する保護、援護、救援ということがしっかきできていないという部分が当然出てきてしまっているということでございます。本町におきましても、昨年の12月にもこの件につきましては一般質問をいただきました。災害弱者、要支援者に関することにつきましては、先ほどの質問の中にもほかの方の質問にもありましたけれども、まだ名簿のほうをやっと今135人の登録ができたというような状況にあるということで、その名簿の登録、これ自体がまだおこなわれているという部分が一つの大きな問題点であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる災害弱者、要支援者の名簿の登録がおこなわれておりますよということの認識でありますけれども、まず私はそれ以前に実態としてどういうところ、そういう名簿だけが実態なのか、問題点なのかということだと思うんですね。東日本でもそうでした、熊本でもそうでした。災害が起きたら、まず自分で自分の命を守れと。その後に、じゃあ、どうするかという選択肢といったときに、取り残されてくるのが要支援者の実態ですよ。こういうものについての私は認識をとったわけですが、これを繰り返しをしてどうのこうのということではございません。要は、実態として災害が起きたら自分で自分の命を守れと、それが最優先だと。その後に、じゃあ、どうするかという選択肢の中で出てくるのが災害弱者であり要支援者。じゃあ、要支援者に対してどういうふうに実態として把握されているのか、こういう問題が出てくると思います。そういった点で、まず実態としてどう要支援者の内容をつかんでおられるのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 要支援者となり得る方たちの実態をどうつかむかということでございます。避難行動の要支援者登録をする担当部局といたしましては、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、障害者手帳所有者、知的障害者、精神障害者、介護保険の要介護認定者、人工透析者等々を一応対象者と位置づけまして、手持ちにある資料の中で対象者として把握をし、今後その方たちに名簿への登録というのを勧奨していくという形で努めていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、先ほど申し上げたように、実態はどういうふうにとられているのか。それと、もう一つは要支援者の内訳。要支援者の中では選択肢がたくさんあると思うんですよ、選択肢という言い方が適切かどうかはともかくとしてね。要支援者は何なのか、どういう人たちを要支援者とするのか。そして、その要支援者の総数はどうなのか。いわゆる先ほどの答弁でいきますと2つ、3つ要支援をする該当を抱えている人たちも見えると。しかし、実数としてどうなのかという点でいきますと4,400何ぽと2,500ぐらいの差ということだったと思う。そのまず実態として答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 実態としての数でございます。先ほどの答弁の中で4,496という人数を御報告差し上げましたのは、先ほど言いました区分ごとの累積でございます。これは両方お持ちの対象となる方もお見えになりますので、実数といたしましては、昨年の6月現在でございますけれども、2,777人というのが対象となり得るであろうという実数として担当部局としては把握しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、なり得るであろうといったときに、あなた方の基準といえますか考え方の基礎にどういう状況にある人たちを災害弱者、要支援者なのかというものをきちんと抑えていかないと、私は、物差しが違ってきたら数も違ってくる、基準が変わればまた対象も変わってくるということなんです。そうした点では、いわゆる要支援者、災害弱者というのはどういう人なのかということをも基本としてどういうふうに抑えてられているのか。いわゆる要介護がどうだとか、身体障害者がどうだとか、そういうのはその内訳であって、そもそもどういう状況に置かれている人たちを要支援者、災害弱者とつかんでして、その上で実態として2,777人というものの内訳が何なのかということをお尋ねしてるわけ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 要支援者という定義というふうになるかと思いますが、災害があった場合に御本人お一人でということになるとと思いますが、家族も含まるかと思いますが、避難行動が御本人だけではできない恐れのある方というふうでございます。ですから、中身につきましては個々に状況が違うと思いますので、あくまでも先ほどいったような状況の中で対象となり得るであろうという形でつかんでおりますので、実際何かあった場合に、災害時には避難行動が御本人だけではできない方と、もう一つありますのは、人工透析の方については医療機関等の必要がありますので、そういう方たちについては特段の避難だけではなくて避難後の措置も必要になってまいりますので、そういう方についても若干含まれているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私ども町議会は、ことしの2月1日に議員研修会を第2委員会室で行いました。研修のテーマは自治体の地域防災と災害時の議会、議員の役割で、講師は跡見学園の苅谷教授です。講義の後の質疑で私は要支援者の情報収集、整備について個人情報管理が極めて厳しい中で、幸田町の場合は要支援者は本人が手を上げて私は災害弱者ですから、要支援者ですから支援してくださいという本人手上げ方式、これを採用していることで要支援者の手上げが極めて少ない。その実態を紹介しまして、要支援者の情報収集は具体的にどうあるべきか、こういうことを講師に問いました。講師は、要支援者の個人情報を町内会や自治会などが持つことは法律上の問題はないんだと、こういうふうに明解に見解が述べられております。要支援者の個人情報の扱いと本人手上げ方式の矛盾点についてどう対応されるのか、答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員がおっしゃられたとおり、個人情報の管理の関係では地区防災会、こちらのほうにも本人の幸田町の場合は同意を得ているということでござ

いますので、その同意を得た情報を町内会のほうに出すということは法律的には問題ないということになっております。ただし、その中でも本人さんは同意をされているということで出すことが可能ではありますが、地区防災会のほうは当然これは個人情報の守秘義務というものが発生してまいりますので、そういった責任もついてくるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞き手の粗相は言い手の粗相だなと、今答弁を聞いて感じましたけれども。私が申し上げたのは、この質疑の中で個人情報の扱いと要支援者の実態の把握という点で講師にお尋ねした。そのときに、個人情報の扱いをどうするか。行政が個人情報を扱うと法律だとか、あるいは条例上の縛りがありますよと。しかし、町内会や自治会が要支援者や災害時弱者の名簿をつかむことは、具体的につかんだからといって法律上の問題はございませんよと、こういう見解を述べられたわけなんです。そういう点で、じゃあ、どうなのかということの幸田がね。幸田がいわゆる本人手上げ方式だよということで先ほどの2,777人のうち、じゃあ、手上げをして、手上げというのは本人の意思あるいは周りの人のサポートもあるにしても、基本的には本人の意思によって手を上げた。本人の意思があつて手を上げられたから個人情報も活用してもいいんだと、こういう論法ですよ。そうじゃない、それは行政側として縛りがあるけれども、町内会や自治会がつかんで、その情報に基づいてサポートすることについては何ら問題がないということでもあります。したがって、今お尋ねしているのは2つあるわけですよ。一つは、現在の2,777人のうち登録されているのは何人で何%になるのかということと、もう一つは、自治体の持つ個人情報とは別に町内会や自治会が個人情報を持つことについての意味合いをお尋ねしているので、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 現在、町のほうで同意を得て申請をいただいている要支援者の方につきましては135人ということですので、4.9%となります。それから、地元でつかめばその個人情報について、要するに本人が地元のほうにそういったことをお話して支援を求めるといような形で情報を出されているということでございますので、それについては問題はないと解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2,777人のうち本人の意思によって手上げをされて、その手上げに基づいて登録してるのが135人、全体の4.9%だと、こういうことですよ。そうしたときに私がお尋ねしたときに、講師がこういうふうに述べてます。要支援者の個人情報を町内会、自治会が持つことについては法律上の問題ではないと。法律上で個人情報を保護しなければならないのはそれを事業として、その事業というものはここで内容がどうのこうのではなくて、事業として自治体を使うとこれは法律上やら条例上の問題がありますよと。しかし、この講演の中の内容は、災害時にそういう個人情報の扱いを盾にして、本来支援されるべき人が、おまえ、手を上げへんかったじゃないかという形で支援の手が差し伸べられなかったり、遅くなったりというのは本来の趣旨とは違えますよと。したがって、個人情報保護というのは行政の逃げ道だと、こういう指摘も

ある。これは指摘じゃなくそういうことも言われてるわけ。そこら辺の感覚はどうなんですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、災害時におきましては、2,777人の方の名簿につきましては緊急のときということで個人情報、同意がなくてもそれを地元のほうにお願いをして救援に役立てていただくということで出すことができるということにはなっております。ただ、災害時以外、平常時においては、役場のやることににつきましては当然個人情報保護ということをしなければなりませんので、これは同意を得なければできないということになってございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおりだというふうに私は思います。講師の中でもそういう話はございました。そうしたときに、じゃあ、日常的にそういう人たちをあなた方はつかんでいると。つかんでいたときに、どういう形で対応するのか。つまり、本人手上げ方式の問題点、限界、それはあなたも今答弁された135人の4.9%だよということです。あなたも答弁されたように、行政は要支援者の名簿と実態をつかんでいる。つかんでいるからこそ防災訓練などで名簿を活用して、安否確認の訓練を確実に取り入れること、そういう取り組みをしなければ、避難所がどうのこうのといっても現実にはそういう人たちに手が行き届かない。行き届かないけれども、先ほど申し上げたように、まず自分の命は自分で守れといったときに、じゃあ、そういう人たちが置かれている状況というのは極めて厳しい。だから、日常的な防災訓練の中で実践的にそういう人たちをどう訓練に参加をさせていくのかと。あるいは、あそこで実態として難しいときには、我が町にあるいは隣組にどういう人がいて、どういう支援を求めているかという点でいけば、私は訓練の中できちんと生かすべきだというふうに思うわけです。そこら辺はどういうふうになっているんですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今回同意をいただいている135名の方、こちらにつきましては全ての情報を開示するかどうかということは別としまして、開示を受ける地域の防災会もございますので、そちらのほうも責任が重くかかってくるということもございますので、こういった方が見えますよ、住所、氏名、それからこういった支援を求めてみえますと。それでも障害の程度とかは開示をせずに、こういった支援を求めてみえますということだけ開示をさせていただきたいと。それで、地域の防災会のほうには例えば地区の防災訓練、そういったものに参加を呼びかけていただきたいと。まず、第一歩としてそういった方に、本人は手を上げて支援を求めてみえるということでございますので、まずそういった方に声をかけていただくと、それが第一歩かと思っております。その中からまず声をかけていただいて、訓練に参加をしていただく。例えば安否確認訓練、ここにいますよというだけの訓練でも結構ですので、まずそういったことから初めていただき、将来的にはいろいろな形で訓練ということも考えていきたいと思っておりますけれども。こういったことをもし始めることができれば、当然これは地区防災会にいろいろお願いをしていくことになりますので、全て最初からやっていただけるとは思

ってはおりませんが、こういったことを協力していただければ、それがだんだん広がっていくと。それぐらいの情報であれば出されてもいいというふうには要支援者の方に思っただけければ、こういった輪が広がっていくのかなと。議員がおっしゃるとおり登録なくしても、それじゃあ私もそういった訓練ぐらいなら参加したいよというふうに言うただければ、こういった輪が広がっていくというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、先ほど申し上げたように、平時の訓練の中できちんと位置づけることが一番大事ですよ。いざ災害が起されば、行政は手いっぱいですよ。健常者もほっとかれるわけだ。そうしたときに町内会や学区やら隣組がお互いに力を合わせて避難所に行く、あるいは安否確認に行く、こういうのが実態ですよ。行政におんぶに抱っこといったってそんなのできるかというのが実態ですよ。ですから、私は行政がそういういざ災害に遭ったときに、町内会や隣組が適切に自由に活動ができる、それは訓練を積むこと。それから、もう一つは、要支援者に対する情報をきちんとつかんでいく。そういうことを行政が日常的にどうサポートしていくかと、そういうものの体制がないと、やりましたよというアリバイをつくって、ああでもない、こうでもないという議論を重ねるけれども、しかし、その実態はまず何よりもその地域における安否確認は行政はやらないじゃなくて、やりたくてもできないという状況から私は出発すべきだと。そういった点で町内会や自治会が名簿を持って、防災訓練を含めた形の中で安否確認を含めた対応ができるような、そういう組織にすべきだというふうに申し上げているわけですが、そういう取り組みをされるかどうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃるとおり、行政のほうは全ての方の安否確認、そういったことはできるものではございません。ですから、地元の防災会、こちらのほうに行政としてはお願いをしていく。その地区にはこういった方が見えますということで協力をこちらのほうはお願いをしていく。それで、その中で少しでもそういった個人情報、そういったことでお互いに大きな負担にならないようにということでのお願いをしていこうというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、先ほど申し上げた幸田町は本人手上げ方式ですよ。こういう中で、一つは行政の責任逃れだなというふうに私は受けとめます。しかし、中にはどうしても私の情報は知ってほしくないという人だって、これは見えるわけですよ。ですから、そういった点からいったら発想の転換が今は必要だろうと。今の本人手上げ方式は、私は災害弱者ですよ、災害時には支援してくださいよ、支援を求める人は手を上げてくださいよといって、その趣旨がまだ徹底されてないわけですよ。だから、そういった点でいけば、この講演会の中で講師はそういう方式では限界があるのは当たり前だよ。発想の転換で逆手上げ方式だと。私は大丈夫だと、少々障害があったとしてもあるいは災害弱者と言われても、私は支援を求めませんよという人は手を上げてくださいと。手を上げない人は全員が要支援者ですよ、災害弱者ですよ。そういう取り組みをしない限りは必ず漏れてきますよ。だから、逆手上げ方式でフォローをすべきでは

ないだろうかと、こういう一つの問題提起もされました。私はそういった点でいけば、幸田町もそういう本人手上げ方式も本人逆手上げ方式で、本人が私は支援はいいと、行政に迷惑かけたらいけないというのはともかくとして、本人の意思の示し方としては支援を求めませんよという人は手を上げてくださいよ、それ以外は全員が対象者ですと。ただ、それはやみくもにやっていったら混乱するのがわかってる。その趣旨をずっと何回も何回も徹底した上で、本人逆手上げ方式というものについての取り組みをどうされるのかと。答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が御提案いただいております手下げ方式といいますが、逆手上げ方式ということでございますが、どうしても個人情報という問題もございます、今の手上げ方式におきましても自分の命を考えれば、個人情報よりも命のほうが大事であろうと思えても手を上げられてないという方がいるというのは実情であるということ。それから、地区防災会のほうもそういった個人情報、本人が承諾をしてないような個人情報を預かるという責任というのは重過ぎるという御意見もいただいております。そういったこともありまして、すぐに逆手上げ方式ということ在全国的にはやっているところもあるというふうには聞いてはおりますが、なかなか実践していくのは現状では難しいというところもありますので、まず先ほどから言うておりますように第一歩といたしましては、まず声かけ。手を上げていただいている方への声かけからスタートさせていただいて、こういう形で幸田町としては多くの方に事前に声をかけて訓練の段階からやっていき、いざ災害のときに備えていくというところを要支援者の方たちに感じとっていただくというところからスタートしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 逆手上げ方式については、私は非常にユニークだし、捉え方としてはこれからやっていけるかなと。ただ、そうしたときに個人情報という壁がある。そうしたときには、うまずたゆまず日常的に逆手上げ方式だよということをよく徹底をしていかないと難しいだろうと。けども、そうでなければ個人情報の扱いで壁にぶつかることはわかっているわけです。ですから、それをどうするこうするとその壁を乗り越えるよりも、発想の転換をして本人手上げ方式をあくまでも支援を求めない、支援を必要としない人が手を上げてくださいよという形にしていくという取り組みは、私はこれができたらこれをやるのではなくて、今やっている防災訓練の中で要支援者をどう包含をしながら訓練するかということとあわせてその取り組みを、その取り組みというのは逆手上げ方式の取り組みをやっぱり日常的に目的意識的に取り組んでいく。その取り組みはどうしても必要だというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われることもごもっともな部分ももちろんございます。ただ、現実として今すぐにそれに取りかかるというところまではいけませんので、その地区の中で手を上げていただいた方、こういった方に対して防災訓練、安否確認訓練なりということができるようであれば、現在まだ手を上げてみえない方たち、そういった

方たちもそれでは先ほど言われているように、それじゃあ、地元のほうに自分も支援を求めていこうかということも起きてくるというふうに思っております。ですから、まずそういったところからスタートさせていただいて、将来的な検討課題とはさせていただきたいと思っておりますが、現状ではそれをお願いしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 将来の検討課題である人は死んじゃったよ災害でというのは、あなたの方の責任になるんだぞ。そんないつまでも悠長なことで検討だ検討じゃなくて、うまずたゆまずそれを目的意識的にやらないと、こんなものは根が生えないですよ。時間があったら、条件ができたなら、体制が整ったならなんて言ったら、災害がかけ行っちゃったということになる。だから、私は目的意識的に日常的に住民の意識を変えていく発想の転換をしていく、そのためにあなた方自身が発想の転換をする、そういうことが必要ですよということを申し上げております。答弁がいただきたい。

それから、次に、2番目の奨学金支給と私立高校授業料の補助の交付額の拡充などについて答弁を求めていくものであります。最も貧しい家庭の子どもがほかの多くの先進国と比べて極めて厳しい状況に置かれていると、4月に公表された国連児童基金ユニセフの報告書はそんな日本の現状を浮かび上がらせました。最貧困層と標準的な層との格差を国ごとに分析をし、日本の貧困格差は先進41カ国の中から下から8番目に大きいと、これが報告書の中でも書かれております。生活の苦しい家庭で育った子どもが大きくなってもその状態から抜け出せず、世代を越えて続いていく貧困の連鎖。これをどう断ち切るか。その鍵となるのは教育であります。子どもたちが自分自身で未来を切り開く力をつけなければ、貧困問題は解決しない。まさに学びは貧困対策の核であります。昨年4月に始まった生活困窮者支援制度で、厚労省は学習支援事業を貧困対策の柱の一つと位置づけ、自治体にその実施を促しております。幸田町は奨学金支給条例を設けて、2014年、平成26年度の決算では奨学金支給件数は19件、月額5,000円で年間114万円がその決算額の決算の内容であります。給付型奨学金で条例第8条で奨学金の返還義務を負わないと規定をしていることは、まさにすぐれた内容であります。しかし、支給実績は19件と少ない。その原因はどこにあるのか、どういう認識なのか答弁を求める。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町の地区防災訓練につきましては、これまでそういった情報を一切開示すらしていないというところで、安否確認訓練等を地元でやっと思っております。まずは訓練参加、こういったものを呼びかけをしていくというところからスタートさせていただきたいと思っております。議員が言われます発想の転換が必要ということも当然わかっておりますので、先進事例、そういったものを学んで研究のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 高校生を対象に幸田町の奨学金支給条例をつくりまして、平成20年度から実施をしております。月額が5,000円、年額でいきますと6万円とい

うこととございます。当時この条例をつくりました目的が、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難なものに対して必要な資金を支給することによって、教育の機会均等、有用な人材の育成を図るということを目的にしてつくったということとございました。この平成20年と申しますと、2008年9月にリーマン・ブラザーズが破綻をしたということで、経済的にも下降期に入ってくる、こうした状況の中で幸田町としてもこうした子どもたちを支援するという意味で、この奨励金支給を開始したところであります。先ほど平成26年の実績において19件の114万円ということでありましたが、平成27年につきましてはさらに減りまして、件数が15件の90万円の支給ということとございます。原因についてはもちろんこうした制度の周知不足、あるいは審査の過程におきまして御自分の収入という制限が審査の中にありますので、御自分の状況がそうした審査にかなうものかどうかという判断も含めて、そうした部分によって若干件数はやっぱり下降ぎにあるということとありますので、原因をしっかりと追求したものではありませんが、もう少し周知を徹底していく必要があるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 26年よりもさらに件数が減りましたよと、こういう内容であります。そうしたときに、この規則で提出を求めているのは所得を証明するものだということですね。所得を証明する書類を出すんだよと。その所得を証明するということは、言ってみれば所得制限、収入制限を設けて、あとはふるいにかけますよという規定があるということなんですよ。ですから、その内容はどういう具体的な内容なのか。いわゆる奨学金という趣旨、生活が困窮をしている、そして41カ国中下から8番目の幸田の実情と。さらに、愛知県は全国47都道府県の中での子どもの貧困率、これは33番目だということですよ。そういう点からいけば、どれだけ門戸を狭めて敷居を高くするのか、これが奨学金の趣旨じゃないです。門戸を広げて、敷居を低くして、そして子どもたちが貧困から抜け出せるような学力を身につけさせる、そういう趣旨だと私は思うんです。という点からいけば、この奨学金の内容については私は改善をすべきだろうなというふうに思うわけですが、どういうふうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この奨学金を設置いたしました趣旨は、先ほど申したとおりでございます。救ってあげたい高校生を少しでも支援をしたいという趣旨でスタートしたことには変わりはありません。この判定のこととございますけれども、世帯の方々全ての収入を全部計算を含めた中で認定をしているということとございます。それで、今規則の話をいただいた中で世帯全員の方の住民票の写しとともに所得を証する書類を出していただくわけとございますけれども、その生活保護の例によって算出をします基準額、これを所得とみなした額、これを私どもは所得基準額というふうに申しております。これが前年の所得の合計額以内の世帯の方にこの奨励金をお支払いするというところで、計算方法といいますか、今ふるいにかけるというようなことを申しましたが、そうした根拠の中で奨励金をお支払いできるかできないか、そうした判定をしているということとございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる貧困世帯対策という今日本でわあわあ言われている貧困というよりもさらに下の生活保護世帯だとか、町民税非課税世帯だとか、そういうところを基準にするからどんどんどんどん条件が悪くなる。そういうことであります。そうしたときに2014年、平成26年に施行をされました子どもの貧困対策法、これは子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均衡を図る、こういうことを定めているというふうになってる。そういう内容を閣議決定をしたということです。という点からいけば、まさにあなたが言われた内容からいけば門戸は狭く敷居は高く、こういう今の幸田町の内容からいくと、私はもっともっと門戸を広げて、奨学金の支給対象の対象世帯の基準の全面的な見直しをすべきだというふうに思うわけだ。まず、一つは見直しをされるかどうか。これは先ほども閣議決定の問題と今申し上げた法の趣旨という問題も含めて答弁がいただきたいわけですが、先ほどちょこっと触れましたけれども、別のデータで47都道府県の子どもの貧困率、こういうものもデータとして出ております。愛知県は33番目、貧困率は10.9%、つまり100人中11人近くの子どもの貧困状態に置かれておりますよと。こういうことを踏まえて、私は今の内容は全面的に改めるべきだと。その奨学金の趣旨というものを生かすためにも、門戸は広く敷居は低くという形で全面的な見直しをされるかどうか答弁がまた。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定をされたと。国や県の義務もあるわけでありましてけれども、市町村の部分につきましても子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するという事の中で、今おっしゃっていただいておりますこの奨学金につきまして、他市との比較を申して大変恐縮でございますけれども、給付型の奨励金制度を持っていますのは、愛知県内の中で10団体でございます。ただ、私どもの年間6万円というのはこの10団体の中で一番低い金額となっております。ちなみに一番多いところは、年間で10万8,000円というところが西三河の近隣にもあるということでございます。こうしたこと、そうした趣旨を受けて金額を上げるというようなことにつきましては、また次年度の予算等の関連もございまして、他市等の状況も踏まえて一度検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、幸田町の条例は非常にすぐれている、返還の義務を負わないんだと。奨学金の問題については返還の問題で卒業してからまた苦しみになるということの状況からいきますと、私は幸田の場合は返還の義務を負わないという条例規定は、これはすぐれている。ただ、内容的に今の実態からいってどうなのかという点からいきますと、年々件数が減ってきますよと。19件からさらに減っていくというのは、やっぱり制度が仏はあるけれども魂が入っていない、仏つくって魂入れずという状況にあると。そうしたときに、私はもっともっと広く捉えるべきだと。そういう点で広く捉えるという点からいけば、子どもの小学校、中学校の就学援助、これ

も極めて今は低いんですわ、幸田の場合はね。もちろん全部が低いということではない。基本的にこの就学援助は憲法26条によるところの教育はこれを無償とするというものを国が定めて、それぞれの市町村がそれに倣ってということよりも、今は国がともかくであろうと市町村独自にこの問題を取り組んでいくというのが実態であります。そうしたときに、じゃあ、幸田町における就学援助の実態はどうかという点からいきますと、小学校でいきますと、これも26年度の決算ですが615件、全体の中でね。それから、中学校が402件という形で極めて少ない。先ほど申し上げた愛知県が約11%の子どもの貧困率といったときに、じゃあ、この11%に達しているのかと。達しておればいいじゃない。実態として子どもが11%の貧困の状態に置かれているときに、じゃあ、就学援助の申請の件数がそれに達していないというのは、一つは制度の周知がされていない。まあ、幸田の場合、申請についてのいろいろなやりくりはなくなりました。以前は嫌みを言ったり、民生委員が回ったりということはなくなりました。ですから、そうした点でいけば、幸田の場合はもっともっときちんとして取り組むということと同時に、子ども貧困対策はその家庭だけの問題じゃなくて社会の縮図ですから、それを取り上げていくのは行政として子どもたちが貧困に置かれているのは貧困の連鎖につながっていくからどこかで断ち切る。それが行政の役割、政治の役割だということなんだ。したがって、私は、一つは先ほど申し上げた小学校、中学校の就学援助の適用の状況がどのくらいの状況にあるのかということと、もう一つは、さらに何遍もお聞きするけれども、レベルアップと、就学援助についてはね。やっぱり、もっともっと引き上げていくべきだろうというふうに思うわけですが、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうした子どもたちを教育という面で支援をしていく中の大きなものの制度としては就学援助制度だというふうに思っています。給食費、学用品費、新入学用品費、修学旅行、校外学習等々の経費につきましても、準要保護の世帯について支援措置を図るということで継続しているところであります。件数的にもおっしゃっていただきますように、260名、小・中合わせてでありますけれども、このほぼ規模が3年度連続して出てきている状況を考えたときに、新入学で入っていただいたときには必ず皆さんにこの就学援助のパンフレットを入れて、対象となる方は御相談をいただき、申請をしていただくようなPRには努めておりますけれども、実態としてそのパーセンテージの方々が、相当する方々が申請をしていただいているかどうかにつきましては定かではございませんけれども、さらにこうした制度を活用していただく旨のPRは続けてもらいたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 就学援助につきましても、奨学金にしましても、一定の条件が示されている。その条件が極めて厳しいという点からいきますと、就学援助はそれほどでも私はないだろうなという自分の勝手な理解ですけれども。しかし、奨学金については条例及びその規則という点からいって、先ほど、今あなたが答弁をされた生活保護水準だと、あるいは町民税の非課税世帯だよというような形でいきますと、それは実態として貧困という物事の捉え方、先ほど申し上げたとおりユニセフはそういう捉え方はあかん

よと。だから、41カ国のそれぞれの国の貧困の実態を示して、そこから抜け出す。その抜け出す大きな力は教育ですよ。教育は子どもにきちんと対応していく、それは国の施策ですよ。こういう中で国の施策の中の延長線上として、それぞれの自治体が奨学金を設けている。設けている内容が極めてレベルが低いという点からいきますと、私は大幅に引き上げるべきだと。それとあわせて、そういう土壌をつくっている一つの要因としては、就学援助とは貧しいものが申請するものなりと。こういうのは憲法のほうからいくと、憲法はあくまでも教育は無償と。それを具現化したのが一つの就学援助の問題ですよということですから、それをきちんと位置づけるべきだ。PRし案内も差し上げております、それはそれで結構ですけれども、やっぱり内容の検証をしながら子どもの状況から含めて申請することを何か恥じらったりね。以前は子どもの給食費は就学援助をやると教師が子どもに渡したわけだ。あんた、貧しいなと言ってね。こんなばかなことをやってきたのが幸田町なんだ。今はそういうことはないわな。ないという点からいけば、私はどんどんどんどん改善をされていく今の状況から含めていくなれば、私はそういうことにきちんと前向きに取り組むべきだというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、奨励金の一つの要素としては、今、国が新たに高等学校と就学支援金という制度を開始しています。これは先ほどから貸付型ではなくて給付型の制度でございますので、いわゆるこうした制度も活用していただける。その中で幸田町の独自の奨学金制度と比べてみてという判断も一部はあるのかもしれないということと思っています。それから、就学援助の制度につきましては、これまでPRもしてきて給食費等の話もいただいているわけでありすけれども、やはり使いやすいといいますか、申請についてもやはり心づかいをしていただきながら役場のほうに来ていただいている部分は承知をしておりますけれども、何分にも出していただかないことには審査等も調査等も収入等のこともできませんので、そうした部分についてはお許しをいただきたい部分もあるわけですが、制度周知にはさらに磨きをかけてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がありませんのでまとめて申し上げますが、今申し上げた就学援助の関係も、基本的には制度が周知徹底されて国民の権利なんだと、あてがいぶちじゃないんだよというの、これは教育の重要な相手なんだよね。受けることが恥ずかしいことではない、憲法に保障された国民の権利としてこの制度を利用するんですよということも、私はきちんと教育の中でやるべきだと。

それから、もう一つは私立高等学校の授業料の関係からいけば、ことしで制度が発足して25年、四半世紀たっても年額1万2,000円と。このままの状況というのは私は時計がとまったままでいいのかという点からいって、この私立学校の授業料の援助の関係も増額を図るべきだ。そこから給付金の関係、奨学金の関係ももっともって門戸を広げて、敷居を低くして取り組むことを再度求めて答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 奨学金のほかに私立高校の授業料補助につきましても、制度開

始時から金額等変わってないという御指摘でございます。就学助成のほうにつきましては、助成金額についてはおおむね県内の中でもほぼ平均的かなというふうには思っておりますけれども、手前みそで恐縮でございますが、この奨学金と私立高校の補助を両方行っている自治体については県内では9つということの状況も含めて、先ほど来の奨学金の拡大あるいは就学助成費の拡大、これらについての考えにつきましてはいろいろな自治体等の均衡等もありますし、もちろんその意思是支援をしていくというところには間違いないわけでありますが、次年度予算等の関係もありますので、さらに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は6月8日、水曜日、午前9時から再開をいたします。

本日は、一般質問をされる方につきましては、議会だよりの原稿を6月10日、金曜日までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 5時11分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 8 年 6 月 3 日

議 長

議 員

議 員